

結城市 立地適正化計画



ごあいさつ

本市は、茨城県の西部で栃木県との県境に位置し、都心から約 70km、新 4 号国道と国道 50 号が交差する交通の要衝であり、北部地区には中世の城下町の町割りや、当時の寺や神社、見世蔵など歴史的な建物が多く現存し、歴史と文化の薫る町です。



本市では、今後急速に人口減少・少子高齢化が進むことが予測され、これからも都市の活力を維持していくためには、安全・安心で便利な生活環境を形成しながら、財政面及び経済面において持続可能な都市経営が大きな課題とされています。

地方都市が同様の課題を抱える中で、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正されて、都市機能の集約と居住の誘導、公共交通ネットワークの形成による利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進する立地適正化計画制度が創設されました。

本市においては、平成 29 年に改定した「結城市都市計画マスタープラン」で示すまちづくりの方向性を踏まえ、商業・医療・福祉などの都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化するため、「結城市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、20 年後の都市の姿を展望したうえで、「まちづくりの方針」、都市機能や居住の誘導区域等を定める「誘導区域・施設」、防災に係る取組を定める「防災指針」、各種誘導の実現に向けた施策等を定める「実現方策」の 4 つの項目により構成します。

今後は、結城市都市計画マスタープラン及び本計画をまちづくりの指針とし、市民の皆さまと互いに協力しながら、持続可能な都市の形成を目指していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました結城市都市計画審議会をはじめとする多くの皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 3 月

結城市長 小林 栄

《目次》

序章 立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画対象区域	3
4. 計画期間	4
5. 計画の構成	4

第1章 市の現況と都市構造上の課題

1. 市の現況	6
2. 都市構造上の課題	30

第2章 立地適正化計画のまちづくり方針

1. 都市計画マスタープランとの関連性	36
2. 立地適正化計画のまちづくり方針	37

第3章 目指すべき都市の骨格構造

1. 目指すべき骨格構造の基本的な考え方	42
2. 目指すべき都市の骨格構造	43

第4章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定方針	48
2. 本市における居住誘導区域の設定方針	51
3. 本市における居住誘導区域の設定フロー	52
4. 居住誘導区域	53

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域の設定方針	58
2. 本市における都市機能誘導区域の設定方針	59
3. 本市における都市機能誘導区域の設定フロー	60
4. 都市機能誘導区域	61
5. 誘導施設の設定方針	67
6. 本市における誘導施設の設定	68

第6章 防災指針

1. 防災指針とは.....	80
2. 災害ハザード情報等の収集、整理	81
3. 本市における災害ハザード情報等の収集、整理.....	85
4. 災害リスクの高い地域等の抽出.....	95
5. 地域ごとの防災上の課題の整理.....	121
6. 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討	125
7. 具体的な取組及びスケジュールの検討	127

第7章 誘導施策

1. 誘導施策の設定方針.....	130
2. 居住誘導に係る施策.....	131
3. 都市機能誘導に係る施策	133
4. 公共交通ネットワークに係る施策.....	136

第8章 目標指標と進行管理及び届出制度

1. 目標指標の設定	140
2. 進行管理.....	143
3. 届出制度.....	144

【参考資料】

序 章 立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画対象区域.....	3
4. 計画期間	4
5. 計画の構成.....	4

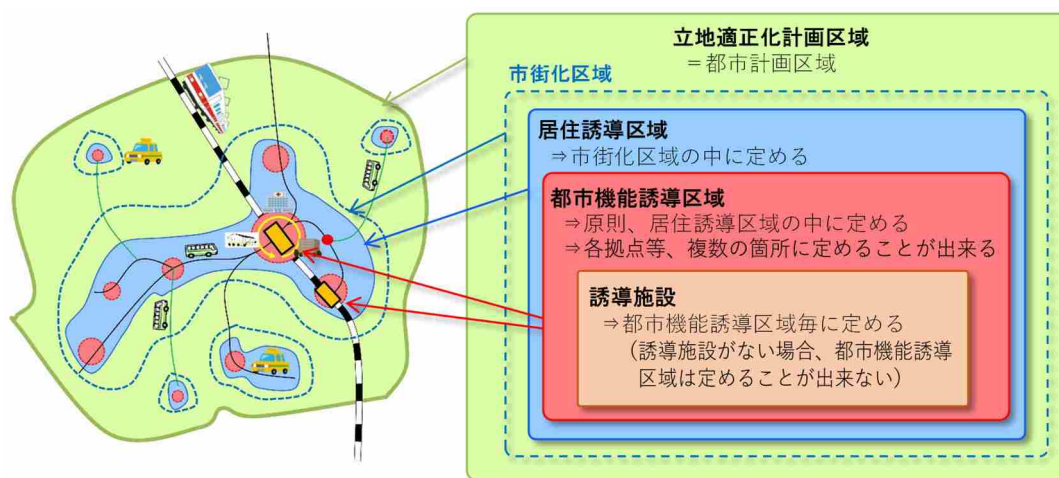
1. 立地適正化計画とは

本市では、今後急速に人口減少・少子高齢化が進むことが予測されています。これからも都市の活力を維持していくためには、安全・安心で便利な生活環境を形成し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進していくことが必要とされます。

上記のような課題をまちづくりの観点から解決するのが立地適正化計画です。医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していく手法です。本計画では、以下のような商業施設や医療施設などの誘導を図る区域及び施設の種類、居住を誘導する区域等を定め、持続可能なまちづくりを進めます。

《立地適正化計画で定める内容》

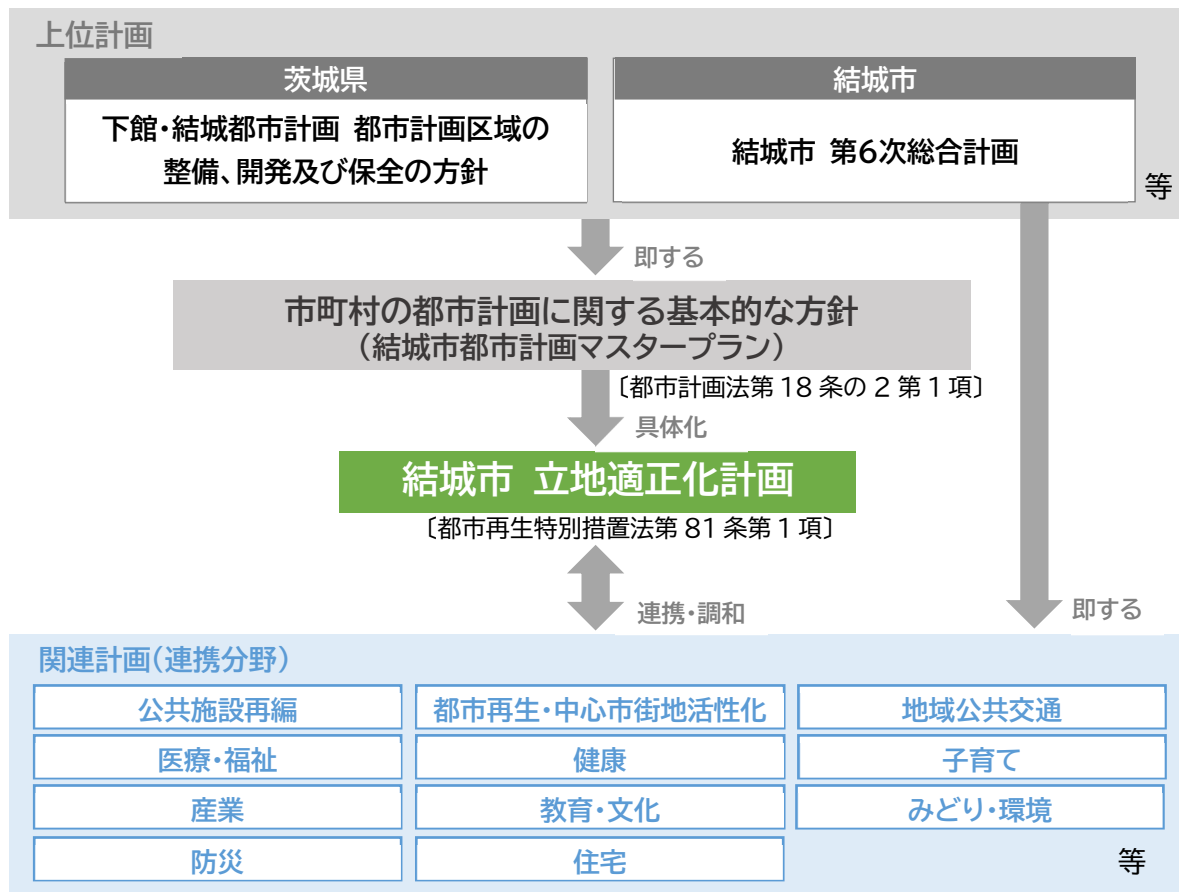
- | | |
|-----------------------|------------------|
| I. 立地適正化計画の区域 | V. 誘導施設 |
| II. 立地適正化計画に関する基本的な方針 | VI. 誘導施策 |
| III. 居住誘導区域 | VII. 目標値の設定・評価方法 |
| IV. 都市機能誘導区域 | VIII. 防災指針 |



出典：国土交通省資料(一部加工)

2. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体の観点より、居住機能、福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して検討を行います。そのため、上位計画である本市の総合計画等に即すると共に、関連する各種計画と連携・調和が保たれる必要があります。

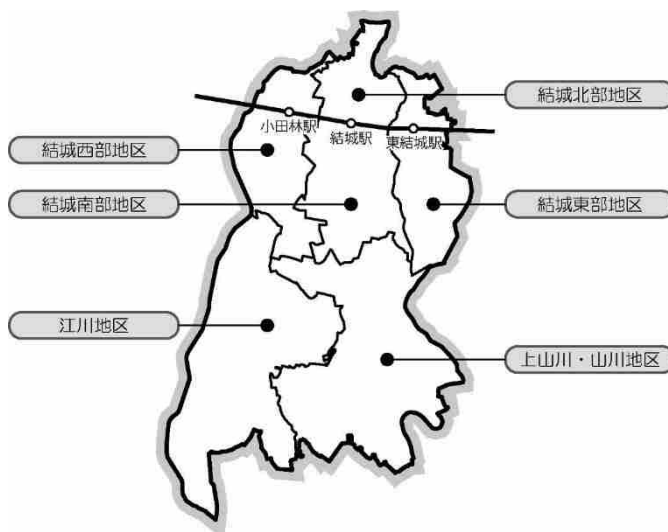


3. 計画対象区域

立地適正化計画の対象区域は都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域（本市の場合は市全域）とすることが基本とされています。

本市においても、市全域の状況を踏まえて検討や施策を講じていく必要があるため、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象区域とします。

<計画対象区域(市全域)>



4. 計画期間

本計画は、20年後の都市の姿を展望した上で策定します。また、概ね5年毎に評価・検証を行うことを基本として、今後の総合計画や都市計画マスタープランの改定等と整合させながら、必要に応じて、見直し・変更を行うものとなります。

計画期間
令和5年度～令和24年度

5. 計画の構成

立地適正化計画は、市全体の将来都市像や都市構造、それぞれの方針を定める「まちづくり方針」、都市機能や居住の誘導区域等を定める「誘導区域・施設」、居住誘導区域内の防災に係る取組を定める「防災指針」、各種誘導の実現に向けた施策等を定める「実現方策」の4つの大項目により構成します。

<計画の構成>

序章 立地適正化計画の概要

- 本計画の策定の背景や位置付け、計画期間、構成等を整理します。

第1章 市の現況と都市構造上の課題

- 本市の現況及び都市構造上の課題を整理します。

第2章 立地適正化計画のまちづくり方針

- 現況と課題、上位関連計画を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくり方針を示します。

まちづくり方針

第3章 目指すべき都市の骨格構造

- 立地適正化計画のまちづくり方針の実現に向けて、目指すべき都市の骨格構造を示します。

第4章 居住誘導区域

- 居住を誘導する区域の設定を示します。

誘導区域・施設

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

- 都市機能を誘導する区域の設定及び誘導を図る施設を示します。

第6章 防災指針

- 居住誘導区域内を中心とした防災の取組を示します。

防災指針

第7章 誘導施策

- 居住誘導及び都市機能誘導等の実現に向けた取組を示します。

実現方策

第8章 目標指標と進行管理及び届出制度

- 本計画の達成状況を把握する目標指標の設定、本計画の見直し等の進行管理、誘導区域外での立地に必要な届出の考え方を示します。

第 1 章 市の現況と都市構造上の課題

1. 市の現況	6
2. 都市構造上の課題	30

1. 市の現況

(1)人口

1)人口の推移・人口動態

- 本市の国勢調査による総人口は、1980年代から1990年代にかけて人口が増加傾向で推移し、1985年には人口が5万人を突破しましたが、1995年の53,777人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2045年には38,285人となり、2020年の50,645人に比べて、24.4%減少する見込みとなっています。
- 自然動態は一貫して、死亡者数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。社会動態は、大半を転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

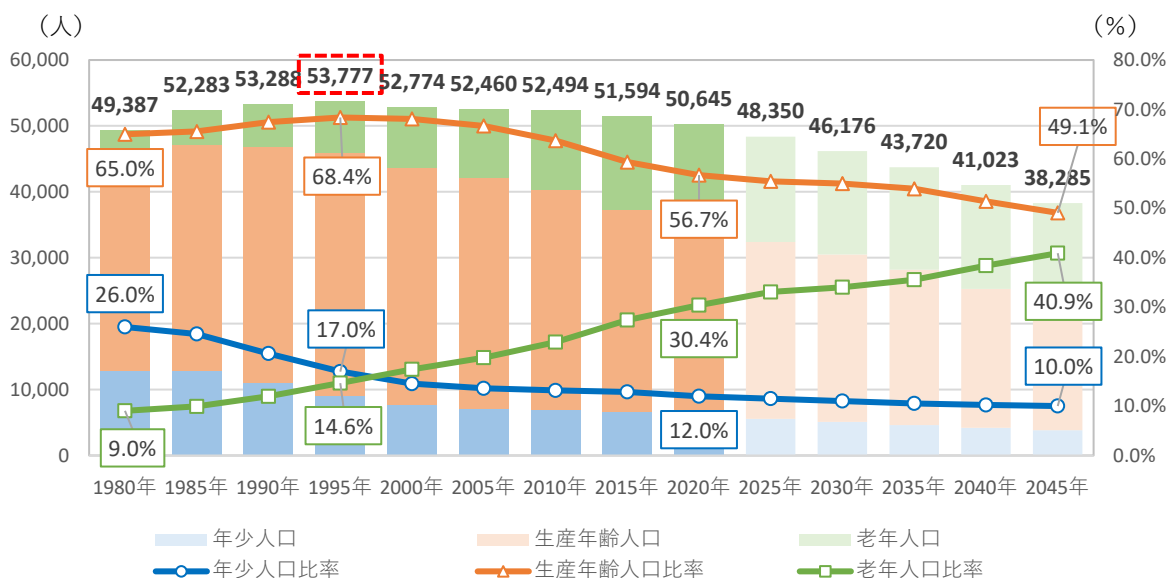


図 年齢3区別の人口推移

出典：(実績値) 国勢調査、(推計値) 国立社会保障・人口問題

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100.0%とはならない。

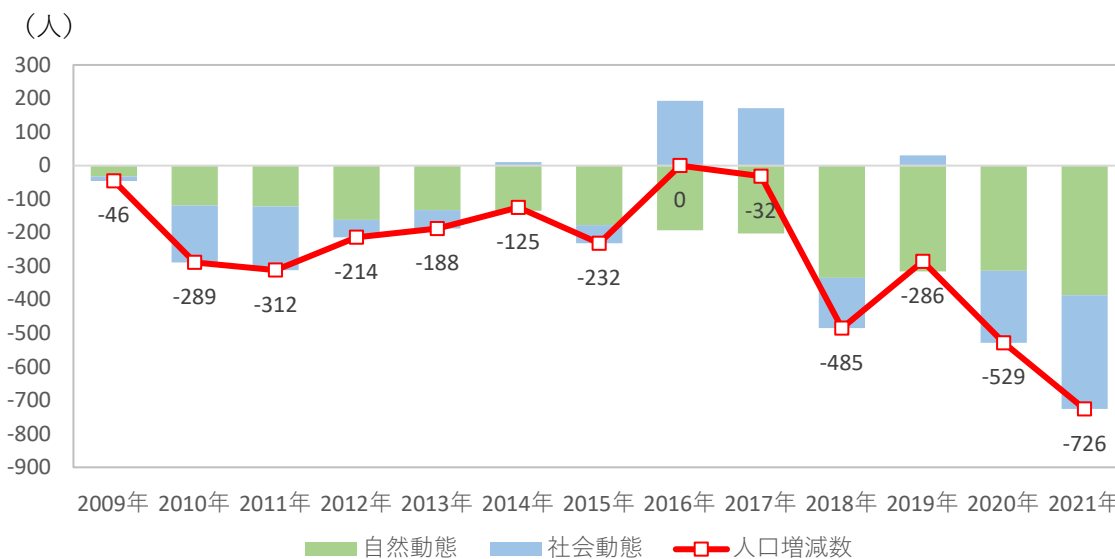


図 人口動態の推移

出典：統計ゆうき

2)人口分布(人口密度)

- 2015年の人口密度では、既成市街地の最低基準とされる40人/ha（都市計画運用指針第12版）を上回るエリアは主に結城駅を中心とした市街化区域内で多くみられますが、全市的な人口減少に伴い2045年には市街化区域内でも人口密度の低下が見込まれています。

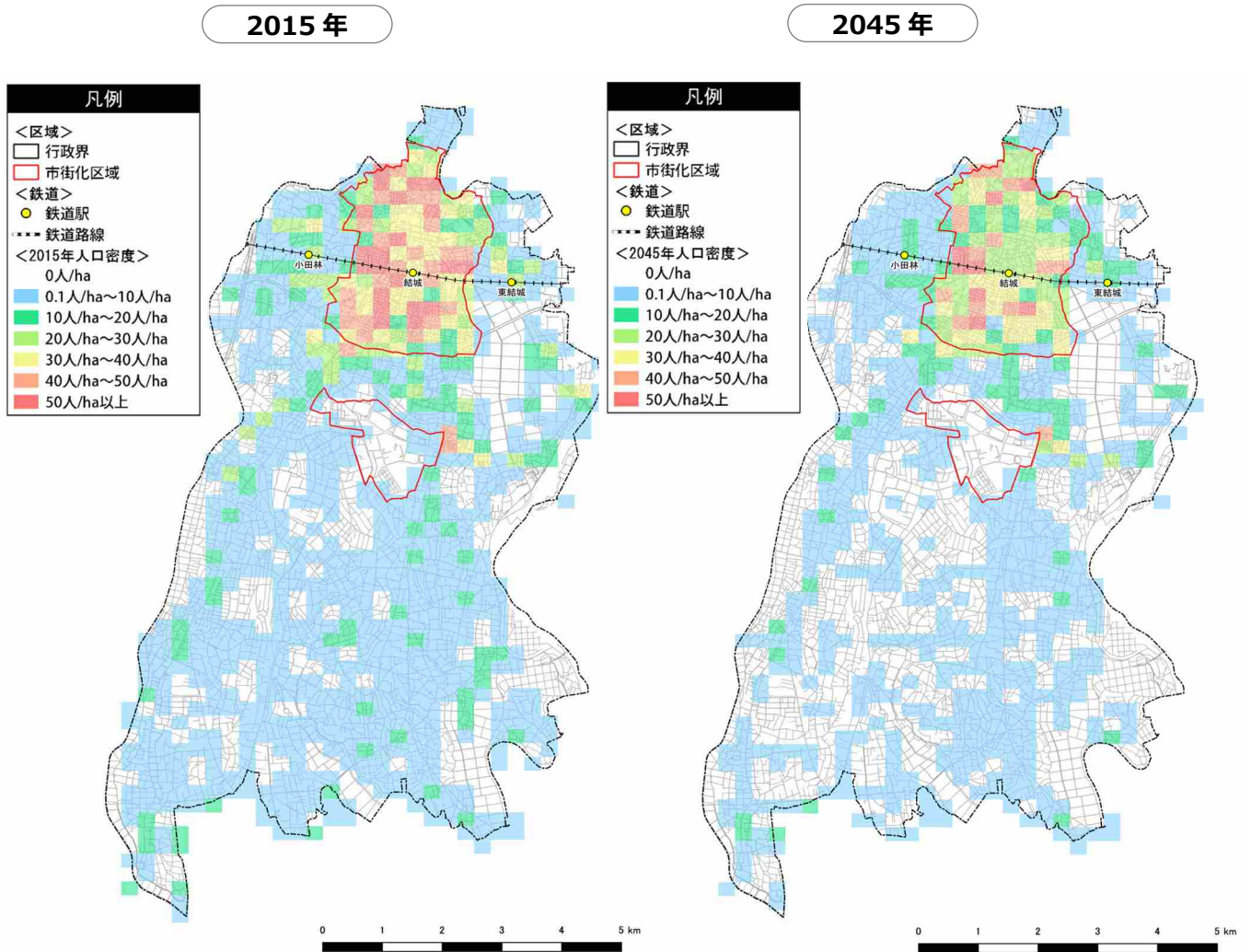


図 人口密度

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

3)人口分布(人口増減)

- 2015年から2045年の人口増減数をみると、市街化調整区域の一部で増加しているエリアがあるものの、市内全域で人口が減少しています。特に一定程度人口が集積している結城駅周辺では、100人以上減少するなど、人口減少幅が大きくなっています。

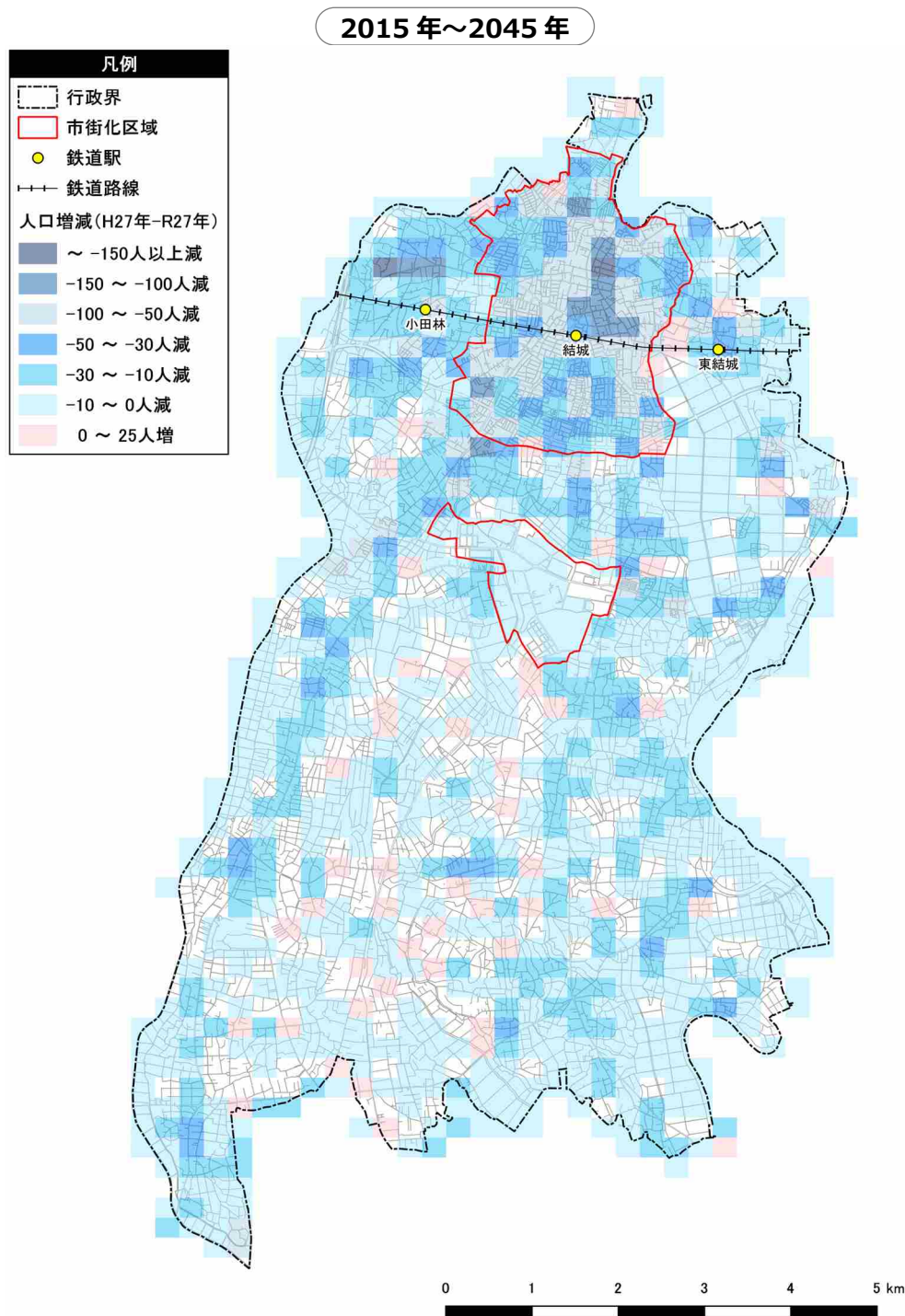


図 人口増減数 (2015～2045年)

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

4)年齢別人口分布(高齢化率)

- 2015年には郊外部において高齢化率が50%以上となっている箇所が多く、最も高い比率を示しているのは、結城南部地区や江川地区周辺となっています。
- 2015年から2045年にかけて市域のほぼ全域で高齢化率が上昇する見込みとなっています。2015年における市全体での高齢化率は27.4%ですが、概ね20年後には高齢化率40%を超えるエリアが、全市的に広がっており、市街化区域内にもみられます。

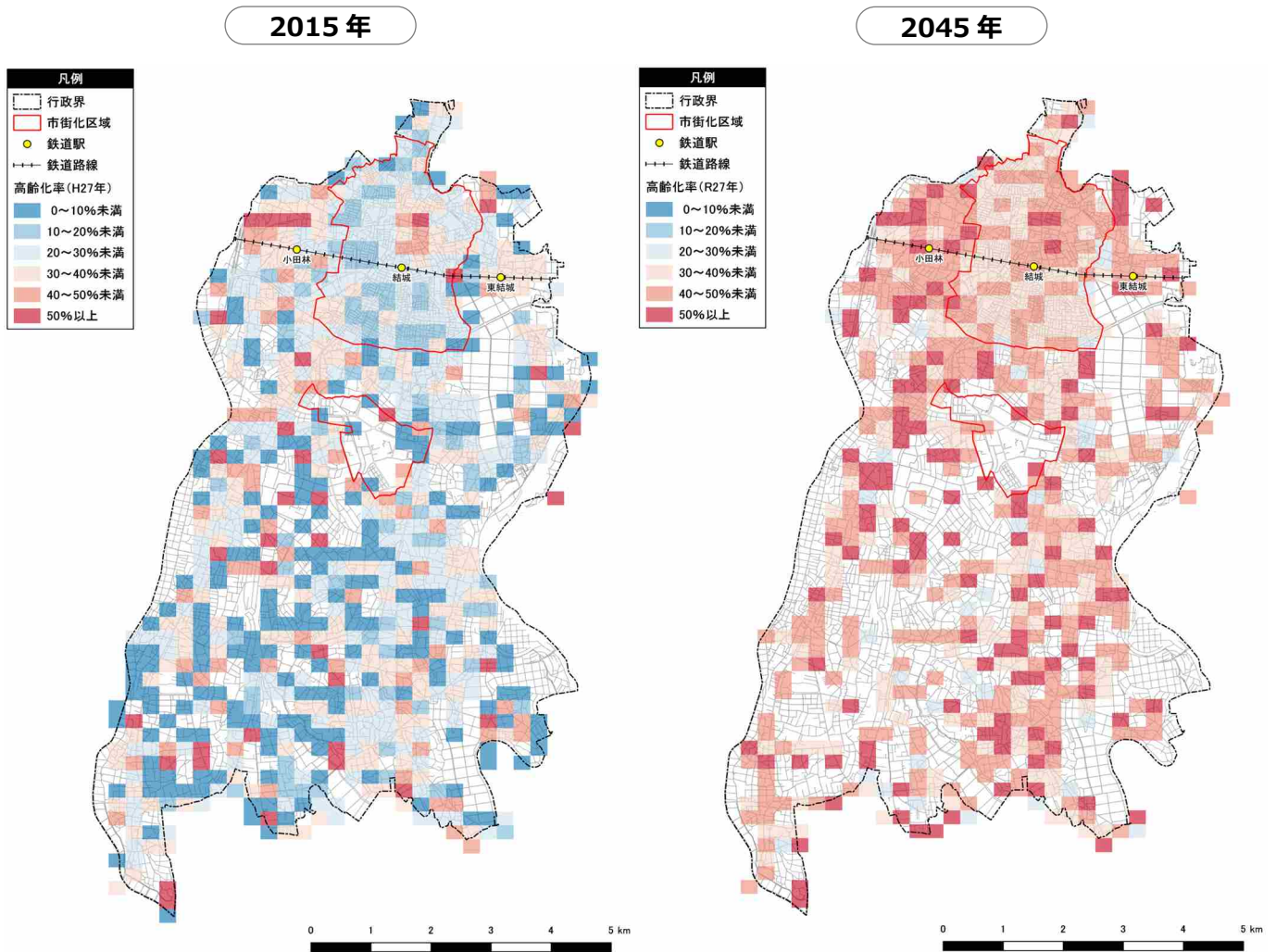


図 高齢化率

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

※5歳階級年齢別人口が秘匿処理されている「人口が著しく小さい地域」は推計できないため、非表示

(2)土地利用

1)土地利用状況

- 地目別土地利用では、畑が約4割で最も多くなっていますが、畑や山林などの自然的土地利用とともに減少傾向となっています。一方で宅地は増加傾向で推移しており、全体の約2割を占めています。
- 土地利用の中で未利用地となっている「その他の空地」は、約100haとなっており、全体の1.7%を占めています。

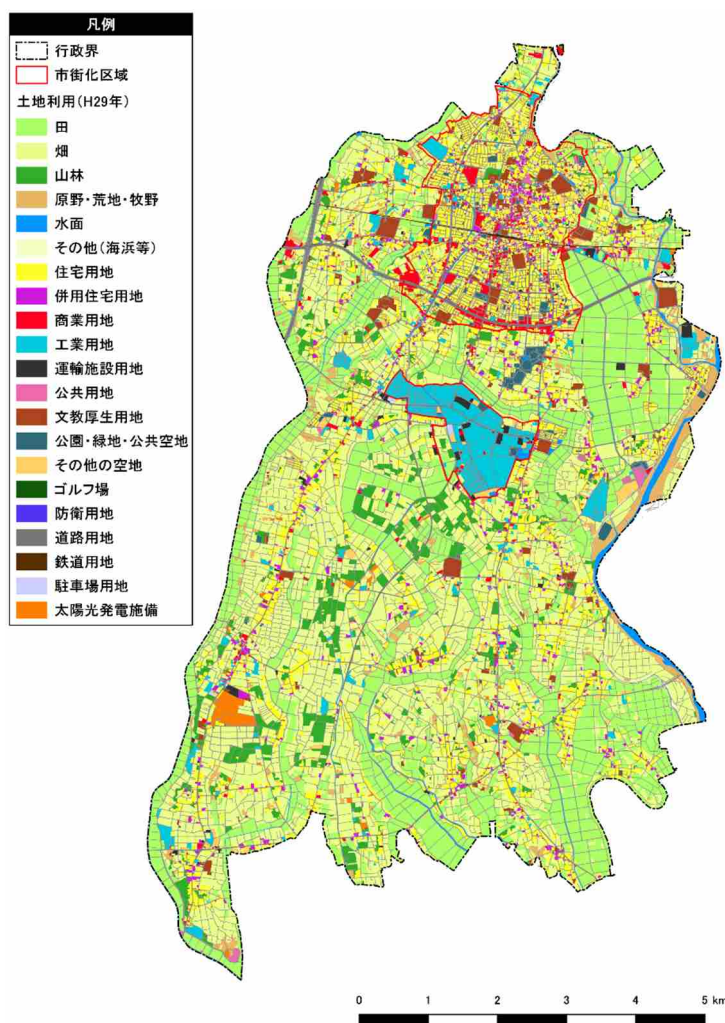


図 土地利用現況

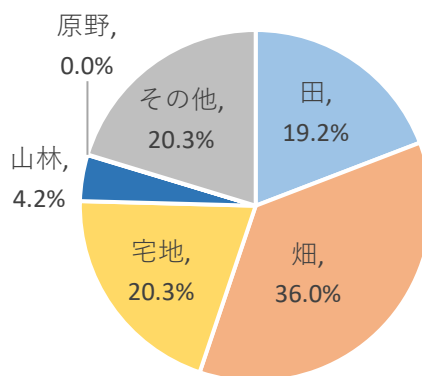


図 地目別土地利用の現況(2019年)

表 土地利用(細分用途)の現況(2017年)

	面積 (ha)	割合 (%)
田	1548.77	25.9%
畑	2105.84	35.2%
山林	270.75	4.5%
原野・荒地・牧野	198.07	3.3%
水面	95.13	1.6%
その他(海浜等)	10.87	0.2%
住宅用地	904.17	15.1%
併用住宅用地	117.38	2.0%
商業用地	98.62	1.6%
工業用地	240.11	4.0%
運輸施設用地	30.58	0.5%
公共用地	14.80	0.2%
文教厚生用地	149.52	2.5%
公園・緑地・公共空地	47.17	0.8%
その他の空地	100.16	1.7%
ゴルフ場	0.00	0.0%
防衛用地	0.00	0.0%
道路用地	2.76	0.0%
鉄道用地	7.48	0.1%
駐車場用地	13.24	0.2%
太陽光発電施設	30.72	0.5%
合計	5986.12	100.0%

出典：税務課「固定資産税概要調書」(各年1月1日現在)、都市計画基礎調査(H29年度)

※その他の空地について

- ・建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)
- 都市計画 基礎調査実施要領(国交省)より

2) 空き家

- 住宅総数における空き家の割合は、2003年からほぼ横ばいで推移しています。2018年の空き家率は茨城県平均14.8%に比べて、本市は11.3%と下回っていますが、空き家戸数は増加傾向で推移しています。
- 市独自の空き家調査では、市域に広く分布し402戸が確認されており、特に利活用が困難な住居（Cランク）や倒壊危険性のある住居（Dランク）は、約半数を占めています。
- 市街化区域内における空き家は、全体の40.3%を占め、そのうち管理不全の空き家（C、Dランク）は約4割を占めています。

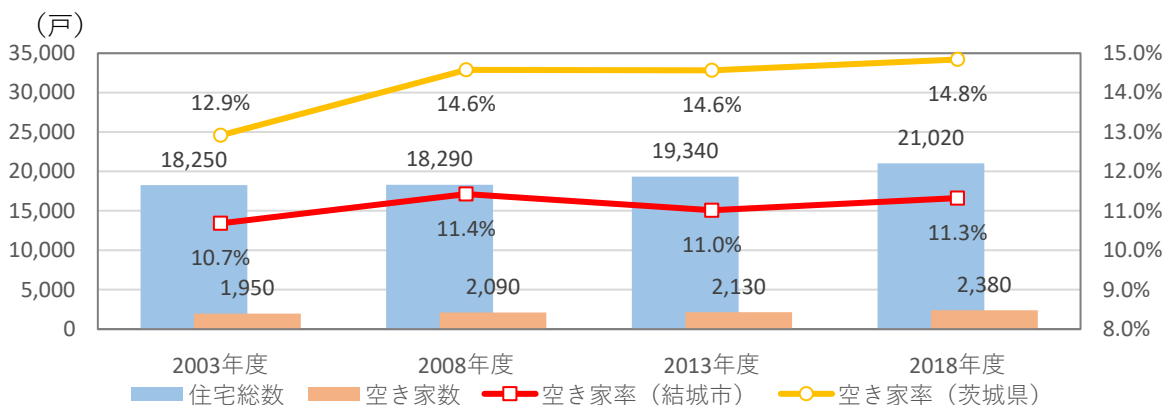


図 空き家及び空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

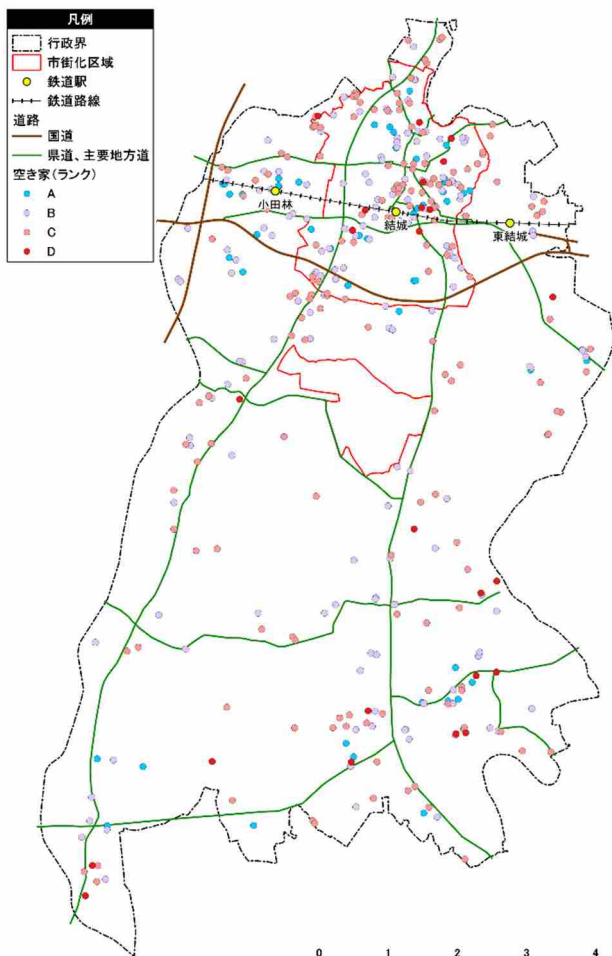


図 空き家の分布状況

表 空き家調査の結果

ランク	戸数	市街化区域内	市街化区域内の割合
【A】 当該家屋についての現況により、管理されていると断定できる住居（管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能）	50	23	46.0%
【B】 調査の結果から、おおむね管理されていると思われる住居（管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能）	164	69	42.1%
【C】 調査の結果から、管理不全と思われる住居（倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難）	164	61	37.2%
【D】 調査の結果から、管理不全と思われる、なおかつ建物の老朽化が見られる住居（倒壊の可能性など、現況のままの利用は不可能）	24	9	37.5%
計	402	162	40.3%

出典：市の調査に基づく資料

第1章 市の現況と都市構造上の課題

(3) 都市基盤整備

1) 市街地開発事業

●本市の土地区画整理事業は、完了が10地区、施行中が5地区となっています。

表 土地区画整理事業一覧

No	施行者	土地区画整理事業施行地区名称	面積 (ha)	事業進捗	事業認可	事業年度
①	市	結城南部第一	73.1	完了	S61.1.17	S60~H19
②	組合	立町西町	6.1	完了	S53.7.17	S53~S59
③	市	結城南部第二	55.5	施行中	H3.1.9	H2~
④	組合	結城第一工業団地	53	完了	H1.5.6	H1~H7
⑤	市	結城南部第四	44.1	完了	H4.9.7	H4~H28
⑥	組合	四ツ京	41	施行中	H6.4.7	H6~
⑦	組合	結城第一工業団地矢畑地区	38	完了	H20.12.8	H20~H28
⑧	組合	鹿窪	33.2	完了	S61.1.16	S60~H03
⑨	組合	逆井	25	施行中	H6.4.7	H6~
⑩	市	結城駅前	2.5	完了	H4.1.10	H3~H17
⑪	市	結城南部第三	23.4	施行中	H5.11.30	H5~
⑫	組合	川木谷	24	完了	S55.4.14	S55~H02
⑬	市	駅南	18.3	完了	S37.2.12	S36~S59
⑭	組合	富士見町	16.3	施行中	H4.6.22	H4~
⑮	組合	結城第一工業団地上山川北部地区	14.4	完了	H30.9.3	H30~R3

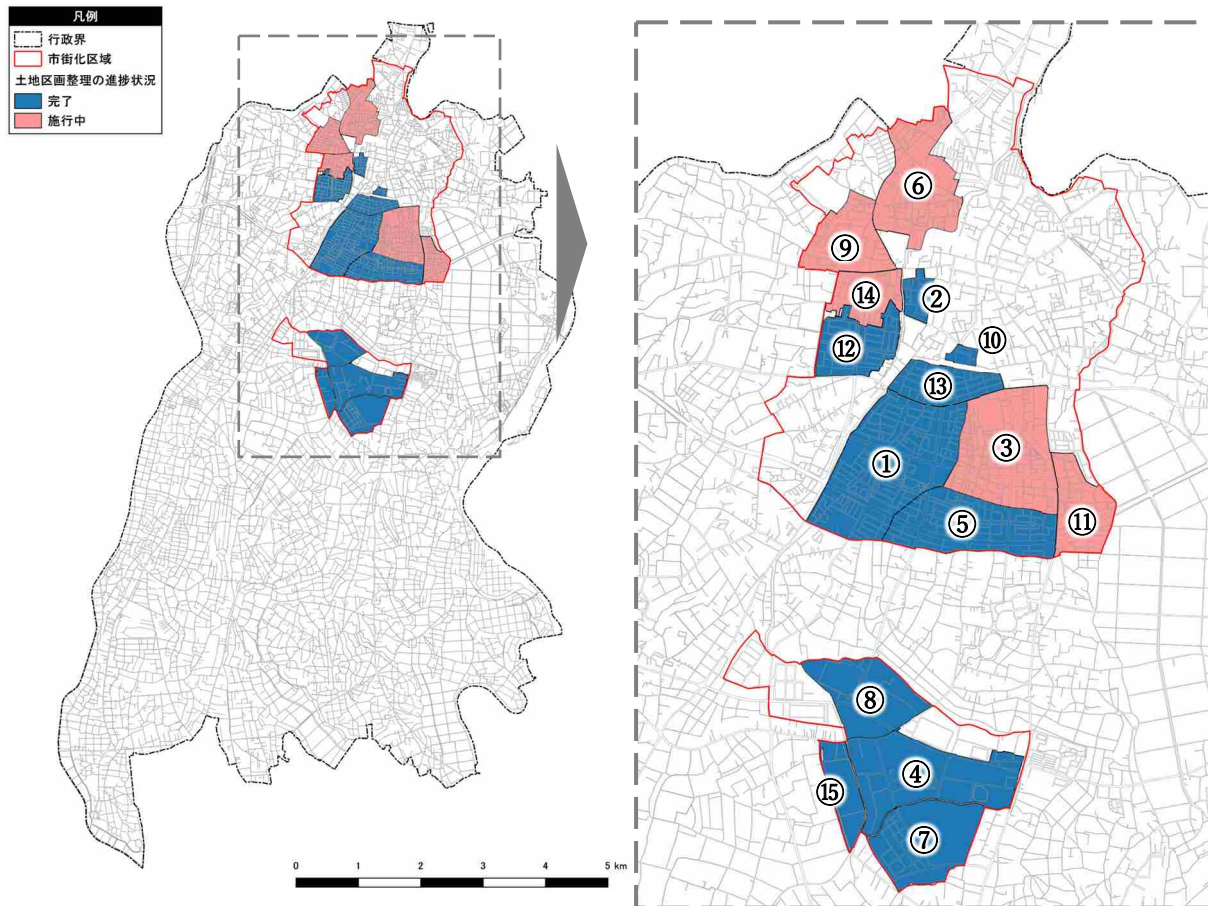


図 土地区画整理事業位置図

出典：都市計画基礎調査（H29年度）、市作

2)都市計画道路の整備状況

- 都市計画道路は、19路線（41,390m）が都市計画決定されており、そのうち32,700mが改良済みとなっています（進捗率：79.0%）。

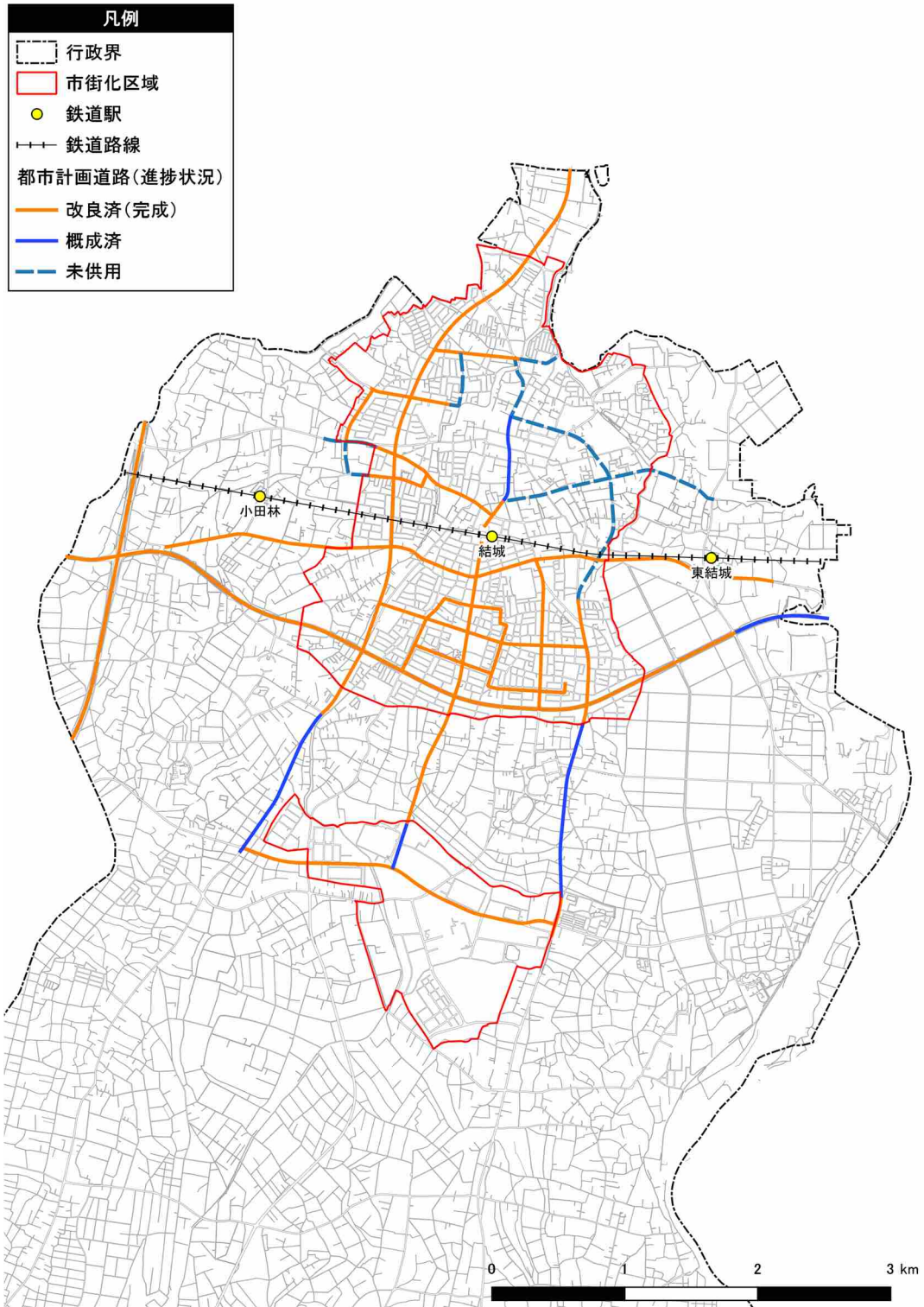


図 都市計画道路の整備状況

出典：都市計画基礎調査（H29年度）、市作成資料

3) 公共下水道

- 結城市公共下水道事業は昭和53年11月から供用開始され、41年が経過しています。
- 市街化区域を中心に整備され、処理区域内人口密度は34.6人/ha（平成30年度末）となっています。また、処理場は結城市下水浄化センターの1カ所となっています。
- 平成26年から平成30年までの実績値では、市街化調整区域の人口減少に対し、公共下水道処理区域内である市街化区域の人口増加が大きいいため、処理区域の人口は増加傾向にあります。

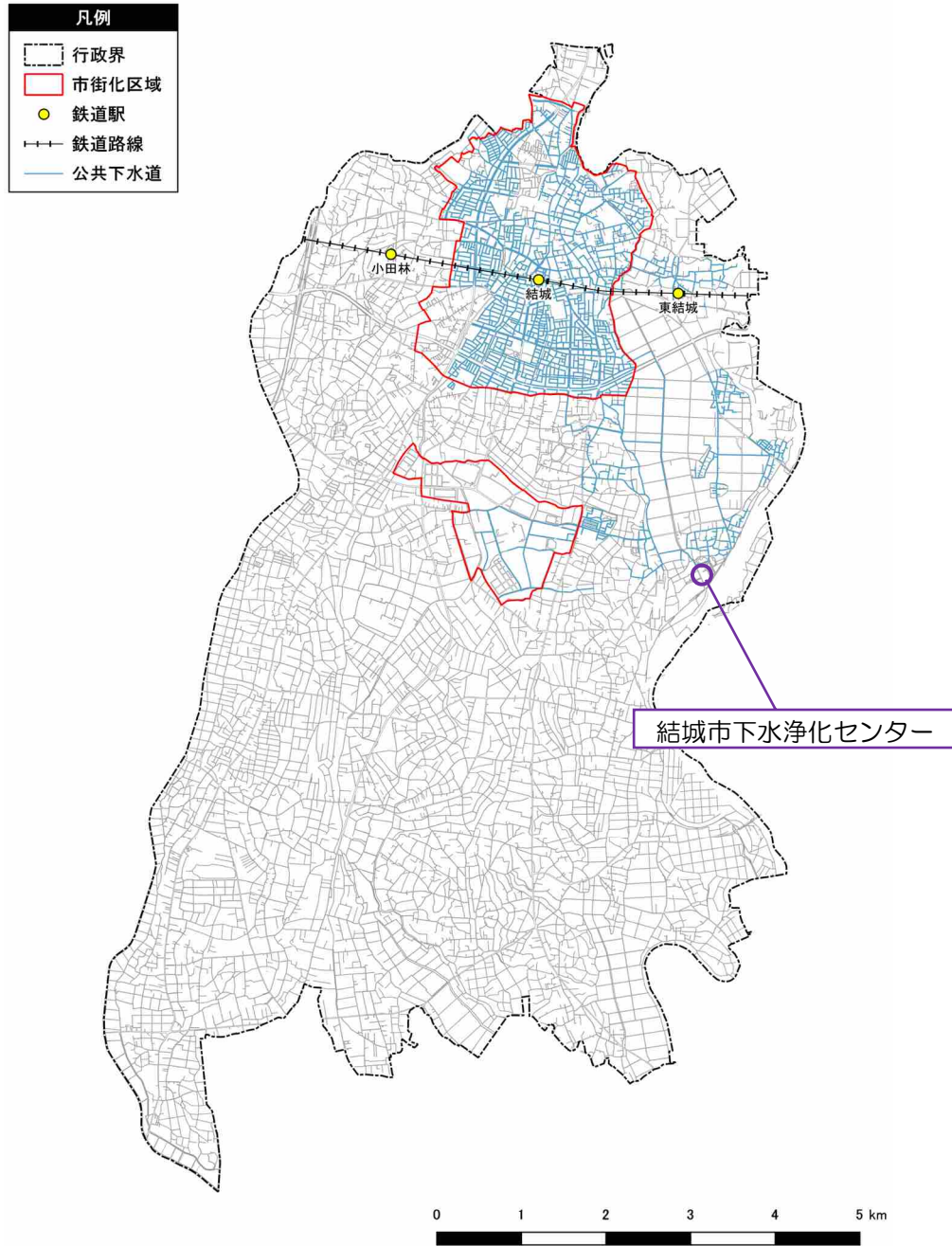


図 公共下水道の整備状況

出典：市作成資料、結城市公共下水道事業経営戦略（令和元年度）

第1章 市の現況と都市構造上の課題

<利根川水系田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）>

- 市街化区域内への浸水は、一部の範囲（0.5～3.0m未満）に留まっている一方、市街化調整区域である田川沿岸の地域では、深いところで3.0～5.0m未満となることが予想されています。

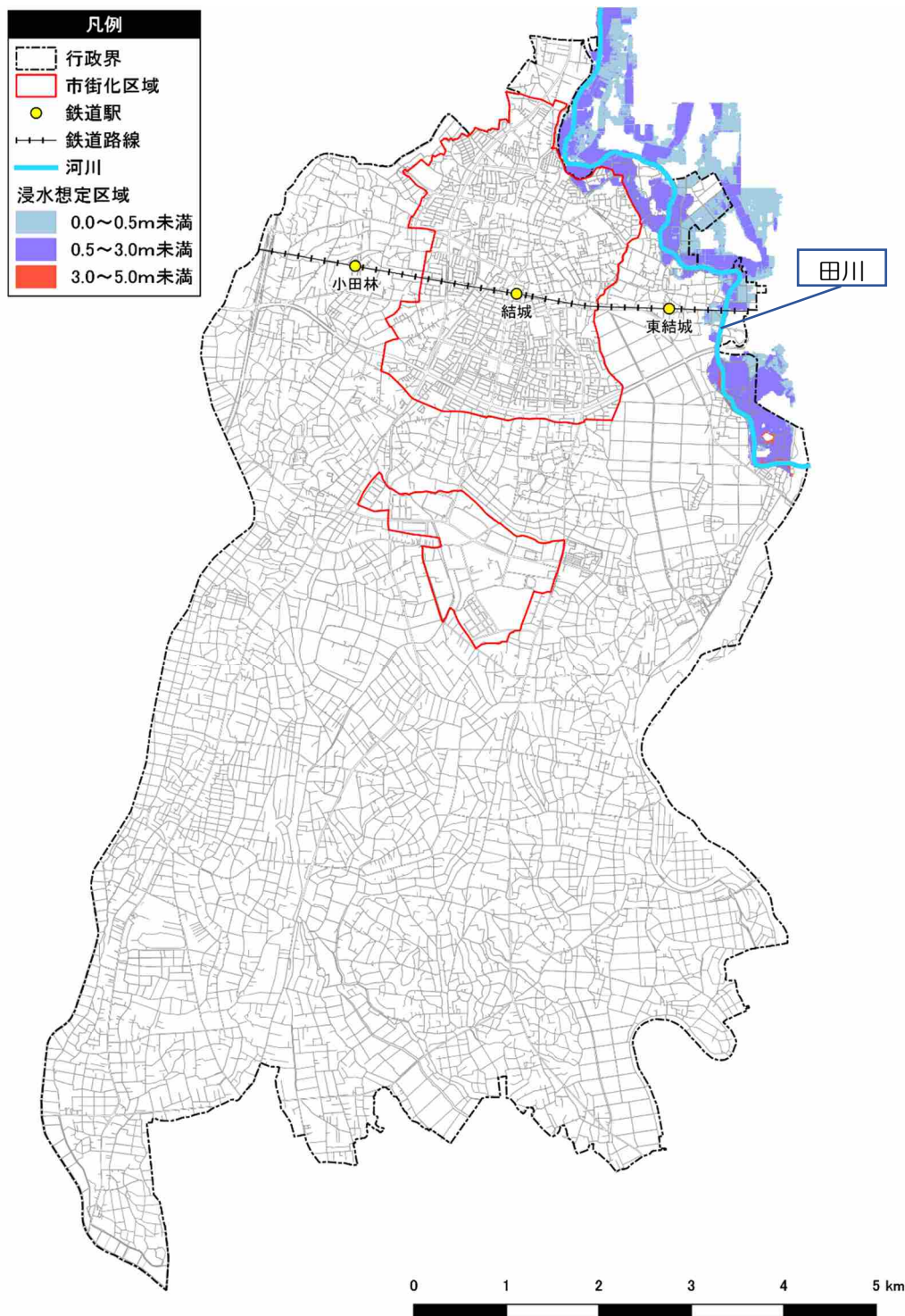


図 利根川水系洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：国土数値情報、国交省下館河川事務所

2) 雨水出水(内水)

- 2003年8月5日の豪雨(時間当たり最大雨量 67mm/hr)を想定した本市の内水ハザードマップでは、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において0.3~1.0mの浸水想定区域が広く点在しており、特に人口が集中している中心市街地が広がる結城駅から都市交流拠点に位置付けられているシビックセンターゾーンにかけて、指定されています。

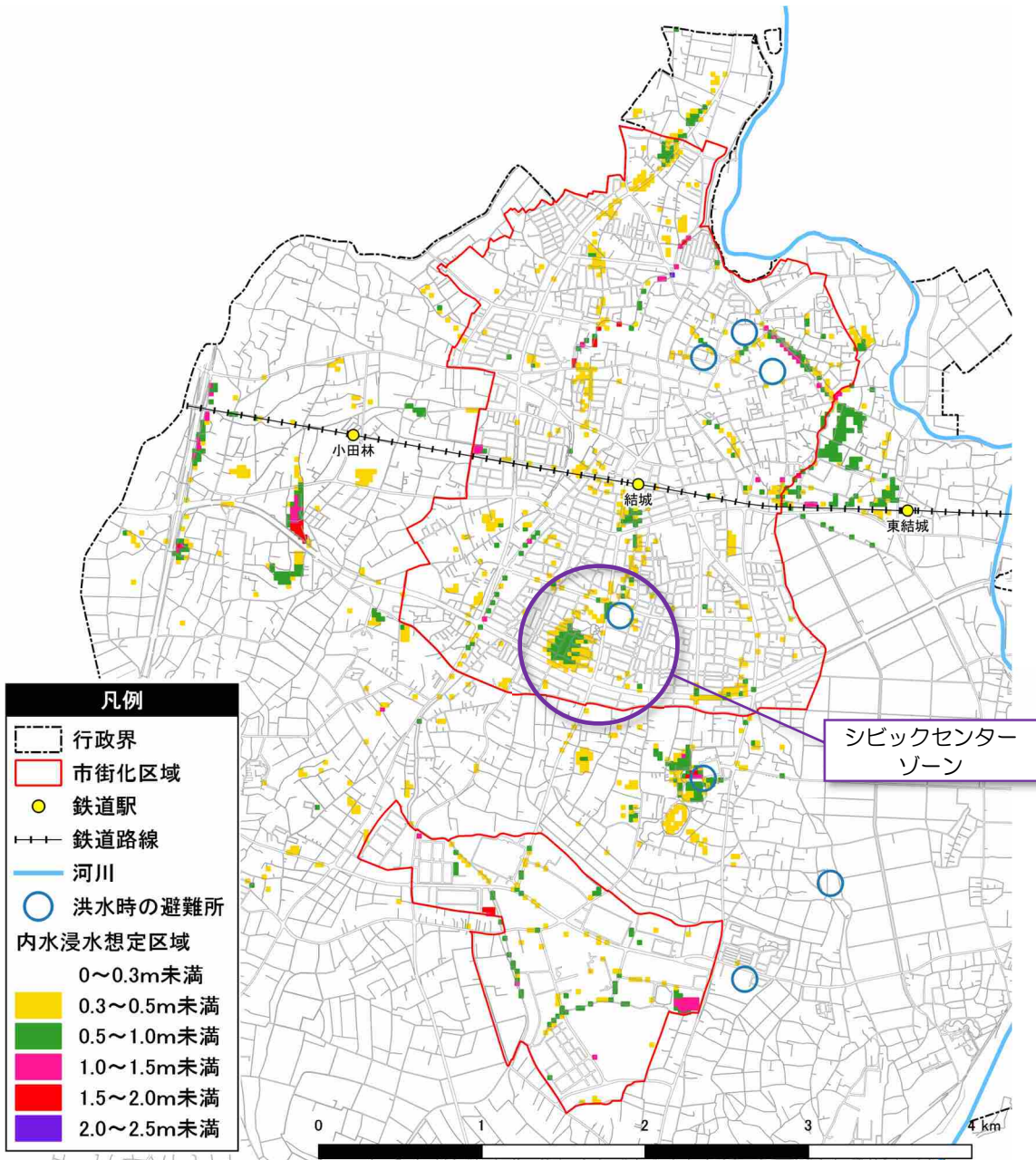


図 内水想定

出典：市作成資料

第1章 市の現況と都市構造上の課題

3)土砂災害

- 江川地区南部の一部に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。
- 指定された区域には、自力避難が困難なため、土砂災害の犠牲者となりやすい要配慮者の利用する高齢者福祉施設が立地しています。

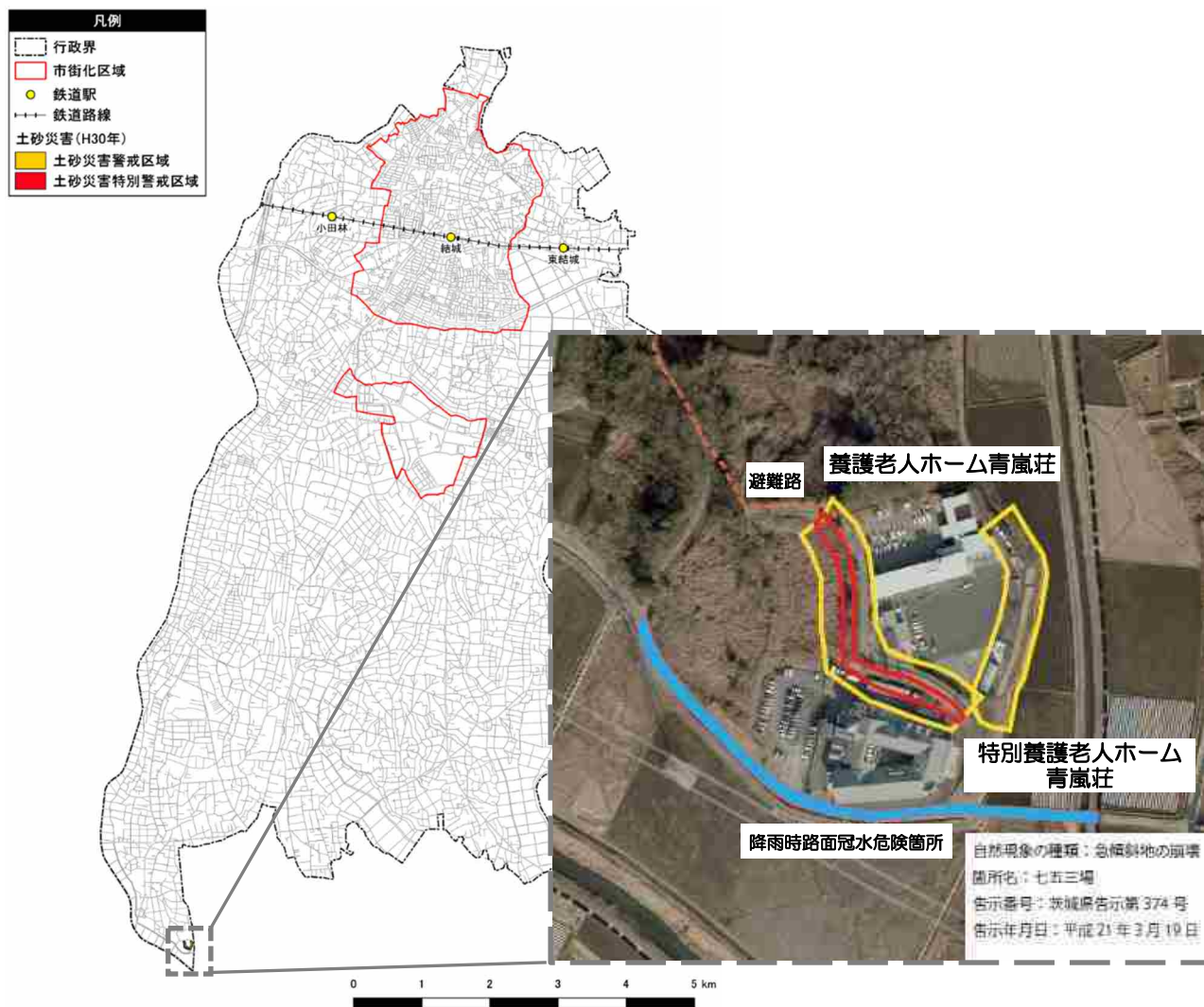


図 土砂災害警戒区域の指定状況

出典：国土数値情報、市HP

(5)都市機能施設

1)行政施設

- 行政サービス施設は、市役所及び結城出張所が市街化区域内に立地し、市街化調整区域では出張所が山川地区、江川地区に1か所ずつに立地しています。
- 結城市役所は、結城駅北部から結城駅南部に位置する市民文化センターアクロスの南側に移転しました。

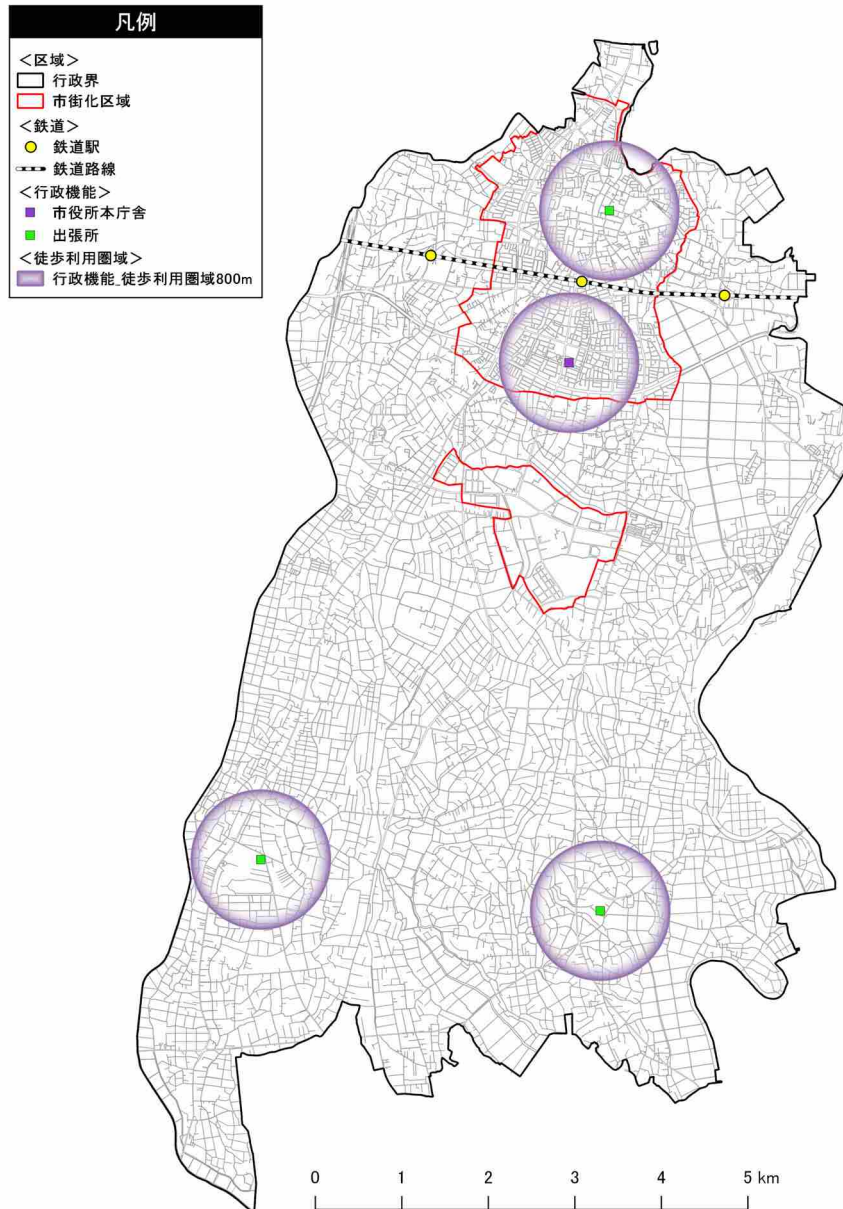


図 行政サービス施設

出典：市HP（公共施設一覧 H30.7）

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）」において示されている一般的な徒歩圏である半径800mを採用。

第1章 市の現況と都市構造上の課題

2)生活サービス施設(医療・商業・福祉等)

- 日常的に利用される各種施設は、人口が集積する市街化区域内において広く点在しています。
- 各施設の利用圏(半径800m)は、市街化区域を概ねカバーしていることから、一定の生活利便性が整っているものと捉えることができます。

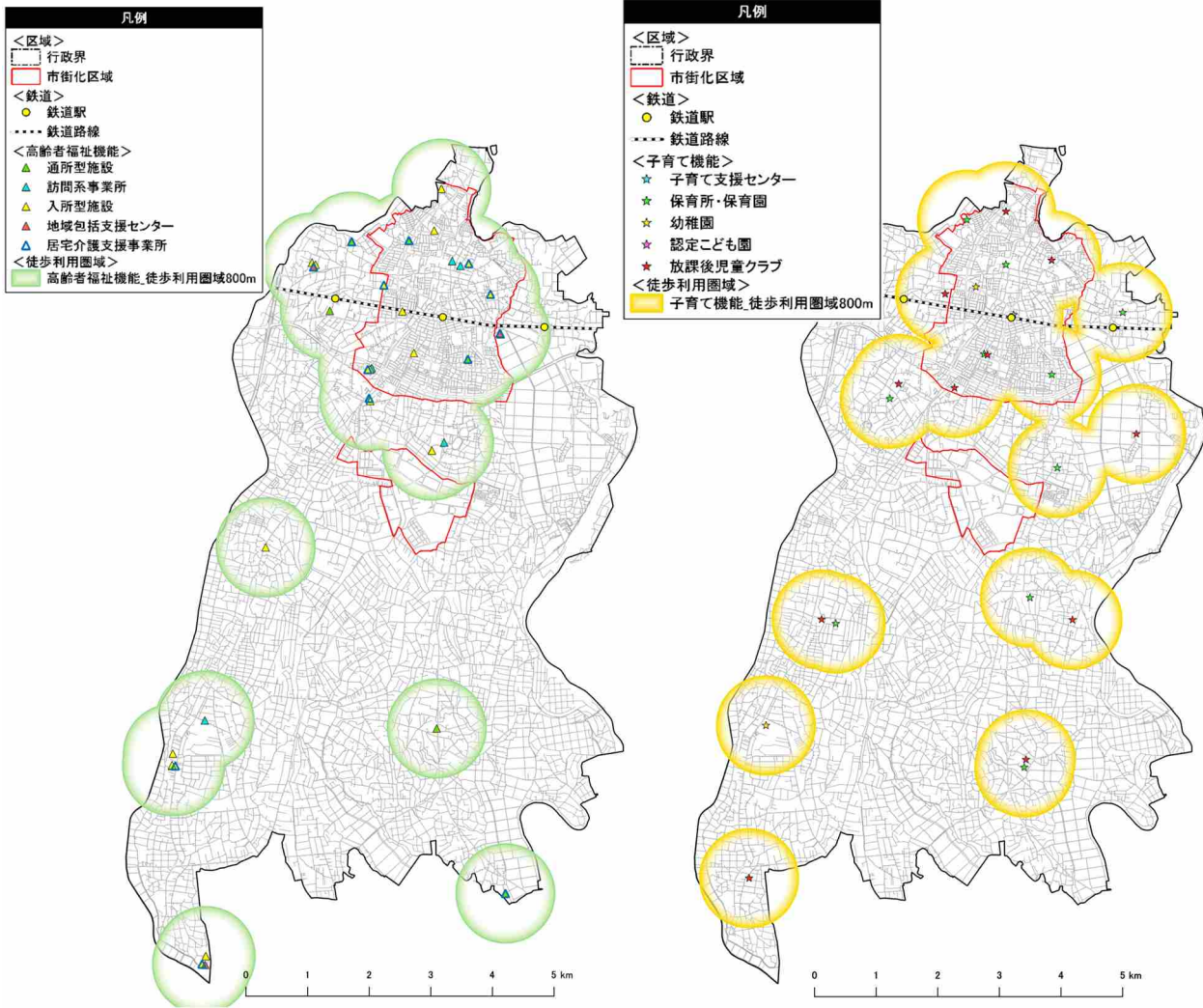


図 高齢者福祉施設

図 子育て施設

出典：

高齢者福祉施設，結城市介護サービス事務所一覧（R3.7月現在）

子育て施設，公共施設一覧(H30.7)、認可保育所（園）一覧（H31.5）、市HP（幼稚園、認定こども園）

医療施設，県HP（医療機関一覧表 病院 R2.4、一般診療所 H31.4）

商業施設，全国スーパーマーケットマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、1タウンページ、市観光ガイド

障害者福祉施設，結城市障害福祉施設・事業所情報（R3.4月現在）

金融施設，日本全国銀行・ATM マップ

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）」において示されている一般的な徒歩圏である半径800mを採用。

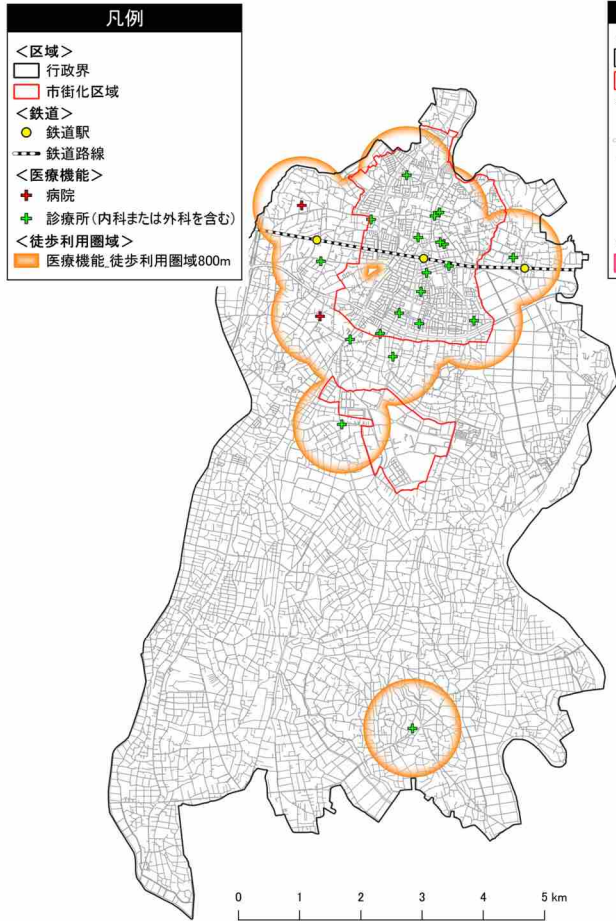


図 医療施設

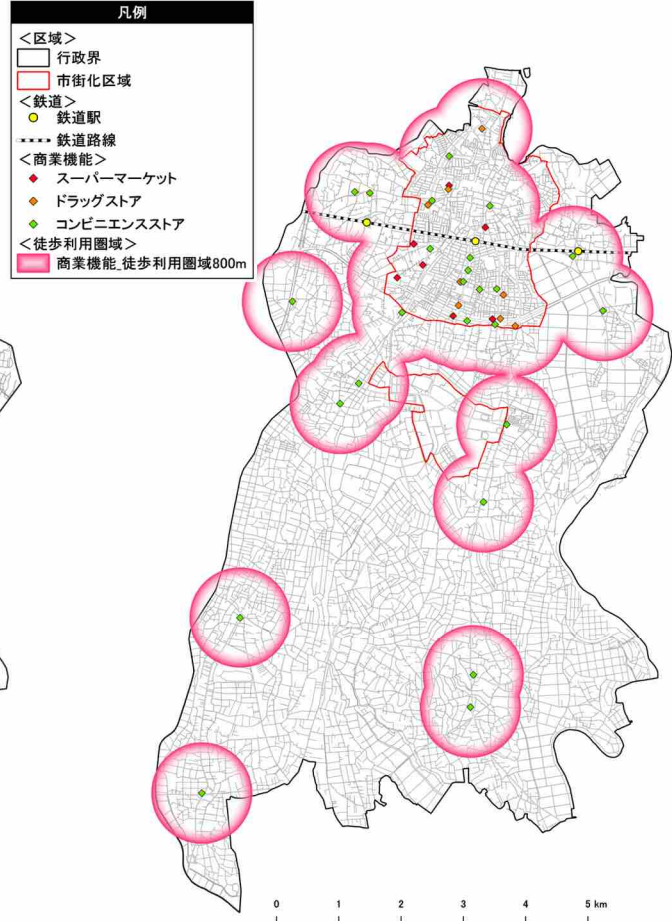


図 商業施設

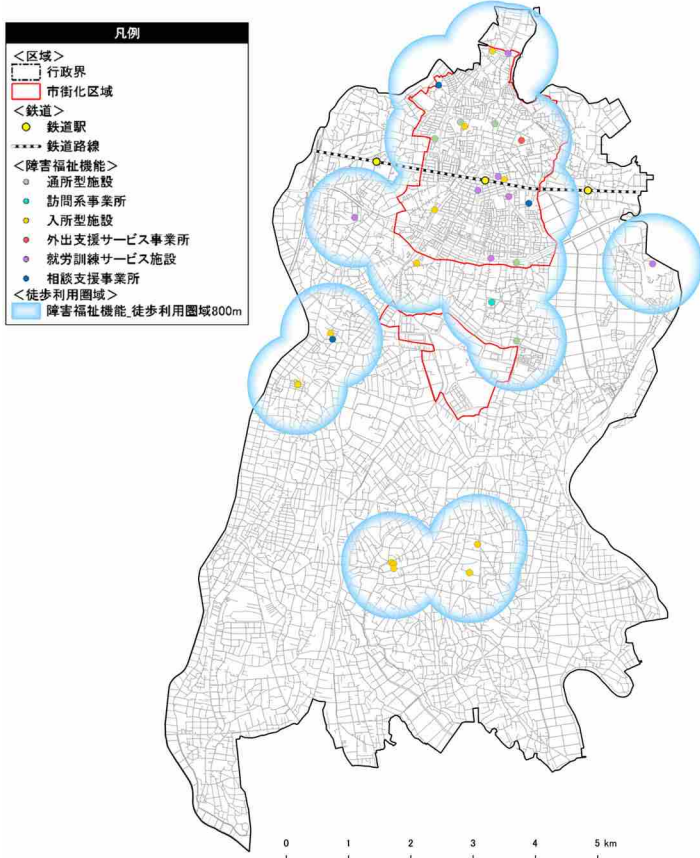


図 障害者福祉施設

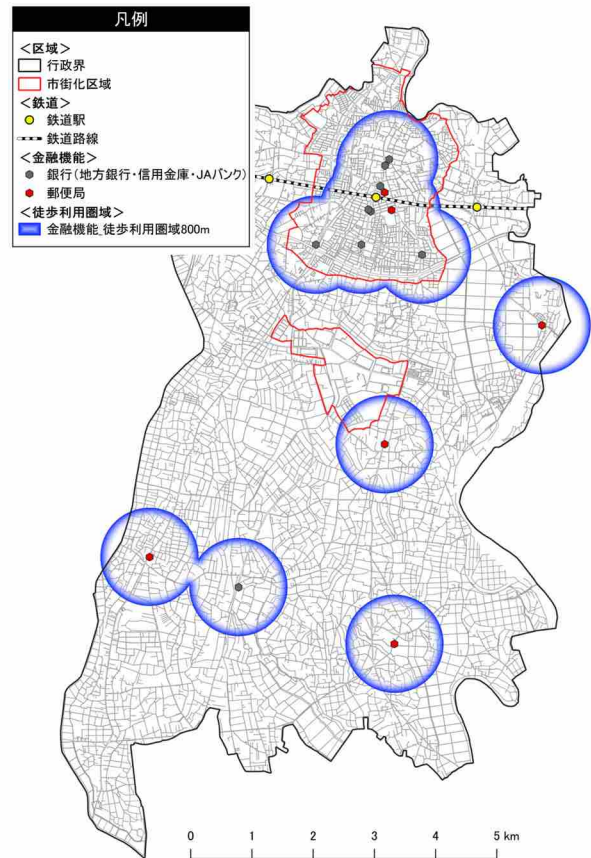


図 金融施設

3)文化施設

- 文化・教育・スポーツ施設では、コミュニティセンター・公民館が市域に広く立地しており、文化センターや図書館は市街化区域内に立地しています。小学校等の教育施設は市街化区域周辺に集積がみられます。

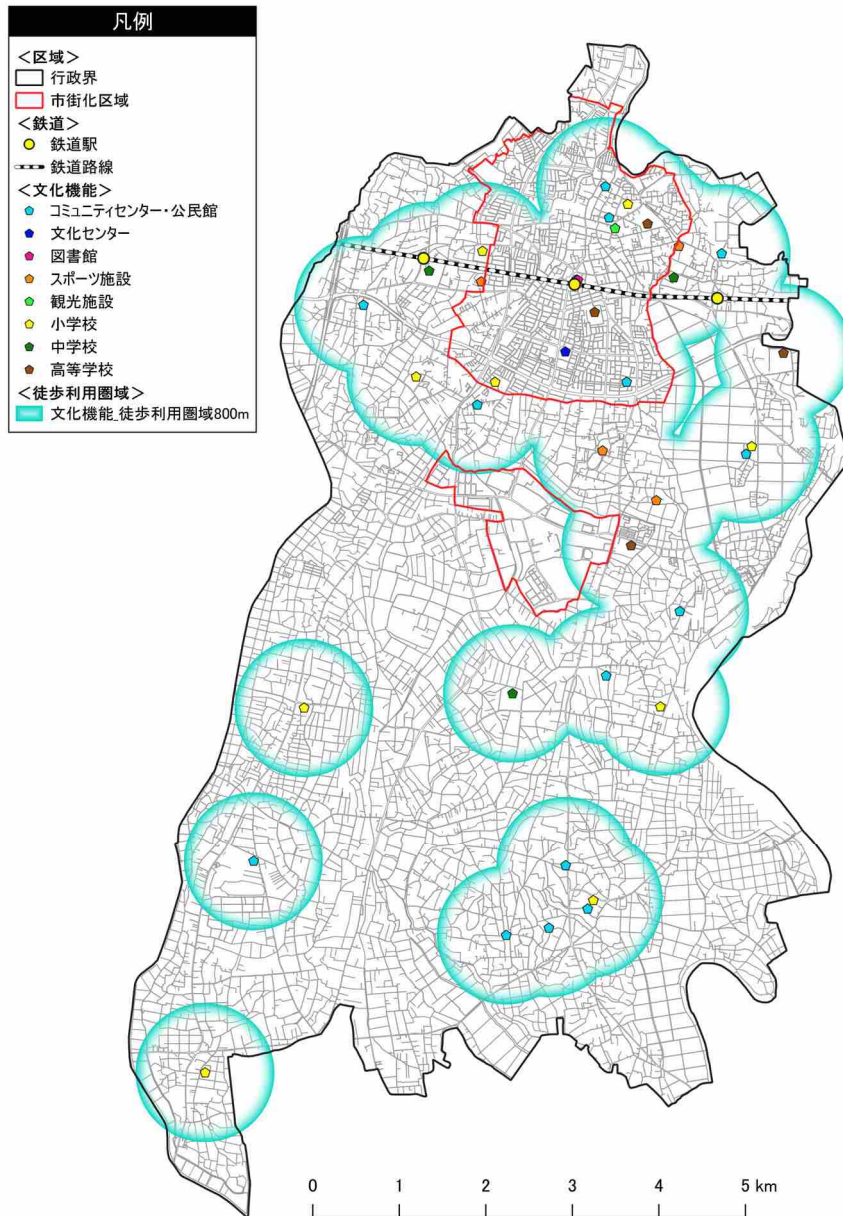


図 文化・教育・スポーツ施設

出典：市HP（公共施設一覧 H30.7）

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）」において示されている一般的な徒歩圏である半径800mを採用。

4)都市機能・施設の集積状況(点数化)

- 各都市機能・施設は、中心市街地である結城駅周辺に多く集積しています。
- 市街化調整区域では、(財)日本花の会、山川不動尊、結城廃寺周辺（結城市都市計画マスタープラン（H29.6 改定版）において地域資源を活用した「地域活性化拠点」として位置付け）に比較的集積がみられます。

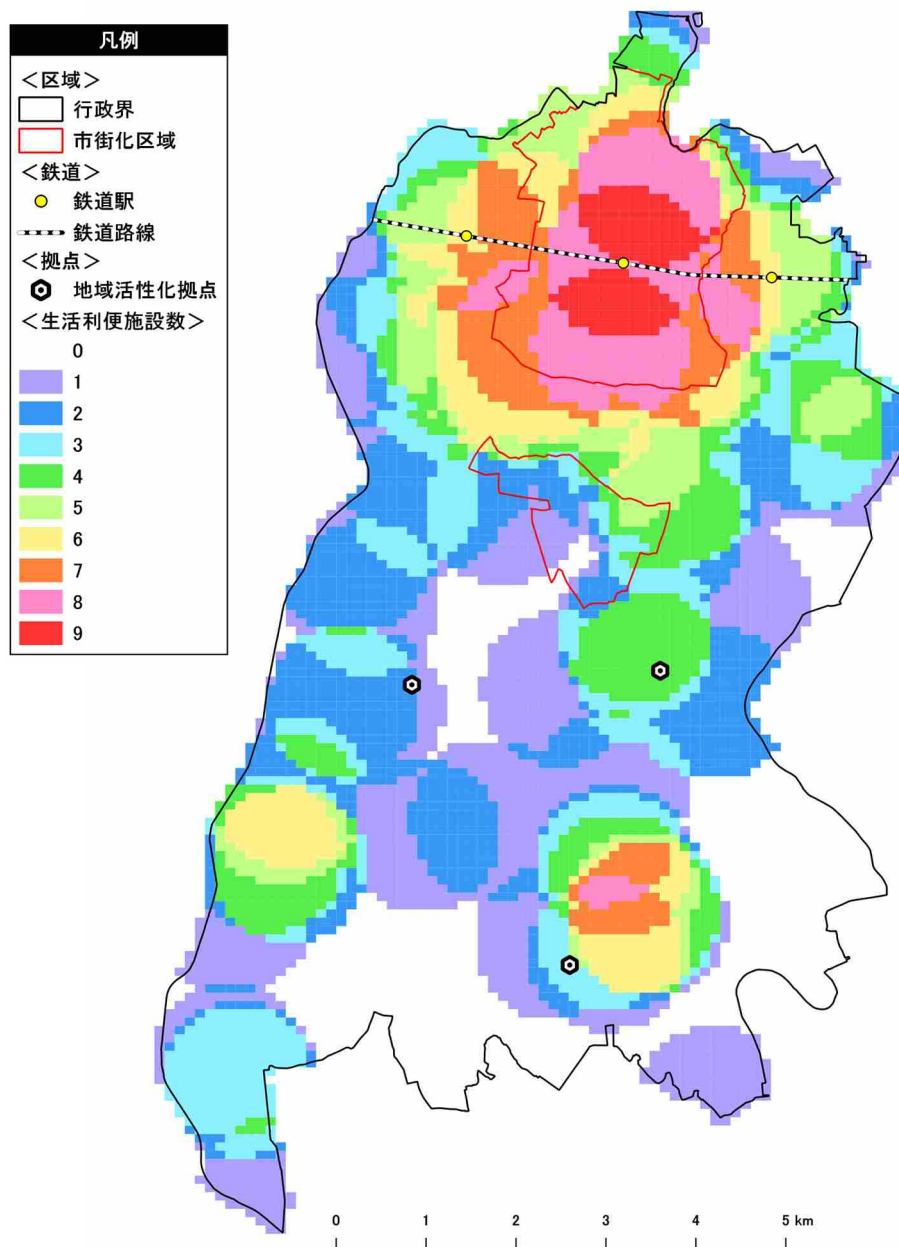


図 都市機能・施設の積上げ図

※集積状況は、以下の徒歩圏域を加点
 ①行政機能、②高齢者福祉機能、③子育て機能、④商業機能、
 ⑤医療機能、⑥金融機能、⑦文化機能、⑧基幹的公共交通（鉄道のみ）

【参考】生活サービス徒歩利用圏

- 生活サービス施設（ここでは、医療・商業・福祉）の利用圏は、住居系用途地域のうち、結城北部地区の一部（城跡歴史公園周辺など）を除いた市街化区域の大半を含んでいます。
- 利用圏における人口動向の推移をみると、全市的な人口減少に伴い、概ね20年後の2045年にかけて、利用圏内の人口減少が進み、人口密度が低下します。

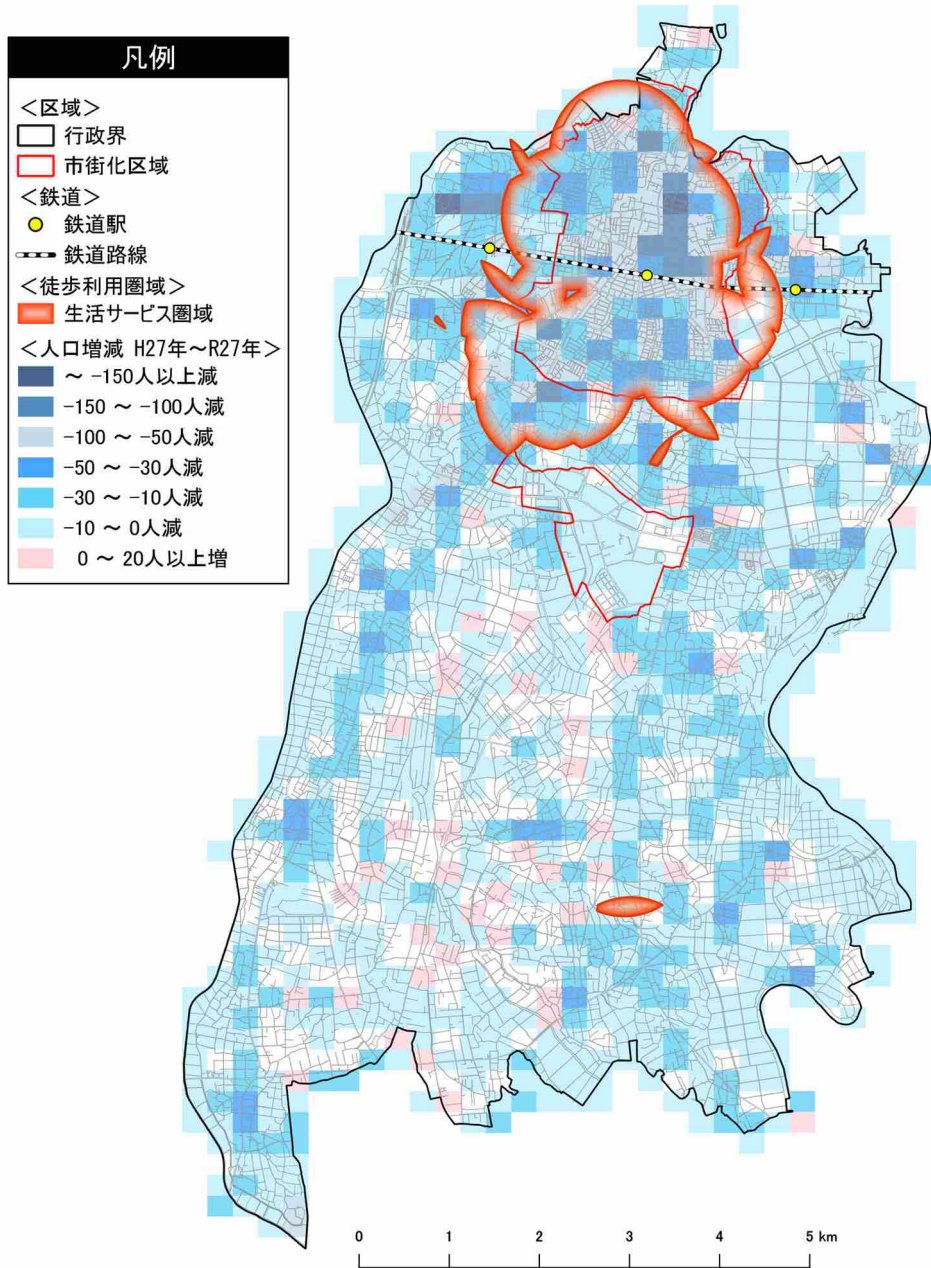


図 生活サービス施設利用圏と人口増減数（2015-2045年）

※生活サービス利用圏：商業施設、医療施設、福祉施設の利用圏（半径800m）をすべて満たす区域。

(6)公共交通

1)鉄道・バス

- 市内には鉄道交通としてJR水戸線が本市と東北新幹線の停車駅である小山駅を結んでおり、本市の重要な公共交通となっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年度の乗車人員数及び1日平均人員数は大幅に減少しています。
- バス交通は、市が運営している巡回バス(8路線)が市内の広範囲を運行し、主要な公共交通を担っていますが、市南部の東西間ではネットワークが形成されていない状況です。また、市南部(バス停:北茂呂車庫)から古河駅へ向かう路線バスが運行しています。
- 今後、公共交通沿線の人口が大きく減少することが見込まれ、利用者の減少による減便や路線の廃止等のサービス低下を招くことが懸念されます。
- 今後の高齢化の進展を見据えると交通弱者が増加すると考えられ、公共交通徒歩利用圏外では車の運転が困難な高齢者の生活利便性が低下するとともに、外出機会の低下にもつながり、高齢者の健康維持に悪影響を与えるおそれがあります。

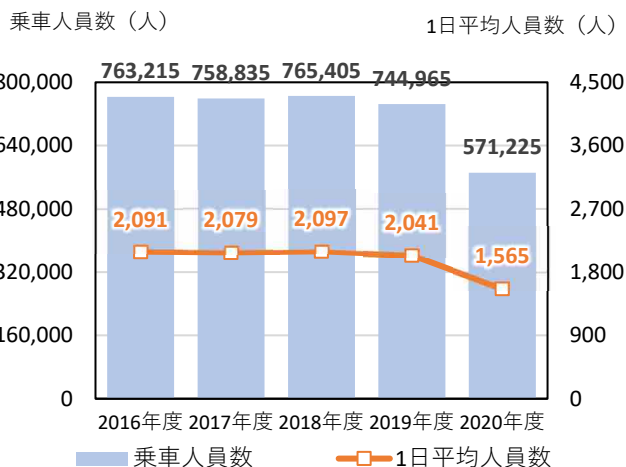
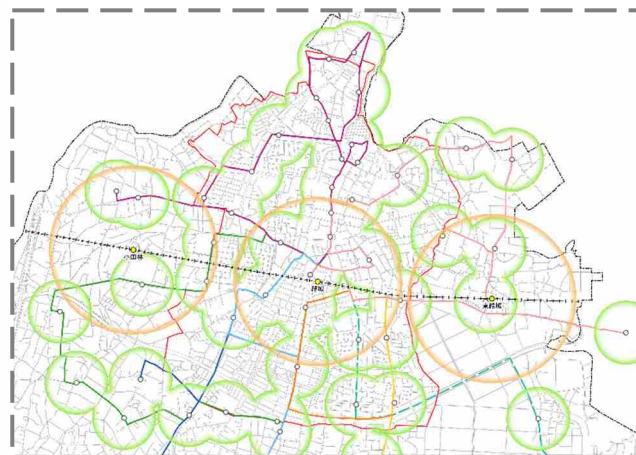
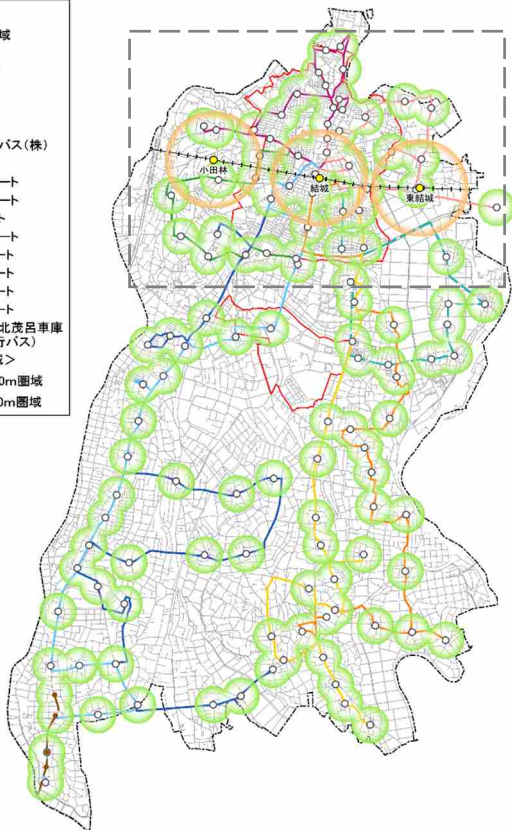
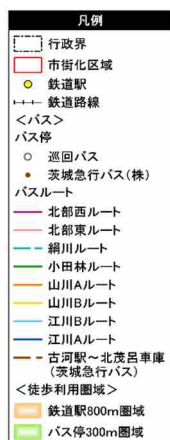


図 結城駅乗車人員数の推移

出典:統計ゆうき



※鉄道と路線バスの徒歩利用圏について

- 鉄道 800m: 国土交通省「都市構造評価に関するハンドブック」(2014年8月)において示されている一般的な徒歩圏を設定。
- バス 300m: 土木学会土木計画学研究委員会「バスサービスハンドブック」(2006年11月)において示されている一般的な人が自宅からバス停まで抵抗感なく歩ける距離(歩行速度 80m/min)をもとに設定。

図 公共交通利用圏

出典:国土数値情報、巡回バス路線図(市作成資料)

第1章 市の現況と都市構造上の課題

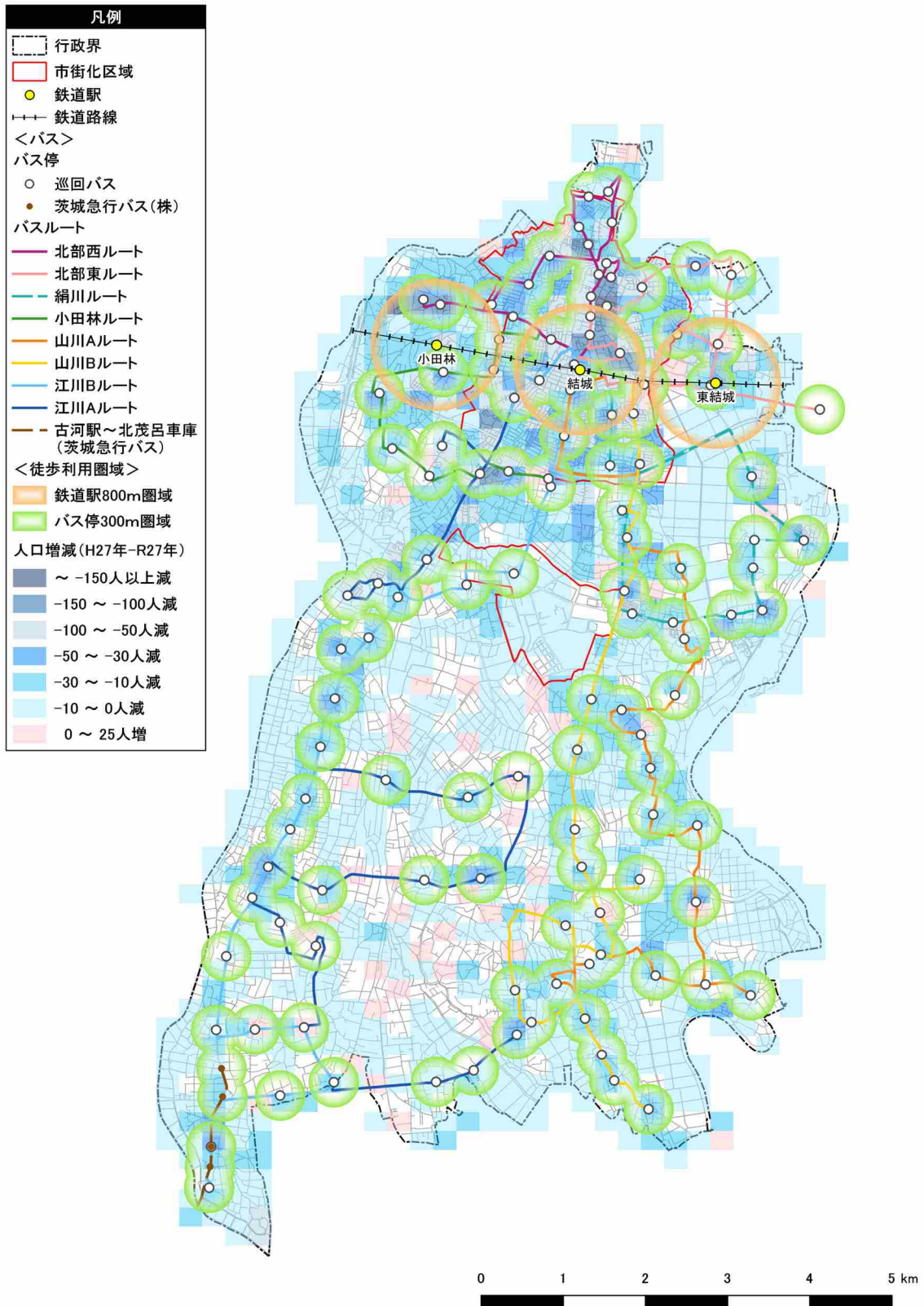


図 公共交通網と人口増減数（2015～2045年）

2)巡回バスの利用状況

- 巡回バスは、市内を運行していた民間路線バスが廃止され、その公共交通空白地域を補完するため、平成16年5月に市政50周年事業の一つとして試行開始されました。また、令和2年度より、民間委託を行い、「北部西ルート」、「北部東ルート」、「絹川ルート」、「小田林ルート」、「江川Bルート」、「山川Bルート」の計6ルートの運行日が拡充され、利便性向上と安定運行に努めています。
- 巡回バスの利用者数の推移をみると、2016年以降に増加傾向がみられていた「絹川ルート」や「北部西ルート」、「江川Bルート」等も含めて全ルートが減少に転じています。
- 運行日は、市北部で日曜・祝日を除いて運行していますが、市南部では週3日で運行便数が4便となっています。

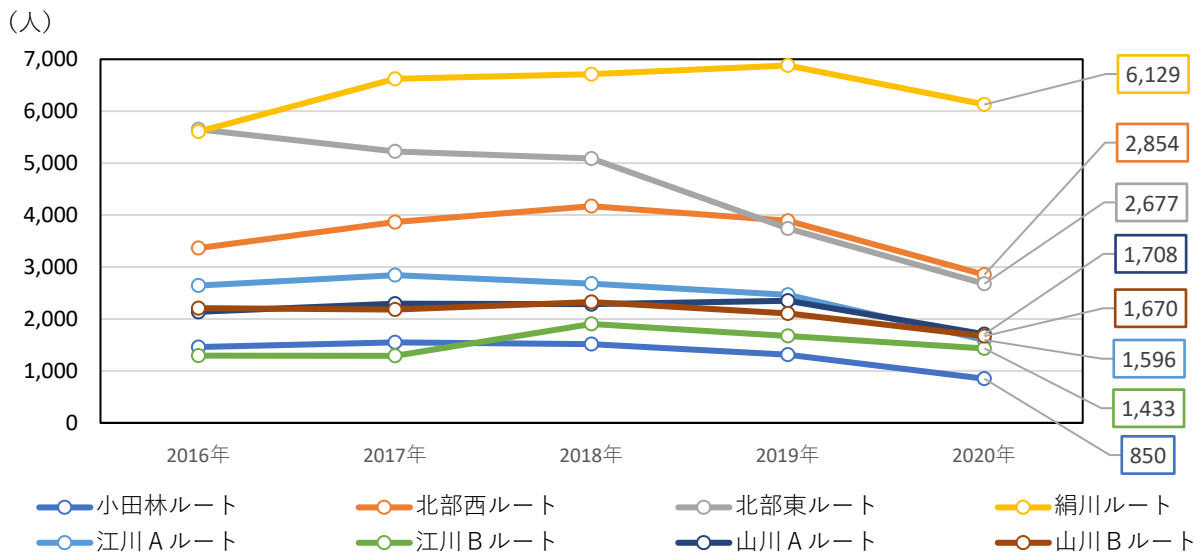


図 巡回バス利用者数の推移

出典：統計ゆうき

表 巡回バス運行表

ルート	便数/日	運行日
小田林ルート	4便	火・金・土曜日
北部西ルート	6便	月～土曜日（日曜・祝日除く毎日運行）
北部東ルート	8便	月～土曜日（日曜・祝日除く毎日運行）
絹川ルート	5便	月～土曜日（日曜・祝日除く毎日運行）
江川Aルート	上り：4便 下り：4便	月・水・木曜日
江川Bルート	上り：4便 下り：4便	火・金・土曜日
山川Aルート	上り：4便 下り：4便	月・水・木曜日
山川Bルート	上り：4便 下り：4便	火・金・土曜日

出典：市巡回バス時刻表(令和2年10月版)

(7)財政

1)歳入・歳出

- 2008年と2018年の歳入額を比べると、総額は159.4億円から176.1億円となり16.7億円の増加となっています。歳入構造をみると、市税が最も多くを占め、そのうち固定資産税と市民税を合わせると約9割を占め、その多くは市街化区域から得ている税収です。
- 歳出額は、2008年から2018年では153.1億円から166.7億円となり13.7億円の増加となっています。歳出構造をみると、2008年では扶助費が24.6億円でしたが、2018年には42.1億円となり、最も多くを占めています。

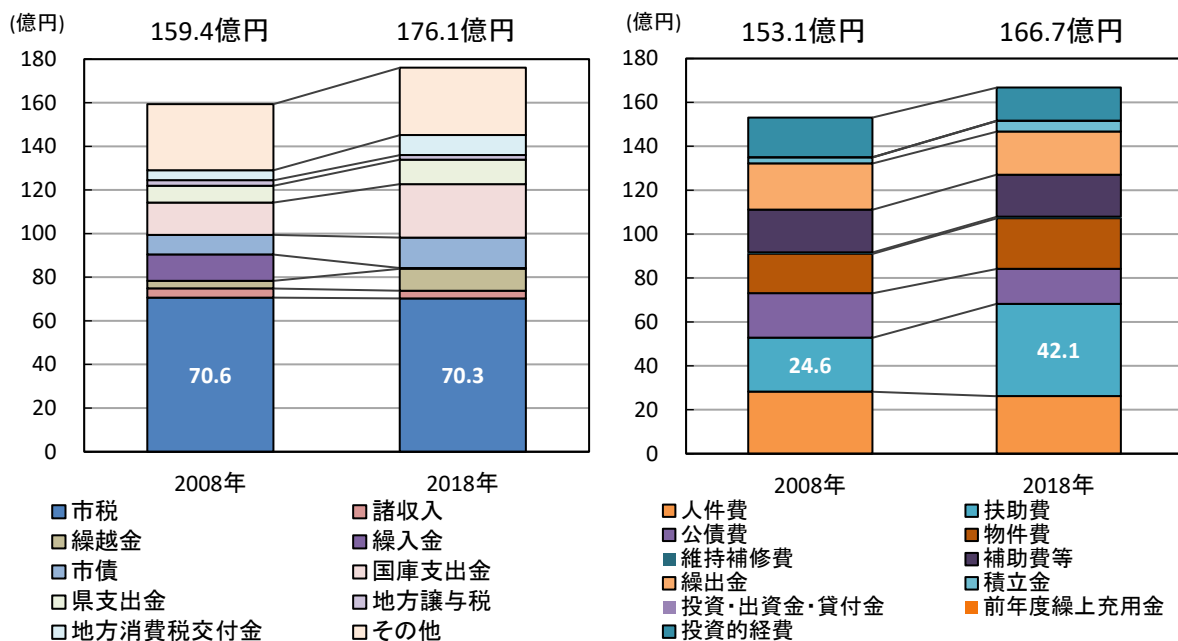


図 本市の歳入・歳出構造の変化

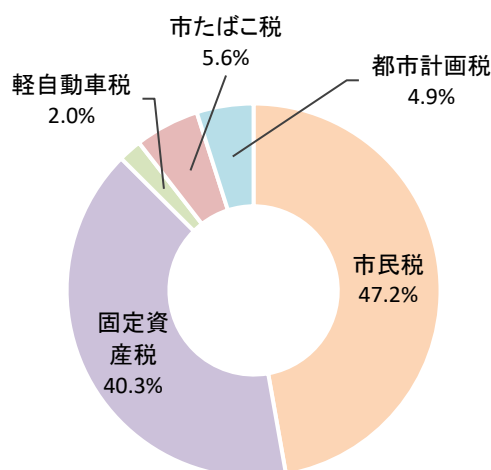


図 市税の内訳 (2018年)

出典：総務省 決算カード

(8)他都市比較

- 人口が同規模（人口10万人以下）の都市と比較した場合、本市では商業・福祉・医療などは多くの人が享受できる環境にあります。
- 一方、市街地内の人口密度や公共交通、洪水による浸水エリアの範囲は、低い評価にあると言えます。

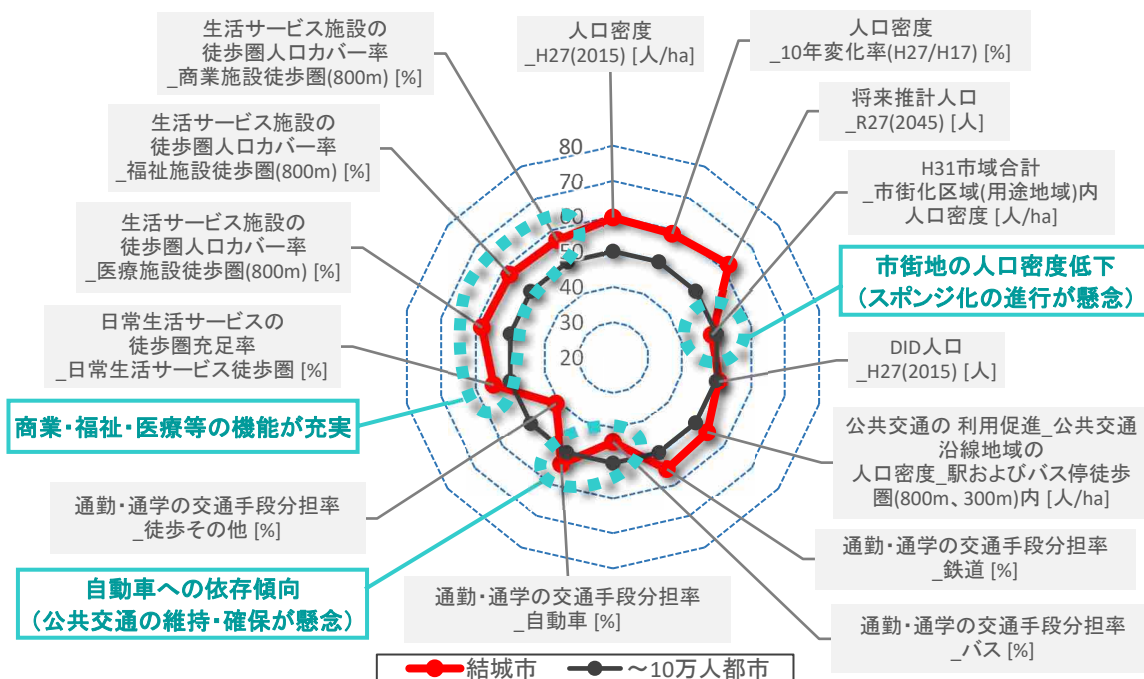


図 同類型都市平均と本市の偏差値（偏差値が高い方が評価が高い項目）

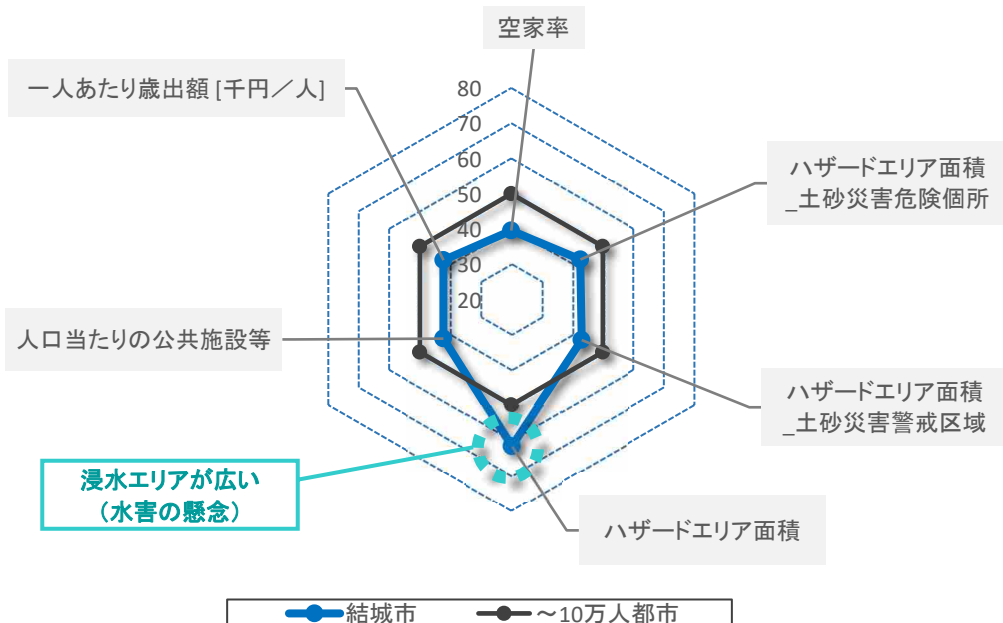


図 同類型都市平均と本市の偏差値（偏差値が低い方が評価が高い項目）

出典：レーダーチャート作成ツール（国土交通省）

※レーダーチャートは、全国1719自治体の都市モニタリングシート（2017（平成29）年度）の全指標項目の数値等に基づく。各指標のデータは、e-stat、都市計画年報、GIS処理により算出、国交省資料などを基に、国交省が全国一律の基準で整理したもの。

2. 都市構造上の課題

(1)本市における現状整理のまとめ

本市における分野別の現況を以下の通り、整理します。

【分野】	【現状】
人口・世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 2045年には、高齢化率が40.9%に達する一方、年少人口・生産人口は著しく減少 ● 人口減少が進展し、今後は結城駅周辺の人口密度が高い地区において人口減少幅が顕著 ● 郊外部では高齢者が増加するエリアが点在
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 地目別土地利用では、畑や山林等の自然的土地利用は減少傾向の一方、宅地は増加傾向で推移しており、全体の約2割を占めている ● 空き家は市内に点在しており、特に市街化区域内に多く発生し、管理不全により利活用困難なものが集中
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道は市北部を通過し、民間の路線バスが乗り入れていないことから、全市的な公共交通は巡回バスが担っている状況 ● 公共交通沿線、特に鉄道駅周辺では人口の減少幅が大きい ● 民間委託により、巡回バスの利便性が向上しているが、市南部では運行日数・便数は限定的で、かつ東西間をつないでいる路線がない
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活サービス施設の利用圏をみると、市街化区域は概ね利用圏内となっているが、市南部地域は十分でない地域がみられる ● 人口密度が高い結城駅を中心に各種施設が集積
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 利根川水系の鬼怒川及び田川が氾濫した場合、市街化区域内の一部に0.5～3.0mの浸水が予測 ● 特に鬼怒川が氾濫した場合の想定では、沿岸地域において深いところで8.0m以上の浸水が予測 ● 近年の大雨による被害が発生(家屋半壊等) ● 内水被害は市街化区域を中心に広く想定 ● 土砂災害警戒・特別警戒区域は江川地区の一部のみで限定的であるが、近隣に高齢者福祉施設が立地
財政	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税収入は固定資産税と市民税が約9割を占め、その多くは市街化区域から得ている ● 歳出のうち、扶助費が65歳以上の人口増加に比例して増大傾向

(2)都市構造上の課題整理

現況整理を踏まえ、本市における人口動向を基に、都市構造上の課題を以下の通り整理します。

1)人口動向×土地利用

人口減少・少子高齢化が進む市街化区域における低密度化対策

- 今後の人口減少の進展に加え、市街化区域を中心に空き家が点在しており、都市の低密度化の進行が懸念されます。
- 将来的な都市の低密度化の進行により、市街地の荒廃化とともに、都市のスポンジ化の進行が居住や都市機能誘導の阻害要因となるおそれがあります。
- 人口の減少・低密度化等への対策として、コンパクトなまちづくりを推進していく必要があります。

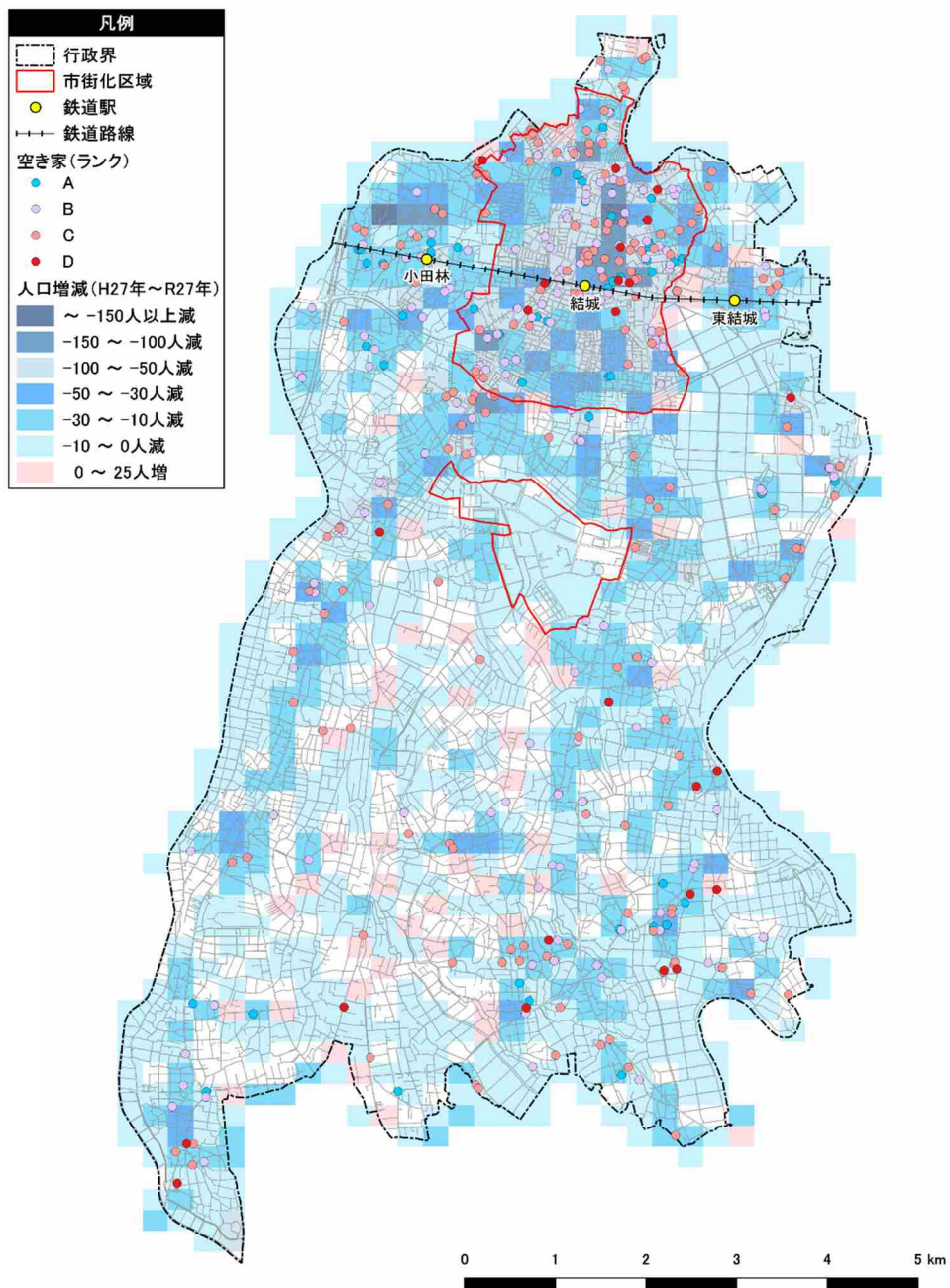


図 人口増減と空き家の分布状況

2)人口動向×公共交通

拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築

- 公共交通網沿線において交通弱者の増加が見込まれる中、主要な公共交通が巡回バスのみでは、移動に不便を感じる住民の増加が懸念されます。
- 高齢化の進展により公共交通の確保が一層重要となる中で、市南部の東西間をつないでいる路線が脆弱であることに加え、巡回バス路線の維持が困難となった場合、車の運転が困難な高齢者の生活利便性と外出機会が低下し、健康面への影響が懸念されます。

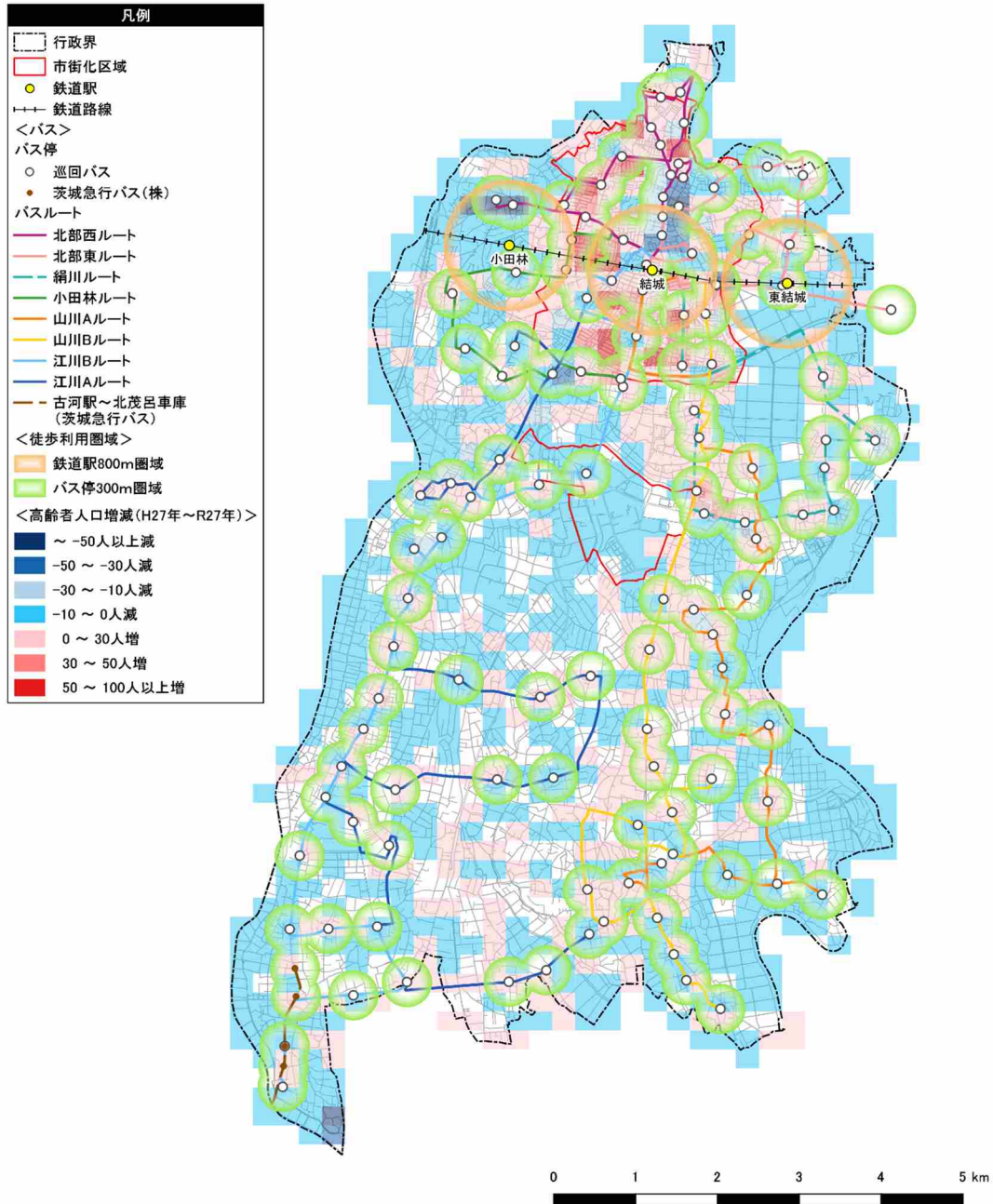


図 高齢者増減と公共交通利用圏

3)人口動向×都市機能

人口動向に応じた生活利便施設の誘導及び利便性の高い
市街化区域周辺までのアクセスの維持・確保

- 大部分が生活サービス利用圏内となっている市街化区域では、高齢化の進行に加えて人口減少の進行に伴う都市の低密度化により、生活を支える施設が撤退し、市民の暮らしが不便になるおそれがあります。
- 郊外部のほとんどは、生活サービス利用圏外となっていることから、今後の生活サービス施設の撤退等が生じた場合、交通弱者の暮らしに対する負担が更に大きくなる懸念されます。
- また、エリア毎に異なる人口動向により、新たなニーズの発生が想定されます。

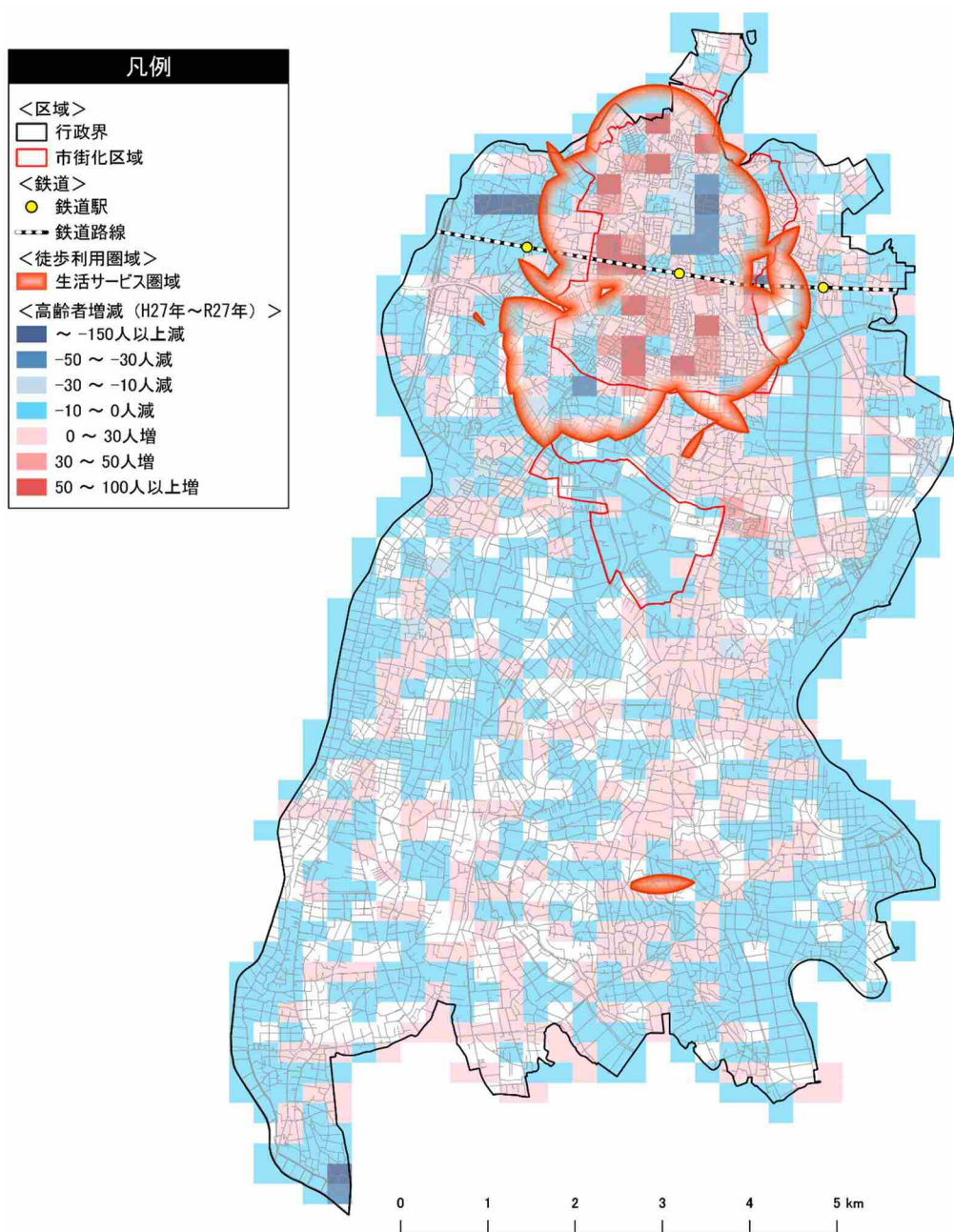


図 高齢者増減と生活サービス利用圏

4)人口動向×災害リスク

災害リスクの高い鬼怒川沿岸地域を主とした郊外部に対する
市街化区域内での防災・減災対策

- 特に鬼怒川沿岸では、各種ハザード区域への居住により甚大な被害の発生が懸念されます。
- 人口密度の高い市街化区域周辺では、河川氾濫による洪水浸水被害は低いものの、内水氾濫による浸水被害が想定されており、市街地の道路冠水など、交通の途絶を引き起こす可能性が懸念されます。
- 人口減少や高齢化の進展に伴い、災害発生時における地域の自助・共助力が低下し、災害リスクが高まることが懸念されます。
- 災害履歴のある地域では、今後も被災することが懸念されます。

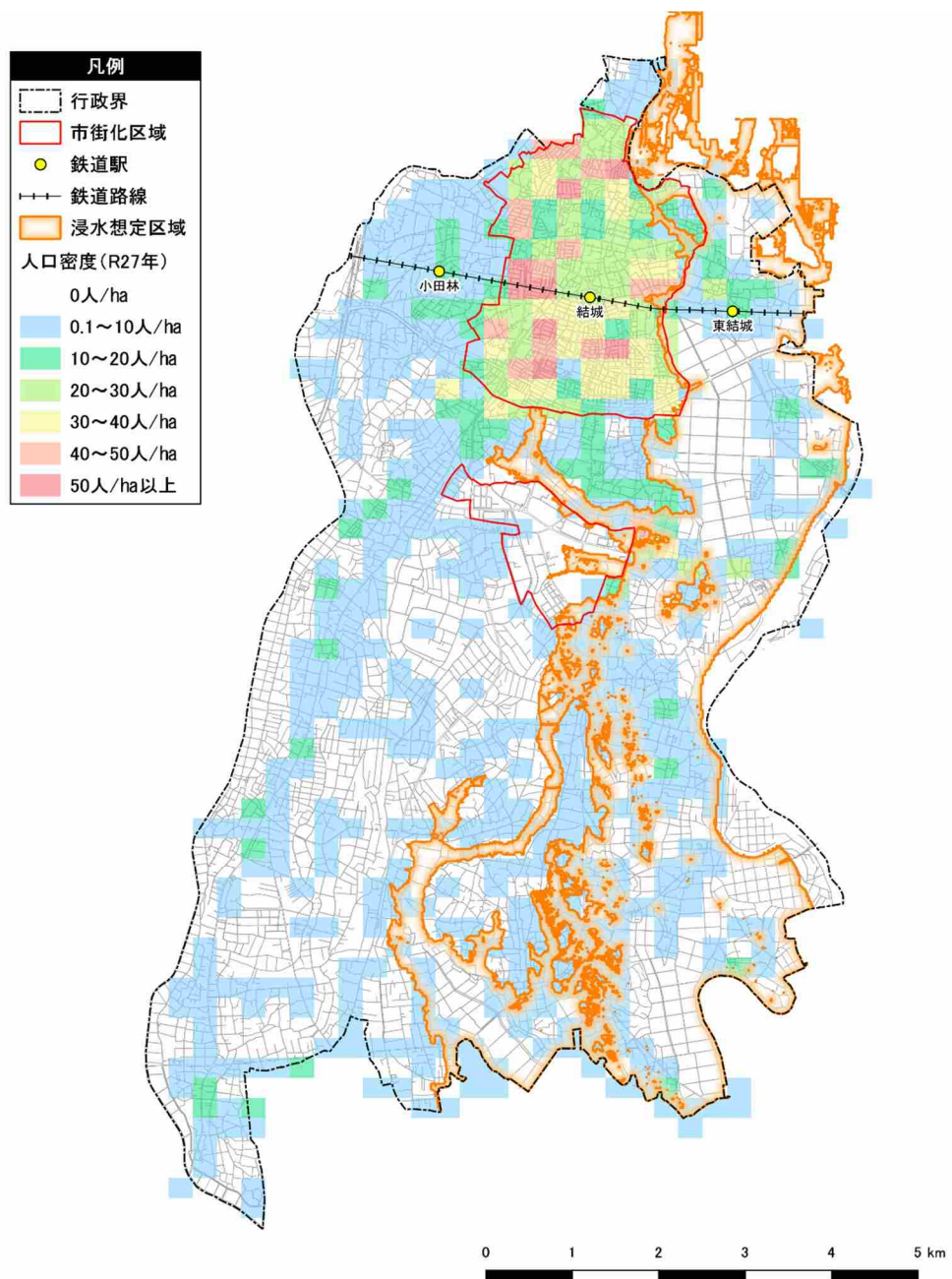


図 人口密度と洪水浸水想定区域（鬼怒川及び田川）

第 2 章 立地適正化計画のまちづくり方針

1. 都市計画マスタープランとの関係性 36
2. 立地適正化計画のまちづくり方針 37

1. 都市計画マスタープランとの関係性

立地適正化計画は、都市計画マスタープランで示す都市づくりの方向性と整合を図りながら、商業・医療・福祉などの都市機能や居住を誘導する区域を設定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していく計画です。

そのため、本計画において示す「まちづくりの方針」及び「誘導方針」は、前章で整理した都市構造上の課題を踏まえつつ、結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）における「都市づくりの基本目標」に即した方針を設定することとします。

結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）で示されている「都市づくりの基本目標」は以下のとおりです。

<結城市都市計画マスタープラン(H29.6改定版)で示す「都市づくりの基本目標」>

【都市づくりの基本理念】

- 快適で活力ある都市づくり（土地利用、道路・交通ネットワーク）
⇒快適な居住環境づくりと便利な生活や都市活動を支える都市基盤づくり
- 魅力と個性ある都市づくり（水と緑、景観）
⇒自然・歴史・文化を次代に継承し、魅力と個性あるまちづくり
- 安全・安心な都市づくり（防災、河川・供給処理施設）
⇒ライフラインの整備と災害に強いまちづくり
- 地域・協働の都市づくり（公共公益施設、市民協働）
⇒公共公益施設整備と市民協働のまちづくり

【目指すべき将来都市像】

誇れる歴史を大切に 安全・安心で魅力的な 生活の舞台づくり

2. 立地適正化計画のまちづくり方針

本章では、結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）で掲げた「都市づくりの基本目標」を踏まえ、「まちづくりの方針」及び、その実現に向けた「居住誘導」、「都市機能誘導」、「公共交通ネットワーク」の3つの枠組みによる「誘導方針」を設定し、将来にわたり持続可能な都市の形成を目指していくものとします。

《まちづくりの方針（ターゲット）の設定》

便利で快適な都市の中で、 安全・安心に暮らし続けることのできるまち ゆうき

本市は、古くから城下町として栄えた歴史とともに、ユネスコ無形文化遺産である結城紬をはじめとする数々の伝統工芸や鬼怒川と田園風景等の豊かな自然環境など、**多様で特有な地域資源を有しているまち**です。

一方で、今後の人口減少・少子高齢化の進展に伴う空き家・空き地の増加をはじめ、移動手段の確保や激甚化する自然災害への対応など、**将来にわたって本市で暮らし続けていくためには様々な都市づくりが求められています。**

そこで、JR 結城駅周辺をはじめとする拠点の魅力向上と合わせて、徒歩圏内における買い物や医療・福祉等の日常生活に必要な身近な機能の充実など、利便性や快適性が高く、安全で健康に暮らすことができる都市づくりを進めることで、市民やビジネス客、観光客等が集い、**にぎわいと活気を創出**するとともに、**子育て世代や高齢者をはじめとした多様な世代にとって住みやすいまち**の実現を目指していきます。

<誘導方針1:居住の誘導>

多様な世代が暮らし続けられる安全・安心な住環境の形成

誘導方針1-1:世代更新の促進と市の継続的な発展に向けた居住の誘導

○本市の市街地は、駅北部の古くから城下町として栄えてきた歴史的風情のある住宅地と、駅南部の近代的・計画的な住宅地によって形成されています。今後も、結城らしい多様な住環境の保全と創造を図るとともに、高齢化を受け止めていながらも、若い世代を呼び戻すことで適切な世代循環が促せるよう、将来的に想定される人口減少や高齢化に対応した居住支援や空き家活用等により、世代更新の促進と継続的な発展に向けた居住誘導を図ります。

誘導方針1-2:災害リスクの少ないエリアへの居住誘導支援

○本市の市街地は災害リスクが少ない一方、市街化調整区域の一部では鬼怒川を起因とした水災害等の災害リスクを有しています。そのため、災害リスクの少ない市街地の空き家や空き地等を活用しながら、市街地がその受け皿となって居住を積極的に誘導するとともに、自助・共助・公助の役割分担と連携のもと、安全で安心して住み続けられる住環境の確保を図ります。

<誘導方針2:都市機能の誘導>

結城駅周辺の拠点性向上による魅力とにぎわいの創出

誘導方針2-1:結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成

○結城駅は、古くから中心市街地として栄えた駅北側と新市庁舎等の各種都市機能が集積する駅南側により構成され、市の人口や地域経済を支える拠点となっています。しかし、今後想定される人口減少等による市街地の低密度化が懸念されるため、多様な都市機能等の集積により、一定程度の人口が維持できるよう都市的で利便性が高く、健康に暮らすことができる市街地の形成や多様な交流を創出する都市拠点としての質の向上を図ります。

誘導方針2-2:旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導

○結城駅周辺における拠点性の向上に向け、公的不動産の積極的な活用による都市機能の誘導を促進します。特に旧市庁舎の跡地については、南北市街地のバランスのとれた発展と歴史・文化を背景とした風情ある街並みに配慮しながら、歴史・文化を活かしたにぎわいの創出や北部既存市街地と商店街の振興・活性化に寄与する都市機能の誘導を図ります。

誘導方針2-3:徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出

○市街地には、由緒ある寺社や見世蔵が点在する街並みや結城紬等の伝統産業が残る駅北部と新市庁舎等の各種都市機能が集積する駅南部の特徴から、市民だけでなく、ビジネス客や観光客など多様な人々の往来があるため、都市機能を適切に、効果的に配置することで、徒歩や自転車による誰もが安全に安心して快適に回遊できる移動環境の創出を図ります。

<誘導方針 3:公共交通ネットワーク>

市民の円滑な移動と交流を促す公共交通ネットワークの形成

誘導方針 3-1:拠点へのアクセス性・利便性の維持・向上

○鉄道路線は、市北部の市街地を運行しているため、鉄道利用圏は限定的である一方、巡回バスは市域の広範囲を運行しており、市内移動の重要な交通手段となっています。今後の人口減少・高齢化の進行下においても、巡回バスのサービス(運行本数、路線網)水準を維持・向上させ、拠点へのアクセスと鉄道利用の向上により、市民の快適な移動と交流を促進します。

誘導方針 3-2:公共交通網の再編と新たな公共交通システムの導入検討

○公共交通による利便性を高めるため、都市計画道路網の整備等と併せた公共交通網の再編や多様な交通モードの組み合わせによる新たな移動システムの導入など、持続可能で安全性・利便性の高い移動環境の改善を図ることで、より一層快適に移動できる環境の構築を推進します。

第3章 目指すべき都市の骨格構造

1. 目指すべき骨格構造の基本的な考え方..... 42
2. 目指すべき都市の骨格構造..... 43

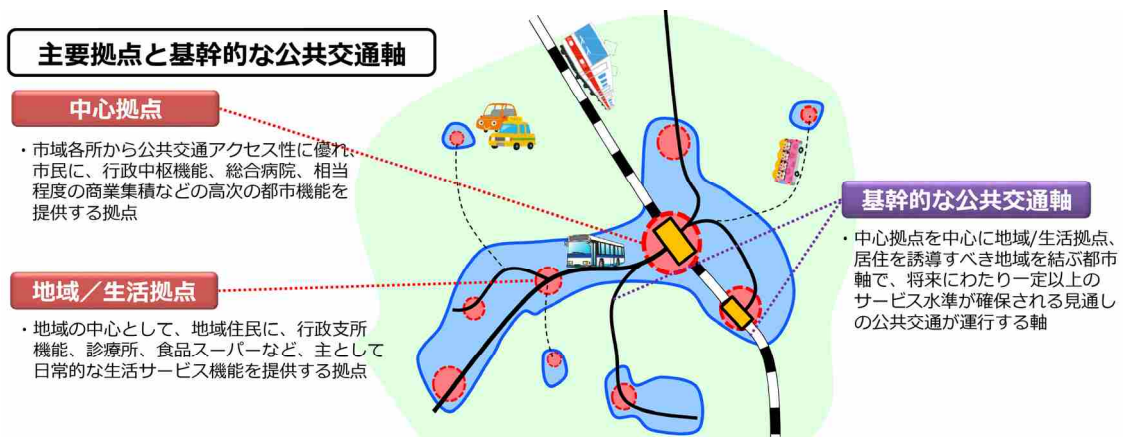
1. 目指すべき骨格構造の基本的な考え方

目指すべき都市の骨格構造とは、立地適正化計画のまちづくり方針の実現を図るとともに、将来の人口減少や高齢化に対応し、持続可能な都市とするための都市構造のことです。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省R4年4月）」では、目指すべき都市の骨格構造について、以下の考え方が示されています。

《目指すべき都市の骨格構造の考え方(立地適正化計画作成の手引きより)》

都市全体の観点から、目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）を見据えながら、道路網等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等をもとに、将来においても持続可能な都市の骨格構造を抽出することが重要です。



各拠点地区のイメージ

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の例	地区例
中心拠点	市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特に人口が集積する地区 ▶ 各種の都市機能が集積する地区 ▶ サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的な公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区 ▶ 各種の都市基盤が整備された地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ○ 市役所や市の中心となる鉄軌道駅の周辺 ○ 業務・商業機能等が集積している地区等
地域／生活拠点	地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常生活サービス機能を提供する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 周辺地域に比べて人口の集積度合いが高い地区 ▶ 日常生活サービス施設等が集積する地区 ▶ 徒歩、自転車又は端末公共交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区 ▶ 周辺地域に比べて都市基盤の整備が進んでいる地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政支所や地域の中心となる駅、バス停の周辺 ○ 近隣商業地域など小売機能等が一定程度集積している地区 ○ 合併町村の旧庁舎周辺地区等

基幹的な公共交通軸のイメージ

	公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
基幹的な公共交通軸	中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ▶ 中心拠点と地域/生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

2. 目指すべき都市の骨格構造

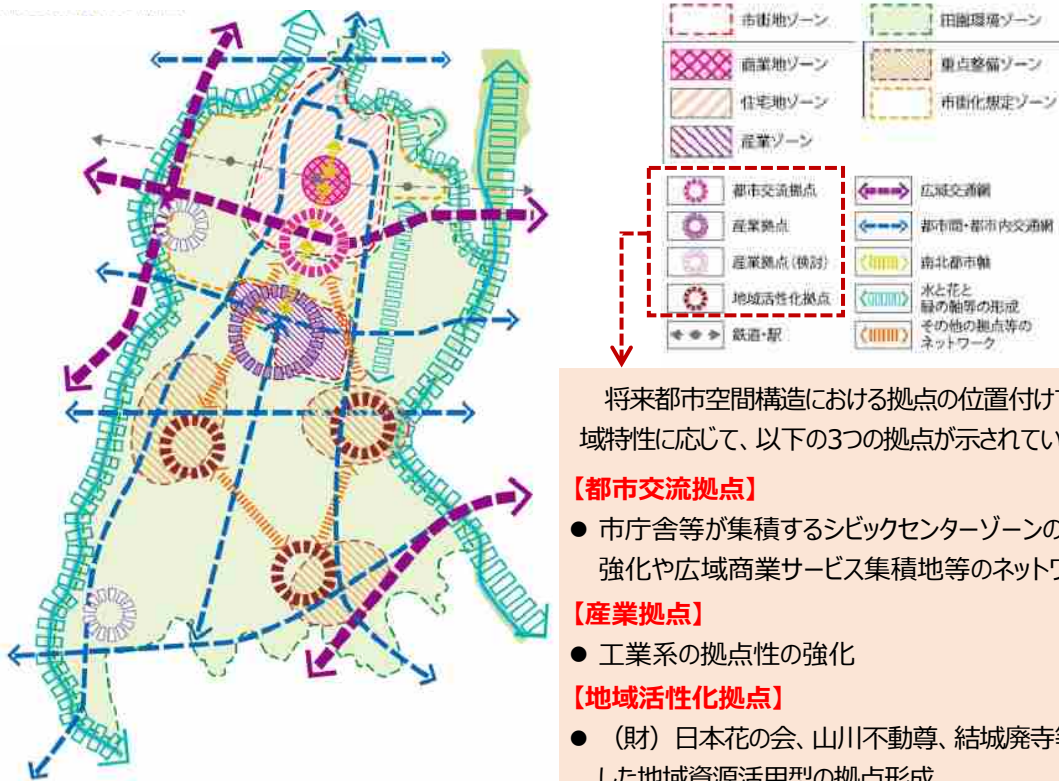
本計画における都市の骨格構造は、結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）で示されている将来都市空間構造や都市機能の集積等の本市の現況を基に、都市機能の集積を目指す「拠点」や、拠点間等の移動が可能となる「基幹的な公共交通軸」を設定します。

（1）拠点設定の考え方

結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）で示されている将来都市空間構造による拠点の位置付け及び都市機能の集積状況から、都市機能の集積を目指す拠点を設定します。

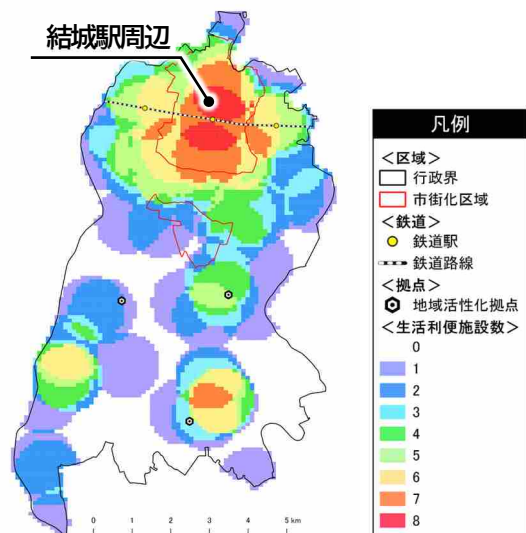
《 拠点設定の考え方 》

■将来都市空間構造における拠点の位置付け



■都市機能の集積状況

市内における都市機能の集積状況を見ると、商業や医療、福祉等の都市機能は、将来都市空間構造の拠点に位置付けのある結城駅周辺や都市交流拠点及び地域活性化拠点周辺に集積しており、特に結城駅周辺では利便性が高い状況であると評価できる。

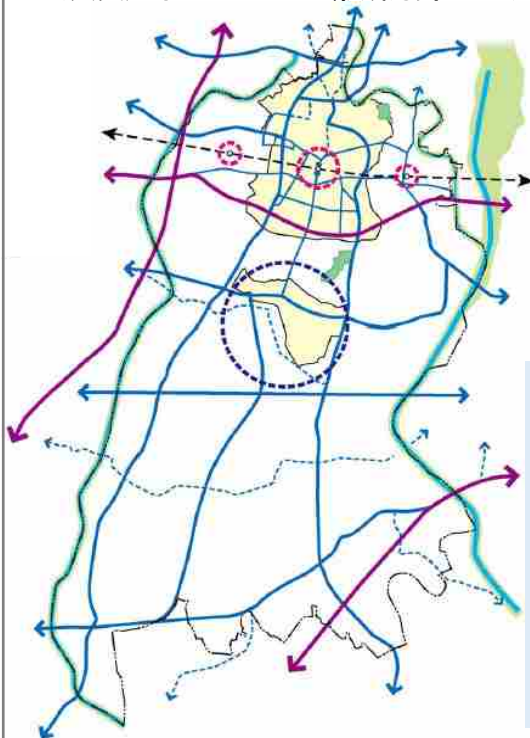


(2) 基幹的な公共交通軸設定の考え方

結城市都市計画マスタープラン（H29.6改定版）で示されている公共交通ネットワークの形成方針による将来的な公共交通ネットワークの考え方及び現況の公共交通の運行状況から、基幹的な公共交通軸を設定します。

《 基幹的な公共交通軸設定の考え方 》

■公共交通ネットワークの形成方針における公共交通ネットワークの考え方



公共交通のネットワークは、以下のとおり示されている。

【市民の便利な移動を支える公共交通サービスの向上】

- J R水戸線の輸送力向上や円滑な乗換えの確保等、利便性の向上

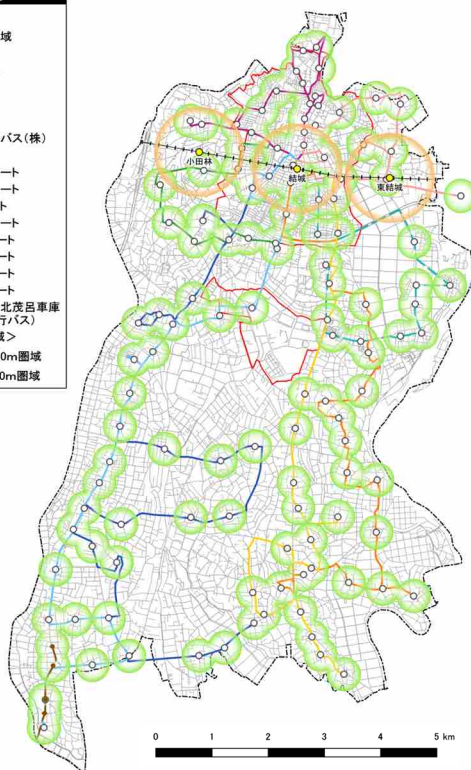
【安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化】

- 既存巡回バスの利便性向上やコミュニティバス等の新たな公共交通システムの検討などにより、安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化

■公共交通の運行状況

市内の公共交通の運行状況を見ると、J R水戸線は、本市の中心市街地である結城駅周辺と近隣都市を結んでいる主要な公共交通機関となっている。

また、巡回バスは市街化区域内では概ねカバーするように運行しており、日常的な移動手段としての役割を担っているとともに、市域の大部分を占める市街化調整区域においては、結城駅への接続や交通弱者への移動手段として、重要な公共交通となっている。



(3) 目指すべき都市の骨格構造

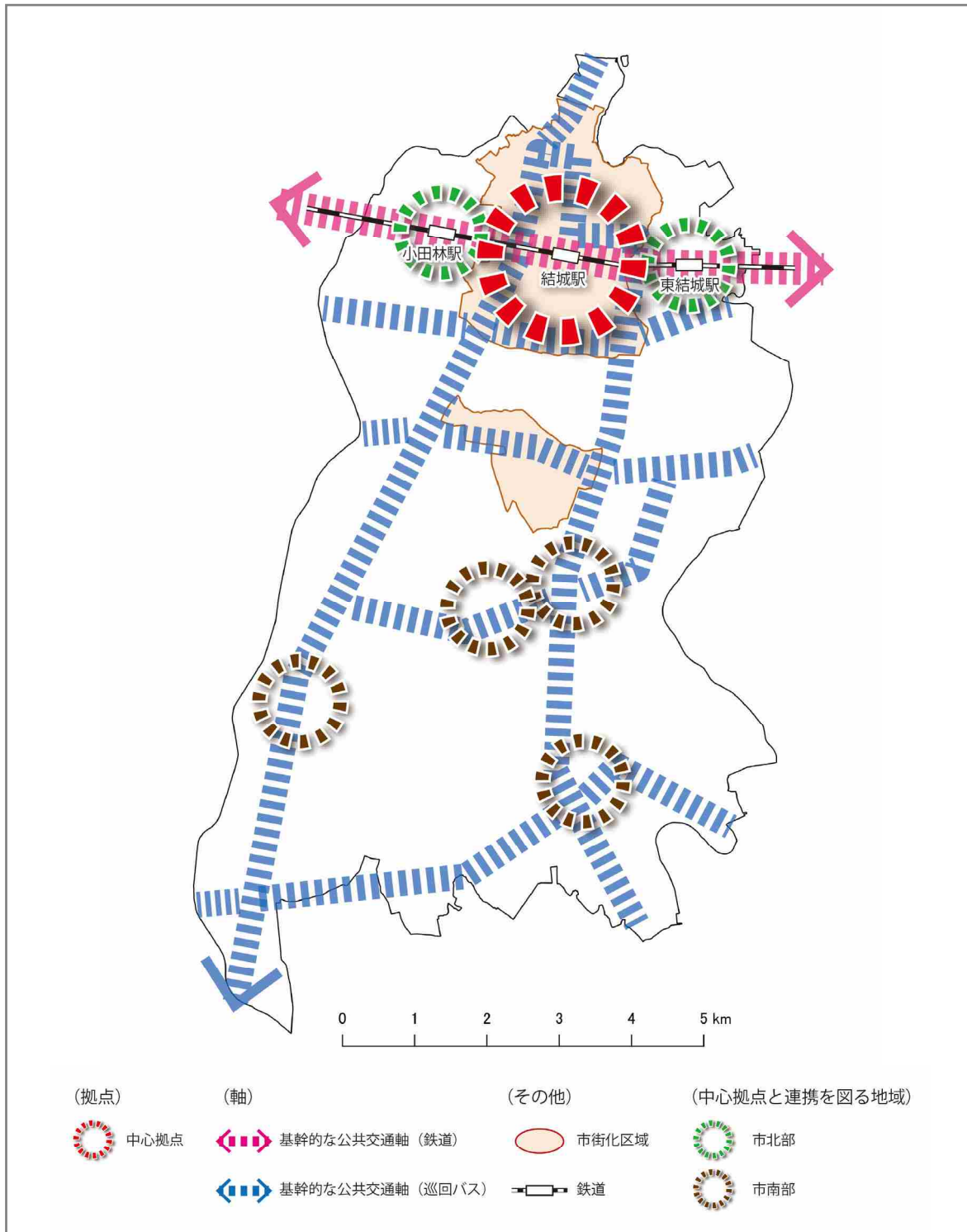


図 目指すべき都市の骨格構造図

■ 目指すべき都市の骨格構造の考え方

(拠点)

中心拠点

結城駅周辺

- 本市の人口と経済活動を支えている結城駅周辺は、結城市の玄関口としてふさわしい、多様な都市機能の更なる誘導を推進する拠点として位置づけ

(軸)

基幹的公共交通軸（鉄道）

JR 水戸線

- 本市の中心拠点と近隣都市を結んでいる主要な公共交通機関であるため、基幹的公共交通軸として位置づけ

基幹的公共交通軸（バス）

巡回バス

- 中心拠点内の利便性ととともに、市街化調整区域から市街化区域へのアクセス性及び鉄道利用の向上の観点から、「主要幹線道路・幹線道路」を中心に現行路線を基本とした基幹的公共交通軸として位置づけ

※中心拠点と連携を図る地域

市北部

小田林駅・東結城駅 周辺

- 農業との調和を図りつつ、鉄道沿線の交通利便性を活かした集落環境の維持を図るエリア

市南部

結城坂東線沿線の山川出張所周辺

結城野田線沿線の 結城ひかり幼稚園周辺

結城坂東線沿線の上山川保育所周辺

結城南中学校周辺 (学校再編や文教ゾーン検討地域)

- 中心拠点へのアクセス性の維持や公共施設の再編等により、農村地域の利便性や将来的な人口、地域コミュニティ維持を図るエリア

第4章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定方針.....	48
2. 本市における居住誘導区域の設定方針.....	51
3. 本市における居住誘導区域の設定フロー	52
4. 居住誘導区域.....	53

1. 居住誘導区域の設定方針

まちづくりの方針や都市の骨格構造の実現に向けて、居住を計画的に誘導していくため、居住誘導区域の考え方を示します。

(1) 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域とは、都市計画運用指針（第12版）において「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域」とされています。

本市の居住誘導区域は、日常生活の中で多様な世代が安心して安全に暮らし続けられることを重視していくため、将来都市構造で掲げた中心拠点を含む市街化区域を基本に設定します。

「立地適正化計画作成の手引き」等において、居住誘導区域設定の考え方として、以下の事項が示されています。

◆居住誘導区域の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き」では、居住誘導区域の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

【生活利便性が確保される区域】

- ・都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域/生活拠点の中心部に徒歩、自転車、末端交通等を介して容易にアクセスできる区域、および公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

【生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考になる。

【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

- ・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」参照)

◆居住誘導区域を設定することが考えられる区域

「都市計画運用指針（第12版）」では、居住誘導区域を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が示されています。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点および生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点および生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点および生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

(国土交通省「都市計画運用指針（第12版）」参照)

(3) 居住誘導区域から除外することが考えられる区域

1) 都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区に含まないこととされている区域

名所	根拠法	市街化区域内での有無
市街化調整区域	都市計画法第7条第1項	—
災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第39条第1項及び第2項	—
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号	—
農地・採草放牧地	農地法第5条第2項第1号ロ	—
特別地域	自然公園法第20条第1項	—
保安林の区域	森林法第25条及び第25条の2	—
原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法第14条第1項及び第25条第1項	—
保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区	森林法第30条、第30条の2、第41条及び第44条において準用する同法第30条	—
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項	—
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項	—
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項	—

2) 都市計画運用指針（第12版）により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

名所	根拠法	市街化区域内での有無
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項	—
災害危険区域	建築基準法第39条第1項	—

第4章 居住誘導区域

3) 都市計画運用指針（第12版）により、総合的に勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

名所	根拠法	市街化区域内での有無
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項	—
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項	—
浸水想定区域 ※	水防法第15条第1項4号	○
基礎調査により災害の発生のおそれのある地域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項	—
津波浸水想定における浸水の区域	津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項	—
都市浸水想定における都市浸水が想定される区域	特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項	—

※居住誘導区域の検討における浸水想定区域の留意点

浸水深が深く浸水継続時間が長期に及ぶ地区や、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべき

4) 都市計画運用指針（第12版）により、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

名所	根拠法	市街化区域内での有無
工業専用地域	都市計画法第8条第1項第1号	○
流通業務地区	都市計画法第8条第1項第13号	—
特別用途地区（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法第8条第1項第2号	—
地区計画区域（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法第12条の4第1項第1号	—
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—

2. 本市における居住誘導区域の設定方針

都市計画運用指針（第12版）における設定方針を踏まえて、本市におけるまちづくりの方針から居住誘導区域設定の方針を検討します。

《 本市における居住誘導区域設定の方針 》

■ 立地適正化計画で目指すまちづくりの方針 （居住誘導に係る事項を抜粋）

誘導方針 2 居住の誘導

多様な世代が暮らし続けられる安全・安心な住環境の形成

誘導方針 2-1: 世代更新の促進と市の継続的な発展に向けた居住の誘導

誘導方針 2-2: 災害リスクの少ないエリアへの居住誘導支援

■ 本市における区域設定の方針

生活利便性が高いエリア等を基本とした居住誘導区域の設定

・JR 結城駅周辺は、古くから過度に市街地を広げず、適切な密度を保ちながらまちづくりを進めてきたことから、コンパクトな市街地の中に都市機能等の集積がみられます。そのため、将来的な人口減少・少子高齢化が見込まれているものの、生活サービス施設（医療・商業・福祉施設）や公共交通ネットワークが充実しているエリアの有効活用の観点から、居住誘導区域を検討します。

土地利用の実態等に応じた居住誘導区域の設定

- ・本市の経済活力を支える結城第一工業団地等の工業専用地域や準工業地域において工業利用されている地区については、将来にわたりその機能を維持していく観点から、居住誘導区域から除くことを検討します。
- ・都市基盤の整備状況の観点から、下水道供用区域をもとに居住誘導区域を検討します。

災害リスクに応じた居住誘導区域の設定

・市街化区域の一部には、災害イエローゾーン（洪水浸水想定区域）が指定されており、このような浸水リスクのあるエリアは、関連部局や浸水レベルに応じた防災対策を検討した上で、居住誘導区域に含めるか否かを検討します。

3. 本市における居住誘導区域の設定フロー

本市における居住誘導区域の設定方針を踏まえ、具体的に区域を設定するためのフローを示します。

なお、本市では市街化区域内に災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等）の指定がないため、居住誘導区域から除外すべき区域として設定していません。

《 本市における居住誘導区域の設定フロー 》



4. 居住誘導区域

<STEP1 居住誘導区域の基本となる区域>

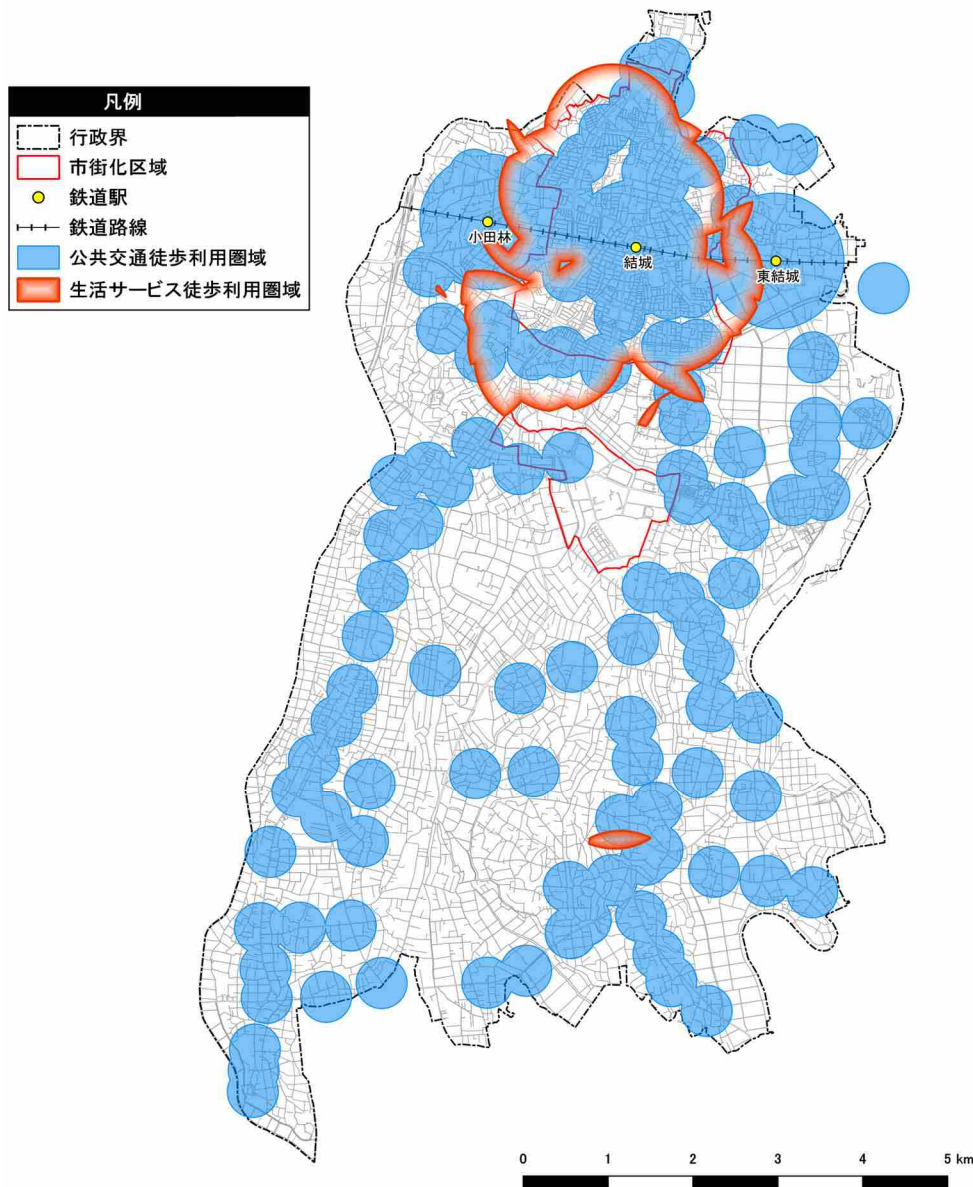
結城駅を中心とした市街化区域内では、日常生活における利便性が担保されているものと判断できるため、居住誘導区域の基本となる区域は市街化区域全体とします。

【公共交通徒歩利用圏 ※1】

●鉄道とバスによる公共交通徒歩利用圏は、駅周辺の市街化区域を広範囲にカバーし、市街化区域内外とのネットワークが充実しています。特に、結城駅北口は鉄道のほか、すべての巡回バス路線が停車する公共交通結節点となっており、次いで多くの巡回バス路線が停車するバス停は市役所・アクロス前となっています。

【生活サービス施設徒歩利用圏 ※2】

●生活サービス施設徒歩利用圏は、結城北部地区の一部を除いて、駅周辺の市街化区域の大半を含んでおり、日常生活の利便性が確保されています。



※1：鉄道駅からの徒歩圏（半径800m）、バス停からの徒歩圏（半径300m）

※2：医療・商業・福祉施設の徒歩圏（半径800m）をすべて満たす圏域

<STEP2 居住誘導区域として考慮すべき区域>

STEP1 で検討した市街化区域から、準工業地域に位置する大規模工業用地を除外した区域を居住誘導区域として設定します。

【工業系用途地域】

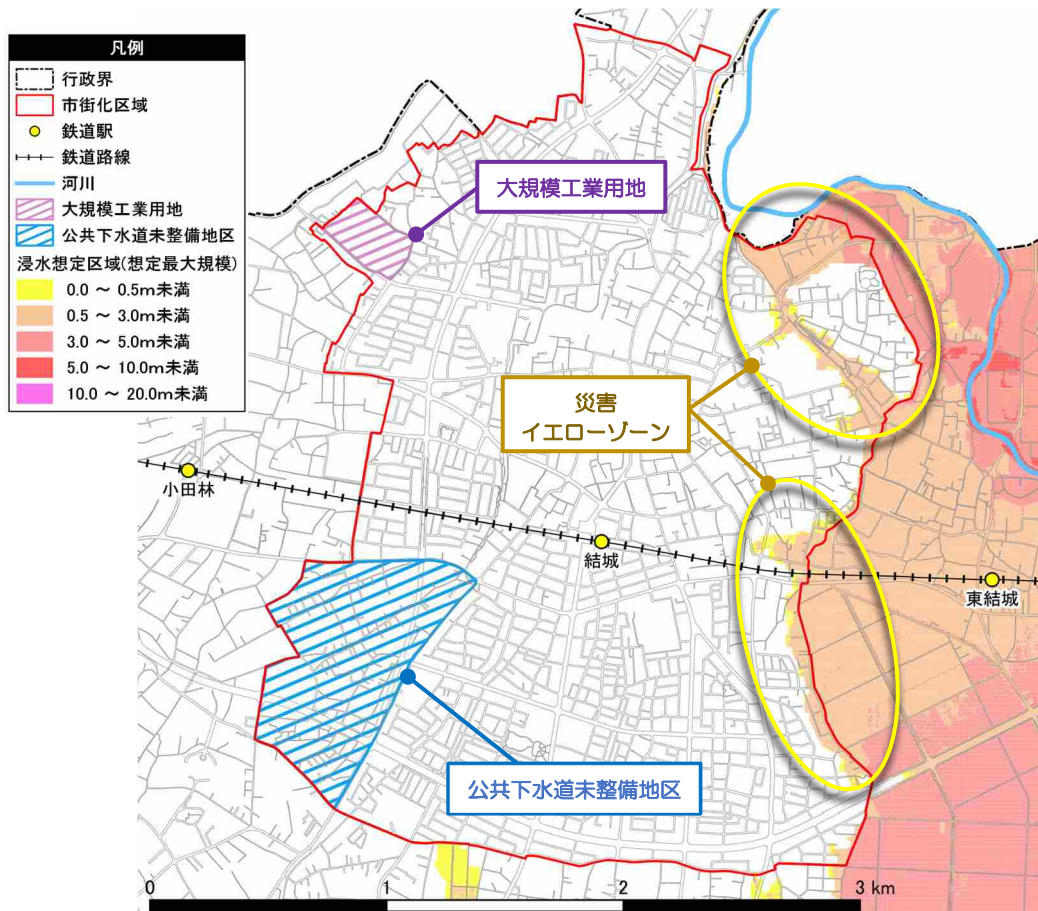
●市街化区域内の準工業地域は、住宅用地面積が3割以上となっており、住宅利用がされているエリアは居住誘導区域に含みますが、一部の大規模工業が立地しているエリアは非可住地として居住誘導区域に含めないこととします。

【公共下水道未整備地区】

●市街化区域の南西部に位置する公達地区は、市街化区域であるものの公共下水道（污水）が未整備となっていますが、下水道基本計画区域に指定されており、将来的な整備が予定されていること、また「結城市都市計画マスタープラン改定版」において、住宅地としての位置付けを行っており、その実現に向けて居住誘導区域に含めることとします。

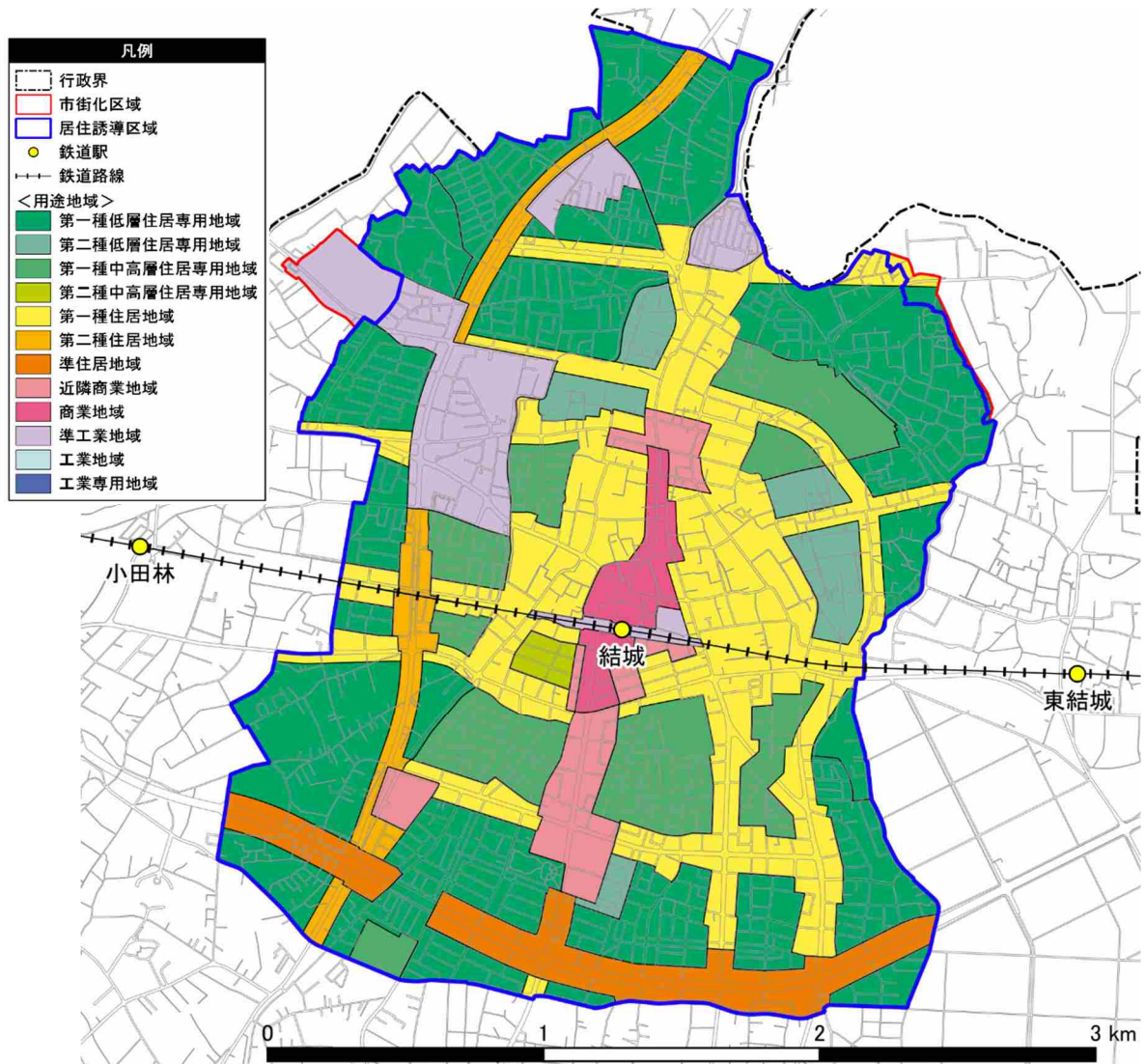
【災害イエローゾーン】

- 市街化区域における洪水浸水想定区域は、城跡歴史公園周辺及び JR 結城駅と東結城駅間を通る県道小山結城線の一部にみられ、5.0m未満の浸水が予想されています。
- そのため、家屋二階の床面が浸水し、市民と個人資産の安全性が著しく低下すると想定される浸水深 3.0m以上のエリアについては居住誘導区域に含めないものとします。浸水深 3.0m未満のエリアについては、ハード・ソフトの防災・減災対策による災害リスクの低減を図ることを前提に居住誘導区域に含めるとします。



本市の居住誘導区域は下図の通りに定めます。

詳細な区域境界は土地利用の実態や地形地物等を考慮して下図の通りに定めます。



居住誘導区域	646.7ha
市街化区域 842.2ha に対する割合	76.8%

図 居住誘導区域

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域の設定方針	58
2. 本市における都市機能誘導区域の設定方針	59
3. 本市における都市機能誘導区域の設定フロー	60
4. 都市機能誘導区域	61
5. 誘導施設の設定方針	67
6. 本市における誘導施設の設定.....	68

1. 都市機能誘導区域の設定方針

まちづくりの方針や都市の骨格構造の実現に向けて、都市機能を計画的に誘導していくため、都市機能誘導区域の考え方を示します。

(1) 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域とは、「商業・医療・福祉等の都市機能を都市の拠点地域に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域」のことです。

なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定することが定められています。これは、居住誘導区域に住む人々の暮らしを支えるために必要な都市機能の維持や確保を図るためです。

「立地適正化計画作成の手引き」等において、都市機能誘導区域設定の考え方として、以下の事項が示されています。

◆都市機能誘導区域の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」参照)

◆都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域

「都市計画運用指針（第12版）」では、都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が示されています。

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

(国土交通省「都市計画運用指針（第12版）」参照)

2. 本市における都市機能誘導区域の設定方針

立地適正化計画のまちづくり方針において、都市機能誘導の方針は以下のとおりであり、この考えを基本として各拠点で都市機能誘導区域を設定します。

《本市における都市機能誘導区域設定の方針》

■ 立地適正化計画で目指すまちづくりの方針 (都市機能誘導に係る事項を抜粋)

誘導方針 1 都市機能の誘導

結城駅周辺の拠点性向上による魅力とにぎわいの創出

誘導方針 1-1 結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成

誘導方針 1-2 旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導

誘導方針 1-3 徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出

■ 本市における区域設定の方針

利便性が高く、多様な交流を創出できる都市機能誘導区域の設定

・本市の中心的な役割を担う拠点として、人口減少や高齢化が見込まれる中、日常的な利便性の確保や世代更新の促進ができるよう、商業施設や高齢者施設、子育て施設といった生活サービス施設の維持・誘導とともに、人が集まり多様な交流を創出する観点から、シビックセンターゾーンと JR 結城駅北側周辺を主とした中心拠点の特性に応じて都市機能の集積・充実が図れるよう都市機能誘導区域の設定を検討

低未利用地を活用した拠点性の向上に寄与できる都市機能誘導区域の設定

・中心拠点には駐車場用地等の低未利用地が散見されることから、その積極的活用による拠点性の向上を図るため、北部既存市街地や商店街の振興・活性化など南北市街地のバランスのとれた発展の観点から、旧市庁舎の移転跡地等も含めて活用を推進することのできる都市機能誘導区域を検討

回遊性の高い拠点形成に向けた都市機能誘導区域の設定

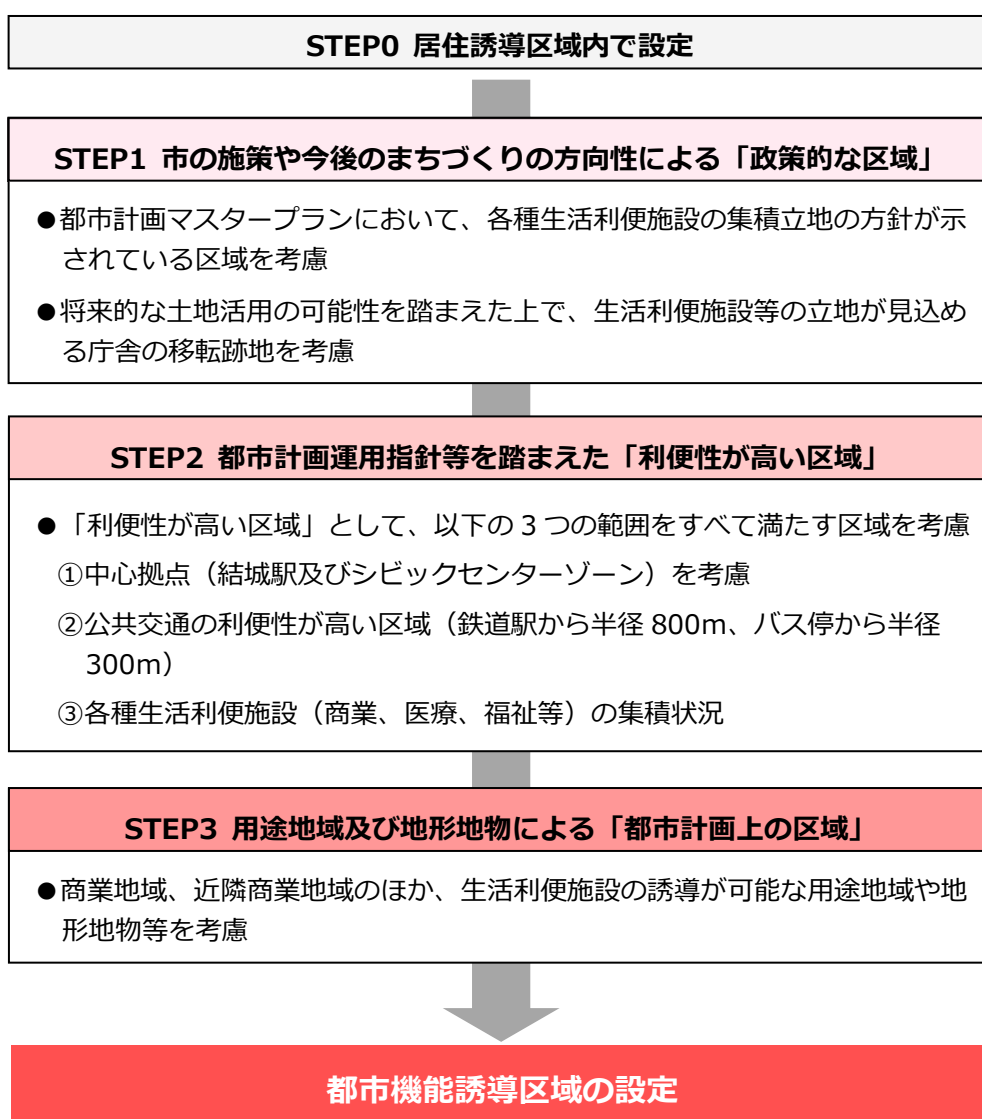
・中心拠点は個性豊かな特徴を有する地区であり、交通利便性も高いため、市民だけでなく、ビジネス客や観光客など多様な人々の往来が期待できる拠点である。多くの来訪者が訪れ回遊できる、にぎわいと活気にあふれた市の玄関口を形成していく観点から、一般的な徒歩圏等を基本とした区域設定を検討

3. 本市における都市機能誘導区域の設定フロー

「立地適正化計画作成の手引き」等において、都市機能誘導区域設定の考え方や本市における都市機能誘導区域設定の方針を踏まえ、具体的に区域を設定するための設定フローを示します。

なお、本市の中心拠点において、災害危険性の高い災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等）は指定されていないことから、区域検討の項目から除外しています。

《本市における都市機能誘導区域の設定フロー》



4. 都市機能誘導区域

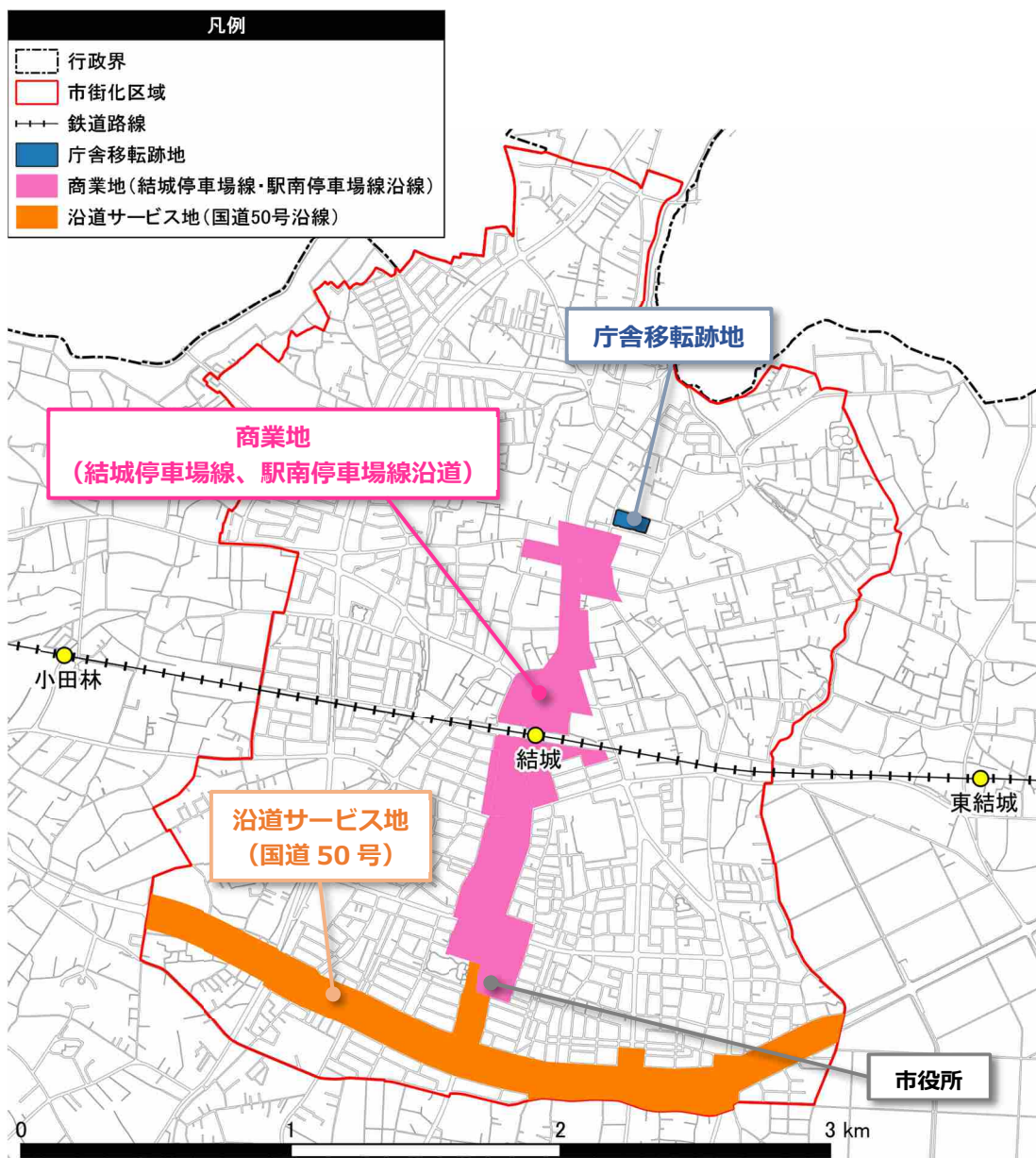
<STEP1 市の施策や今後のまちづくりの方向性による「政策的な区域」>

政策的な区域として、都市計画マスタープランにおける「土地利用の配置・形成の方針」に基づき、結城駅周辺を商業地、国道50号沿道を沿道サービス型の広域商業地の形成を図る区域として設定します。

また、今後の利活用が求められる庁舎の移転跡地を含めて、都市機能誘導区域を検討することとします。

【都市計画マスタープランにおける「土地利用の配置・形成の方針」】

- 結城駅を中心に結城停車場線や駅南停車場線沿道では、商業・サービス施設、オフィス業務、娯楽施設等を集積した「商業地」の形成が示されています。
- 国道50号沿道は、自動車交通の利便性を活かした沿道サービス型の商業・サービス施設等を集積した「沿道サービス地」の形成による広域商業地の拡大検討が示されています。



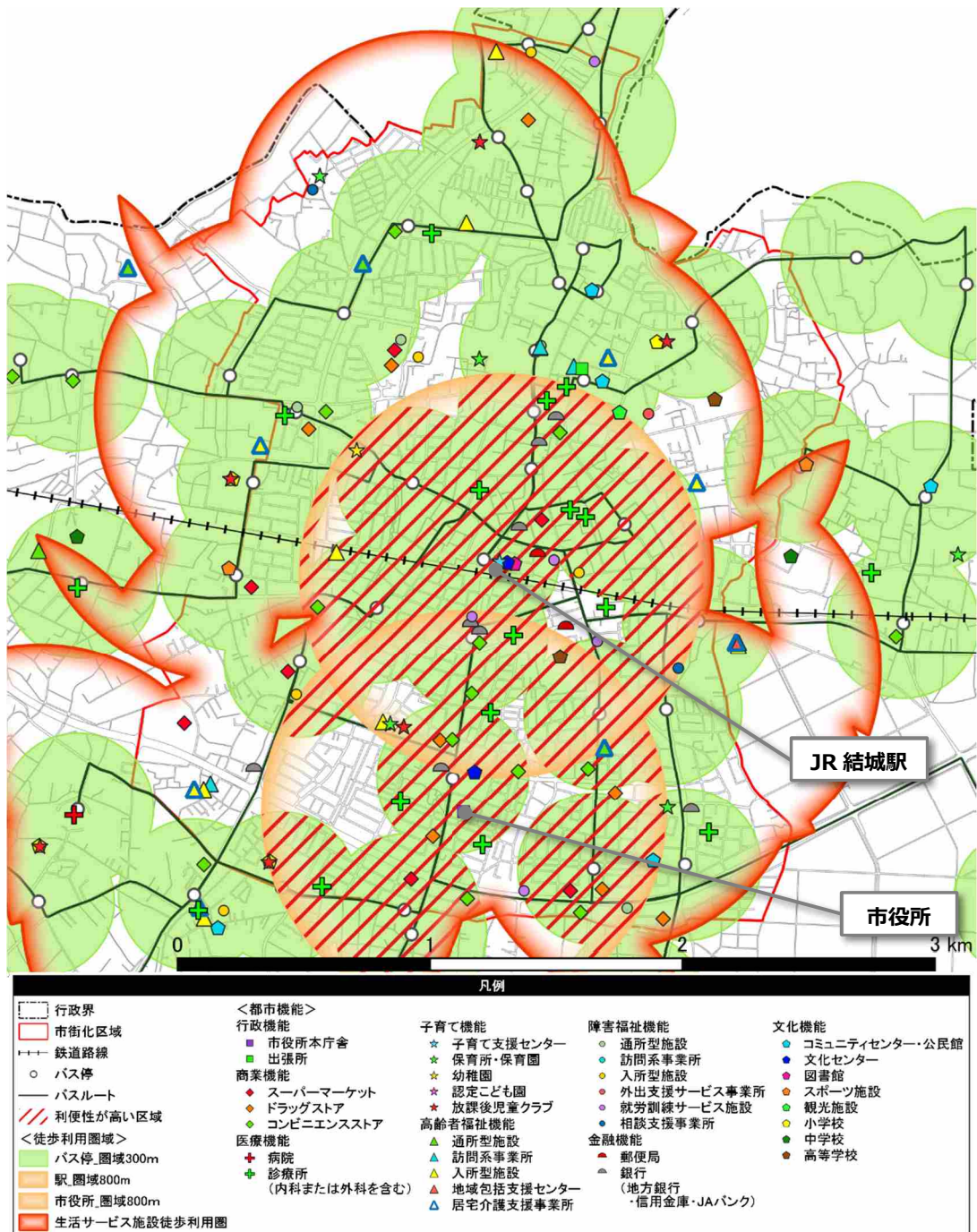
<STEP2 都市計画運用指針等を踏まえた「利便性が高い区域」>

以下、3つの範囲をすべて満たす「利便性が高い区域」は、結城駅周辺から国道50号を含む範囲となっていることから、この区域を「利便性が高い区域」として、結城駅から市役所及び国道50号を含む周辺一帯の区域とします。

【中心拠点徒歩利用圏】：中心拠点を形成する結城駅とシビックセンターゾーン（市役所、市民文化センター「アクロス」、南部中央公園等）の徒歩利用圏は、主要な施設が集中する駅周辺から国道50号までの市街化区域南側を中心に広くカバーしています。

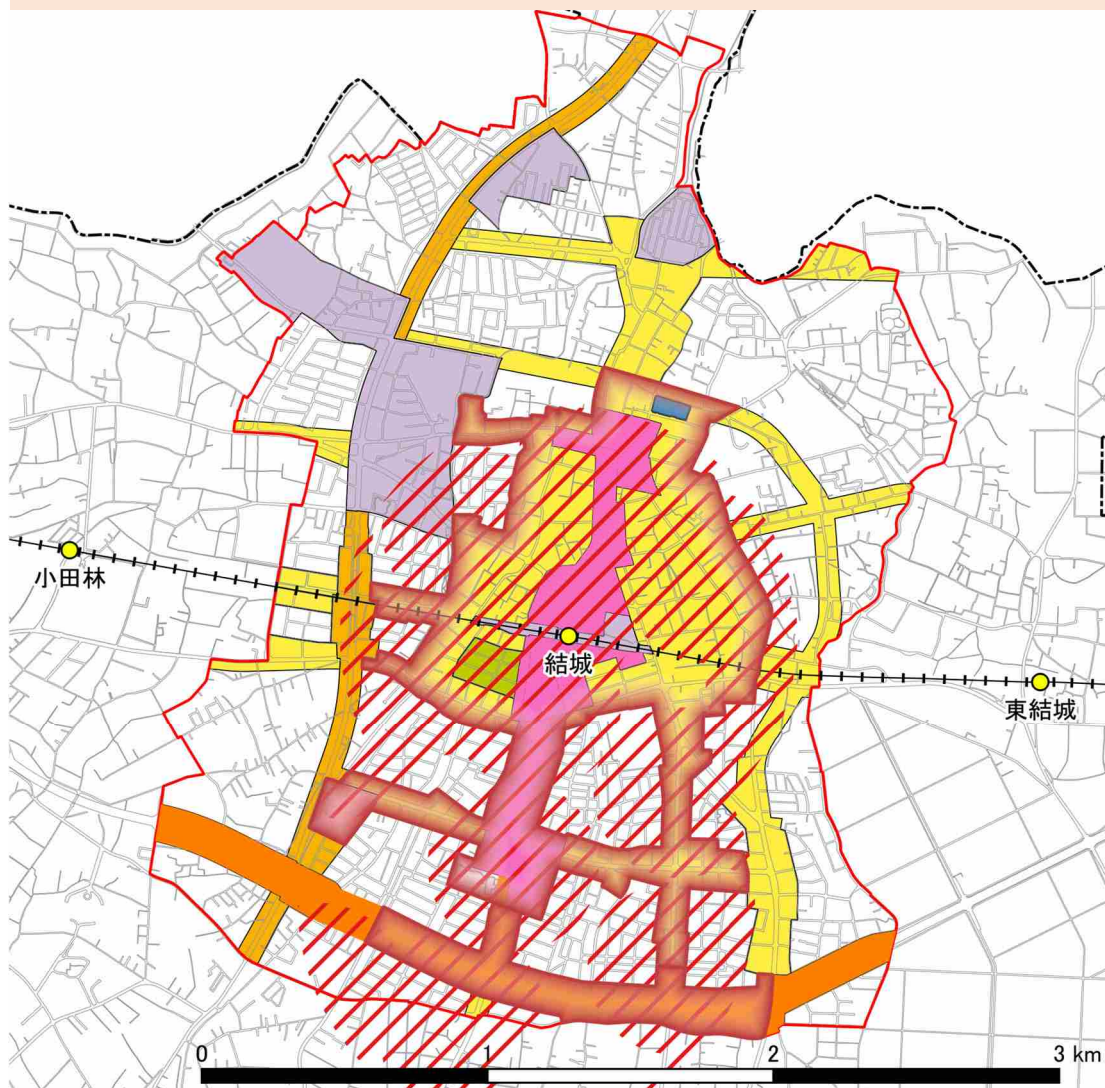
【公共交通徒歩利用圏】：鉄道とバスによる公共交通徒歩利用圏は、駅周辺の市街化区域を広範囲にカバーし、市街化区域内外とのネットワークが充実しています。

【生活サービス施設徒歩利用圏】：生活サービス施設徒歩利用圏は、結城北部地区の一部を除いて、駅周辺の市街化区域の大半を含んでおり、日常生活の利便性が確保されています。



<STEP3 用途地域及び地形地物による「都市計画上の区域」>

STEP1~2 を踏まえ、商業地域、近隣商業地域のほか、生活利便施設の誘導が可能な用途地域や地形地物を考慮するとともに、国道50号沿道は中心拠点を主とした多様な人々の回遊を創出する視点から市役所からの徒歩圏（半径800m）を考慮して設定することとします。

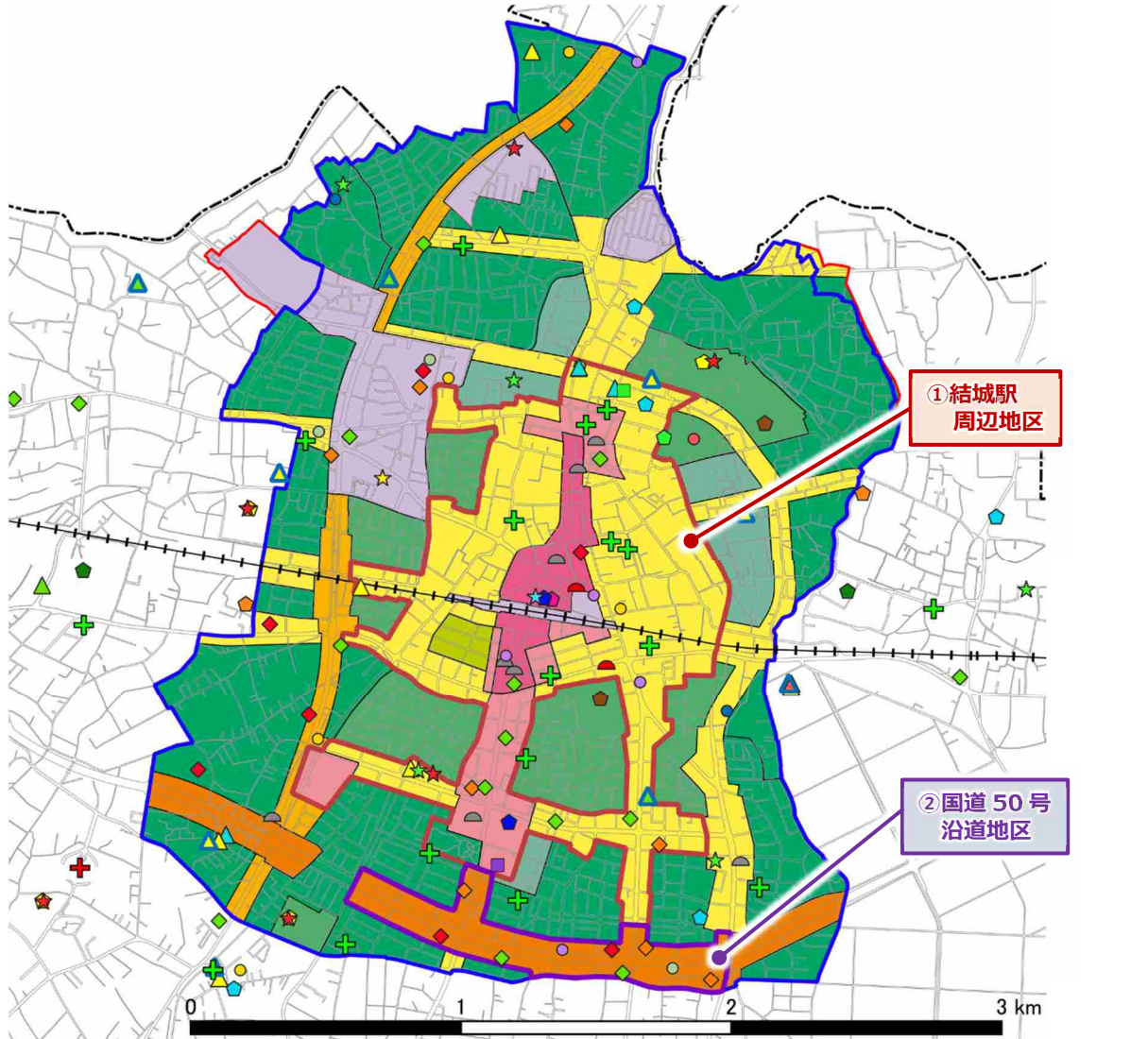


凡例	
行政界	<用途地域(STEP3に該当するもののみ抜粋)>
市街化区域	第二種中高層住居専用地域
鉄道路線	第一種住居地域
利便性が高い区域	第二種住居地域
都市機能誘導区域	準住居地域
庁舎移転跡地	近隣商業地域
商業地(結城停車場線・駅南停車場線沿線)	商業地域
沿道サービス地(国道50号沿線)	準工業地域

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

本市の都市機能誘導区域は下図の通り定めます。

都市計画マスタープランにおいて、結城駅周辺と国道50号沿道では立地誘導を図る都市機能の性格が異なることから、都市機能誘導区域は、中心拠点を一体としつつも、結城駅周辺地区と国道50号沿道地区に区分し設定します。



凡例				
行政界	<都市機能>	子育て機能	障害福祉機能	文化機能
市街化区域	行政機能	★ 子育て支援センター	○ 通所型施設	● コミュニティセンター・公民館
居住誘導区域	市役所本庁舎	★ 保育所・保育園	○ 訪問系事業所	● 文化センター
鉄道路線	出張所	★ 幼稚園	○ 入所型施設	● 図書館
<都市機能誘導区域>	商業機能	★ 認定こども園	○ 外出支援サービス事業所	● スポーツ施設
結城駅周辺地区	◆ スーパーマーケット	★ 放課後児童クラブ	○ 就業訓練サービス施設	● 観光施設
国道50号沿道地区	◆ ドラッグストア	高年齢福祉機能	○ 相談支援事業所	● 小学校
	◆ コンビニエンスストア	▲ 通所型施設	金融機能	● 中学校
	医療機能	▲ 訪問系事業所	● 郵便局	● 高等学校
	● 病院	▲ 入所型施設	● 銀行	
	● 診療所 (内科または外科を含む)	▲ 地域包括支援センター	● 地方銀行 (信用金庫・JA/バンク)	
		▲ 居宅介護支援事業所		
				<用途地域>
				■ 第一種低層住居専用地域
				■ 第二種低層住居専用地域
				■ 第一種中高層住居専用地域
				■ 第二種中高層住居専用地域
				■ 第一種住居地域
				■ 第二種住居地域
				■ 準住居地域
				■ 近隣商業地域
				■ 商業地域
				■ 準工業地域
				■ 工業地域
				■ 工業専用地域

中心拠点	①結城駅周辺地区	155.85ha
	②国道50号沿道地区	23.45ha
合計		179.30ha
市街化区域 842.2ha に対する割合		21.3%
居住誘導区域 646.7ha に対する割合		27.7%

図 都市機能誘導区域

(1) 各地区における都市機能誘導区域の設定の考え方

■ 結城駅周辺地区

【区域設定の考え方】

- ◇ 結城駅周辺地区は、商業地域・近隣商業地域・第一種住居地域を中心とし、中心拠点である結城駅とシビックセンターゾーン（市役所、市民文化センター「アクロス」、南部中央公園等）から公共交通及び生活サービス施設による利便性の高い区域を基本として区域設定します。
- ◇ 用途地域界以外の線引きには、現時点で立地している誘導施設を含むように道路中心線や地形地物を用いて区域設定します。
- ◇ 庁舎の移転跡地は、将来的に都市機能を誘導することを想定して区域に含みます。



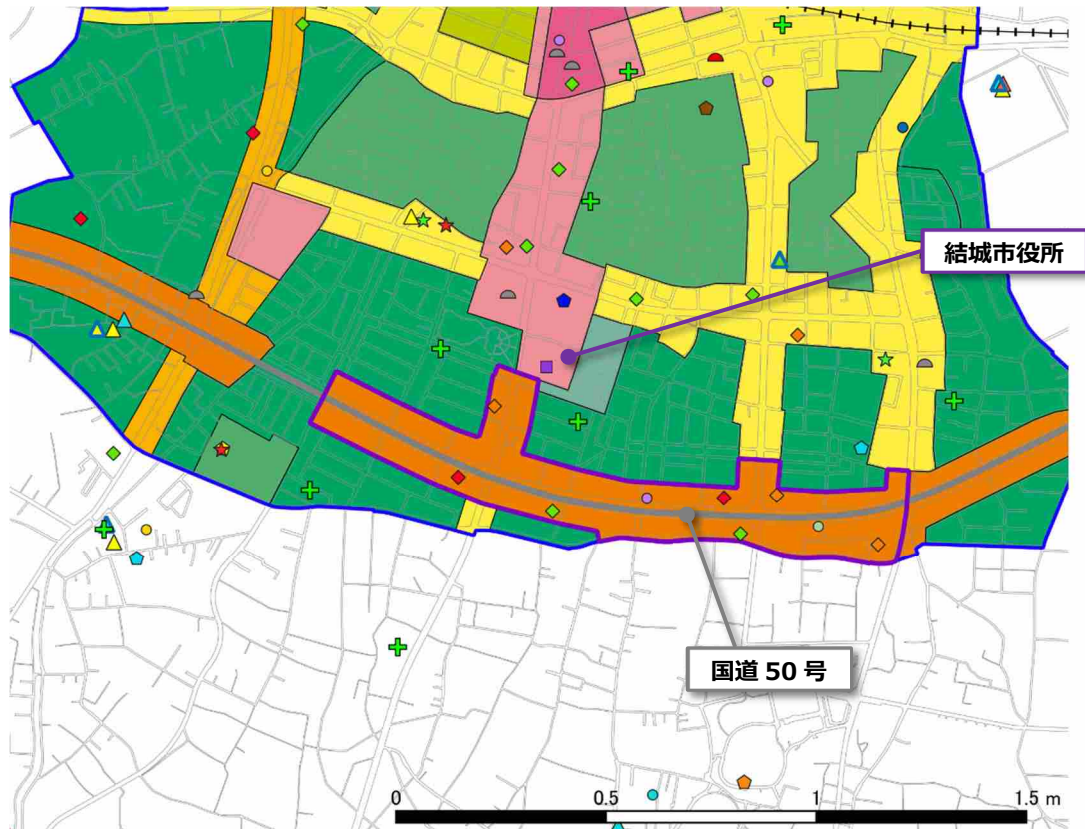
凡例					
<ul style="list-style-type: none"> 行政界 市街化区域 居住誘導区域 鉄道路線 都市機能誘導区域 結城駅周辺地区 	<p><都市機能></p> <p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎 出張所 <p>商業機能</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパーマーケット ドラッグストア コンビニエンスストア <p>医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 (内科または外科を含む) 	<p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 保育所・保育園 幼稚園 認定こども園 放課後児童クラブ <p>高齢者福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所型施設 訪問系事業所 入所型施設 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 	<p>障害福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所型施設 訪問系事業所 入所型施設 外出支援サービス事業所 就労訓練サービス施設 相談支援事業所 <p>金融機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便局 銀行 (地方銀行・信用金庫・JAバンク) 	<p>文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター・公民館 文化センター 図書館 スポーツ施設 観光施設 小学校 中学校 高等学校 	<p><用途地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

図 都市機能誘導区域（結城駅周辺地区）

■ 国道50号沿道地区

【区域設定の考え方】

- ◇ 国道50号沿道は、結城市役所から半径800m圏内を基本として区域設定します。
- ◇ 用途地域界以外の線引きには、現時点で立地している誘導施設を含むように道路中心線を用いて区域設定します。



凡例					
行政界	<都市機能>	子育て機能	障害福祉機能	文化機能	<用途地域>
市街化区域	行政機能	子育て支援センター	通所型施設	コミュニティセンター・公民館	第一種低層住居専用地域
居住誘導区域	市役所本庁舎	保育所・保育園	訪問系事業所	文化センター	第二種低層住居専用地域
鉄道路線	出張所	幼稚園	入所型施設	図書館	第一種中高層住居専用地域
<都市機能誘導区域>	商業機能	認定こども園	外出支援サービス事業所	スポーツ施設	第二種中高層住居専用地域
国道50号沿道地区	スーパーマーケット	放課後児童クラブ	就労訓練サービス施設	観光施設	第一種住居地域
	ドラッグストア	高齢者福祉機能	相談支援事業所	小学校	第二種住居地域
	コンビニエンスストア	通所型施設	金融機能	中学校	準住居地域
	医療機能	訪問系事業所	郵便局	高等学校	近隣商業地域
	病院	入所型施設	銀行		商業地域
	診療所 (内科または外科を含む)	地域包括支援センター	(地方銀行・信用金庫・JA/バンク)		
		居宅介護支援事業所			
					準工業地域
					工業地域
					工業専用地域

図 都市機能誘導区域 (国道50号沿道地区)

5. 誘導施設の設定方針

(1) 誘導施設とは

誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設で、都市機能誘導区域内に誘導をしていく施設です。

都市には誘導施設となる施設以外にも様々な種類の施設があり、それらの施設も含めて都市として成り立つものですが、立地適正化計画では都市機能誘導区域内に必要な施設を誘導施設として設定し誘導を図っていきます。

(2) 想定される誘導施設のイメージ

「立地適正化計画作成の手引き（一部加工（国土交通省））」では、誘導施設として設定することが望ましい施設として、以下の内容が示されています。

《拠点ごとに想定される誘導施設のイメージ》

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、子育て支援関連施設、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事等を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積0㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積0㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局・JAバンク
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

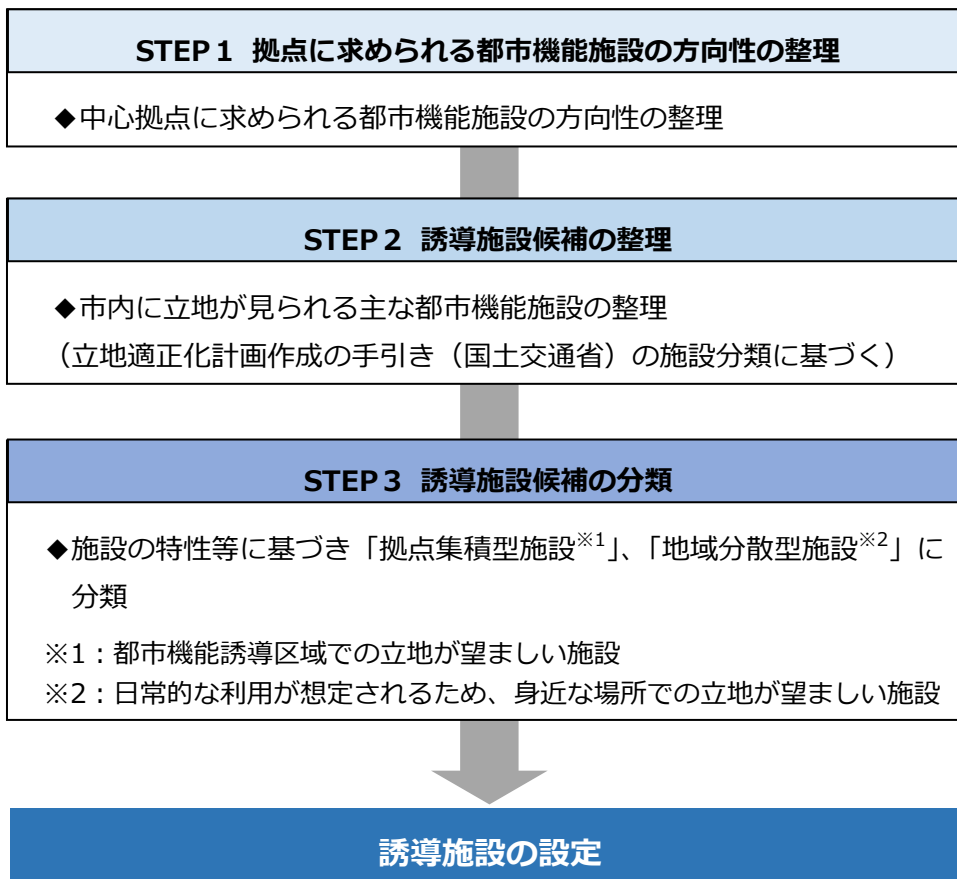
出典：立地適正化計画策定の手引き（一部加工（国土交通省））

6. 本市における誘導施設の設定

(1) 本市における誘導施設の設定フロー

前項の想定される誘導施設のイメージを踏まえて、以下の流れに基づき本市の誘導施設を設定しました。

《 本市における誘導施設の設定フロー 》



<STEP 1 拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理>

中心拠点に求められる都市機能施設の方向性を以下のとおり、整理します。

■ 立地適正化計画で目指すまちづくりの方針 (都市機能誘導に係る事項を抜粋)

誘導方針 2 都市機能の誘導

結城駅周辺の拠点性向上による魅力とにぎわいの創出

誘導方針 2-1 結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成

誘導方針 2-2 旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導

誘導方針 2-3 徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出

■ 本市における都市機能施設の方向性

拠点名称	誘導を図る都市機能施設の方向性
中心拠点 (結城駅・シビックセンター周辺)	・都市的で利便性が高く、健康に暮らすことができる市街地の形成や多様な交流を創出する都市機能施設を集積

<< 都市誘導区域の各地区における誘導施設の考え方 >>

■ 結城駅周辺地区

【誘導施設の考え方】

◇結城駅周辺は、公共交通や生活サービス施設の利便性が高く、多くの人々の往来が期待できる地区であるため、都市計画マスタープランの土地利用の考え方に基づき、商業・業務機能や各種サービス機能等の多様な都市機能の維持・誘導を図ります。

◇旧庁舎跡地については、市内特有の歴史・文化を活かし、にぎわいや多様な交流を創出する施設の誘導を図ります。

■ 国道 50 号沿道地区

【誘導施設の考え方】

◇国道 50 号沿道は、都市計画マスタープランの土地利用の考え方に基づき、主として沿道型の商業・サービス機能の維持・誘導を図ります。

◇なお、県内の骨格的道路である広域幹線道路としての位置付けを踏まえ、交通安全上の観点から子育て・福祉機能の積極的な誘導は促進しないものとします。

<STEP 2 誘導施設候補の整理>

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」において、各拠点に必要な機能のイメージとして示されている施設分類に基づいて、市内に立地がみられる主な施設を抽出し、誘導施設の検討対象となる基本の施設は、以下のとおりです。

《 都市機能施設の分類 》

機能	施設名
行政	①市役所庁舎 ②出張所
高齢者福祉	①通所系施設(通所介護、通所リハビリテーション等のサービスを提供する施設) ②訪問系事業所(居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション等のサービスを提供する事業所) ③入所型施設(長期・短期入所のサービスを提供する施設) ④地域包括支援センター ⑤居宅介護支援事業所
障害者福祉	①通所系施設(施設や事務所でサービスを提供する施設) ②訪問系事業所(自宅でサービスを提供する事業所) ③入所型施設(施設で共同生活援助サービスを提供する施設) ④外出支援サービス事業所 ⑤就労訓練サービス施設 ⑥相談支援事業所
子育て	①保育所・保育園 ②幼稚園 ③認定こども園 ④放課後児童クラブ ⑤子育て支援センター
商業	①スーパーマーケット ②ドラッグストア ③コンビニエンスストア
医療	①病院 ②診療所
金融	①銀行 ②郵便局
教育・文化	①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④文化センター ⑤図書館 ⑥博物館 ⑦スポーツ施設 ⑧公民館等

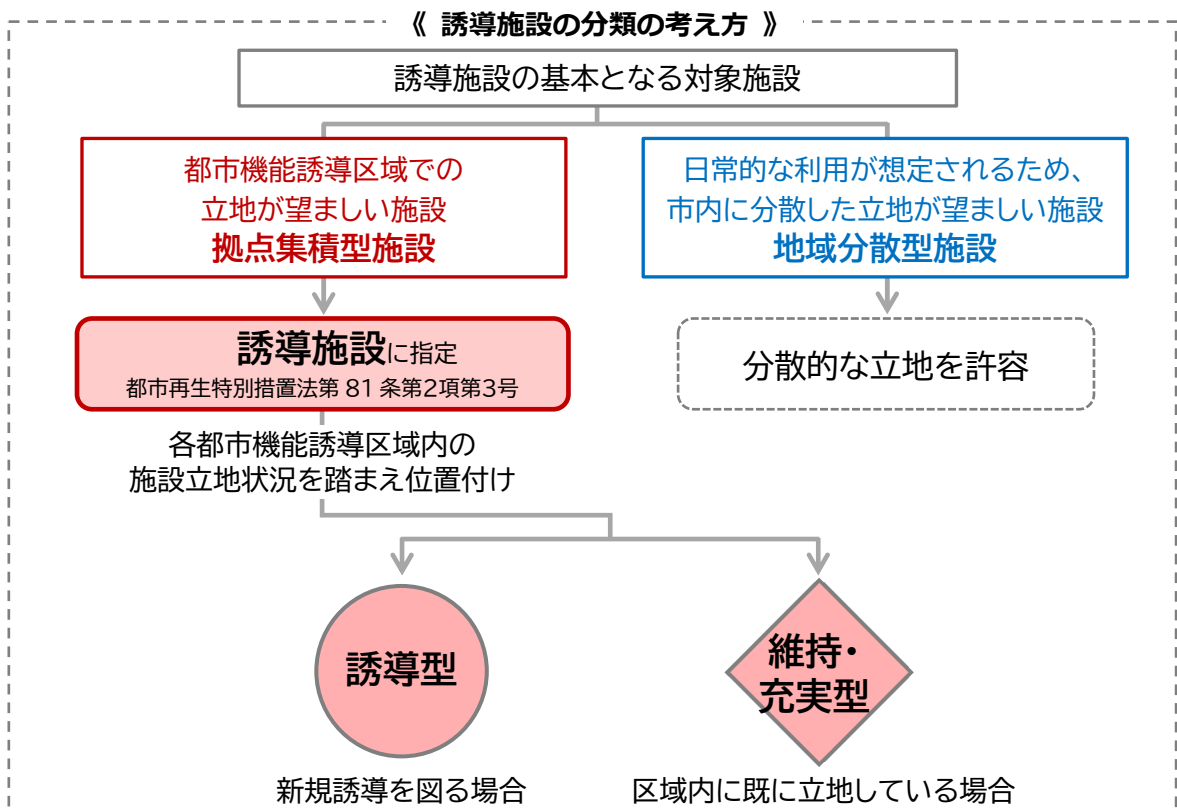
<STEP3 誘導施設候補の分類>

都市機能の配置の検討では、各都市機能の対象施設として、「都市機能誘導区域への立地が望ましい施設（拠点集積型施設）」と「日常的な利用が想定されるため、市内に分散した立地が望ましい施設（地域分散型施設）」の2つに大別します。

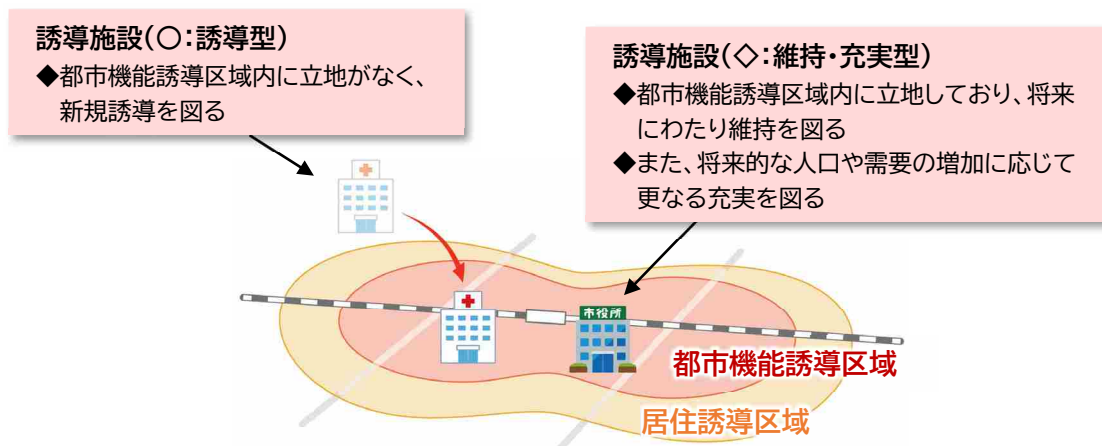
その上で、**拠点集積型施設**については、都市再生特別措置法で定める「誘導施設」に設定し、各種制度の活用も見据えながら、施設の立地誘導を図ります。

誘導施設の設定においては、現況で当該都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る場合は「誘導型」として位置付けます。

当該都市機能誘導区域内に既に立地している場合は、利便性を確保することを目的として、その維持を図るため、「維持・充実型」として位置付けます。



《 誘導施設における誘導型、維持・充実型の考え方 》



(2) 本市における誘導施設設定の考え方

STEP 1～3に基づき、本市における誘導施設の考え方を以下のとおり、設定します。

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
行政	市役所	全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーする必要があるため、交通利便性の高い現在地での維持を図る。 →拠点集積型施設
	出張所	少数で広範囲をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
高齢者福祉	通所系施設	これらの高齢者福祉施設は、日常的な利用が想定され、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	訪問系事業所	
	入所系施設	
	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者等の介護、福祉、医療など、様々な面から支える総合的な相談窓口であり、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、3つの圏域に応じた担当地区での立地を図る。 →地域分散型施設
障害者福祉	外出支援サービス事業所	要支援者の自宅への訪問型サービスのため、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	通所系施設	これらの障害者福祉施設は、日常的な利用が想定され、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	訪問系事業所	
	入所型施設	
	就労訓練サービス施設	
	相談支援事業所	
子育て	保育所・保育園	日常的な利用が想定されるが、働く若い世代を支える施設であるため、交通利便性が高く、多くの需要が見込まれる中心拠点での立地を図る。 なお、国道50号沿道地区には沿道サービス型施設の誘導を図ることに加えて、交通安全上の観点からも積極的な誘導は促進しない。 →拠点集積型施設
	幼稚園	
	認定こども園	
	放課後児童クラブ	各小学校に整備されているため、学校区に応じた立地を図る。 →地域分散型施設
	子育て支援センター	子育て支援に関する中心的施設として市全域をカバーする必要があるため、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性が高い中心拠点での維持を図る。 なお、国道50号沿道地区には沿道サービス型施設の誘導を図ることに加えて、交通安全上の観点からも積極的な誘導は促進しない。 →拠点集積型施設

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
商業	スーパーマーケット	日常的な利用が想定されるが、市街化区域内に集積がみられ、生鮮食品、日用品等を扱い日常の暮らしを支える重要な施設であることから、交通利便性が高い中心拠点での維持を図る。 →拠点集積型施設
	ドラッグストア	
	コンビニエンスストア	日常的な利用が想定されるため、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
医療・健康	病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、全市民や市外からの利用も想定されることから、利用者のアクセス等を考慮して中心拠点での立地を図る。なお、国道50号沿道地区には沿道サービス型施設の誘導を図るため、積極的な誘導は促進しない。 →拠点集積型施設
	診療所	市民の身近な地域医療施設として、日常的な利用が想定されるため、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	健康増進施設	市民の健康増進を図る施設として、全市民による利用が想定されることから、利用者のアクセス等を考慮して中心拠点での立地を図る。 →拠点集積型施設
金融	銀行（地方銀行・信用金庫）	日常生活における現金の引出しのほか、決済、融資等の窓口業務を行う施設であり、駅周辺に立地する傾向が見られるため、中心拠点での維持を図る。なお、国道50号沿道地区には沿道サービス型施設の誘導を図るため、積極的な誘導は促進しない。 →拠点集積型施設
	郵便局・JA	現金の引出しや振込等の日常的な利用が想定され、市内に点在しているため、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
教育・文化	文化センター	全市民による利用が想定されるものの、少数の施設で市全域をカバーするため、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性が高く利用がしやすい中心拠点において維持を図る。なお、国道50号沿道地区には沿道サービス型施設の誘導を図るため、積極的な誘導は促進しない。 →拠点集積型施設
	図書館	
	博物館	市民だけでなく市外からの集客も見込まれ、まちのにぎわい創出に寄与することから、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性が高い中心拠点への誘導を図る。 →拠点集積型施設
	小学校	学校区に応じた立地を図る。
	中学校	→地域分散型施設
	高等学校	市内から多くの通学が想定され、市内に点在しているため、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	スポーツ施設	市民の健康増進等に資する施設であり、日常的な利用が想定されるため、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設
	コミュニティーセンター・公民館	コミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域単位又は校区（コミュニティ）単位に基づき、各地域での立地を図る。 →地域分散型施設

(3) 都市誘導区域の各地区における誘導施設

機能	施設名称	中心拠点	
		結城駅 周辺地区	国道50号沿道 地区
行政	市役所	◇	
	出張所		
高齢者福祉	通所系施設		
	訪問系事業所		
	入所系施設		
	居宅介護支援事業所		
	地域包括支援センター		
障害者福祉	外出支援サービス事業所		
	通所系施設		
	訪問系事業所		
	入所型施設		
	就労訓練サービス施設		
	相談支援事業所		
子育て	保育所・保育園	◇	
	幼稚園	◇	
	認定こども園	○	
	放課後児童クラブ		
	子育て支援センター	◇	
商業	スーパーマーケット	◇	◇
	ドラッグストア	◇	◇
	コンビニエンスストア		
医療・健康	病院	○	
	診療所		
	健康増進施設	○	
金融	銀行(地方銀行・信用金庫)	◇	
	郵便局・JA		
教育・文化	文化センター	◇	
	図書館	◇	
	博物館	○	
	小学校		
	中学校		
	高等学校		
	スポーツ施設		
	コミュニティーセンター・公民館		

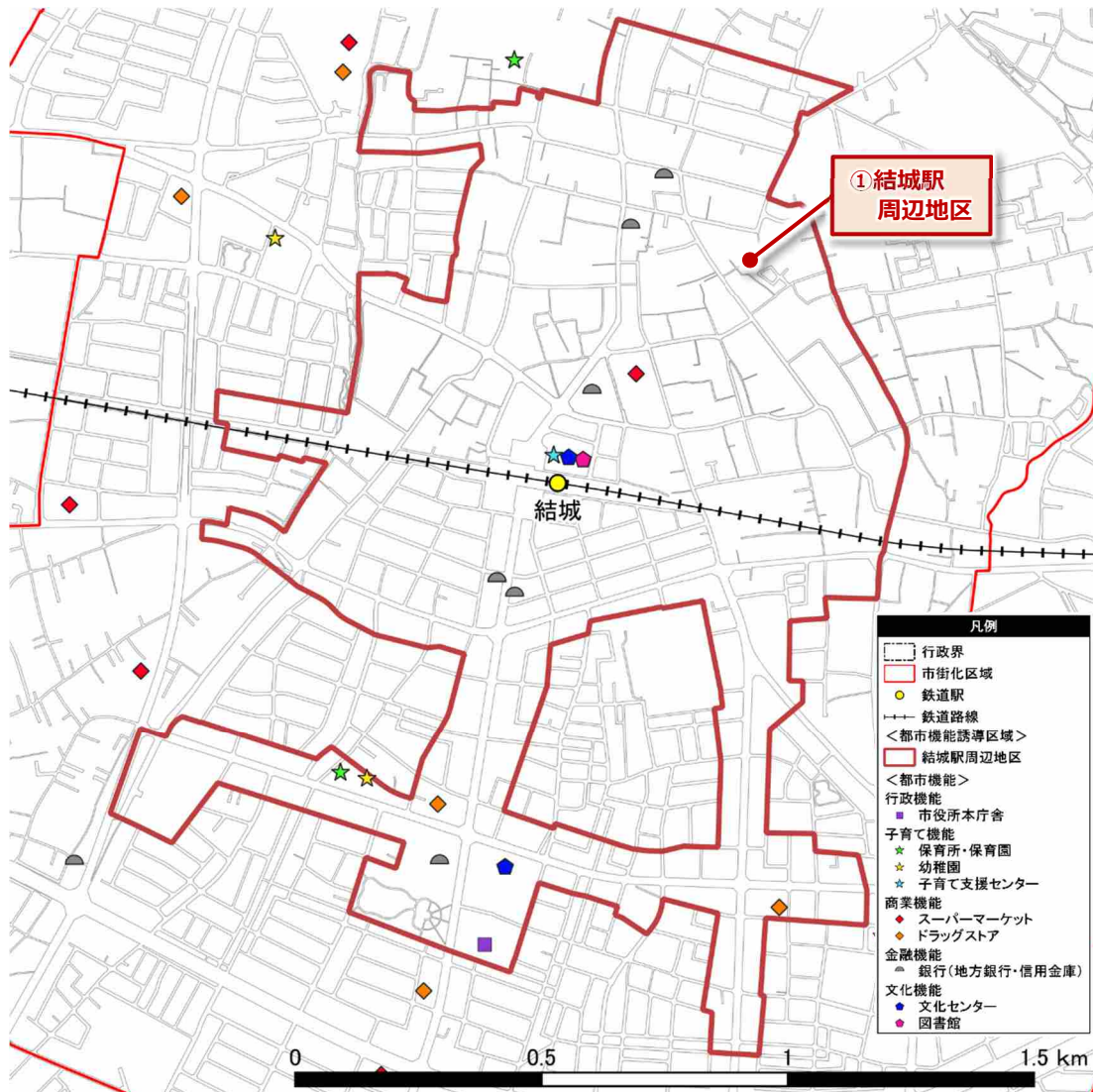
※ ○:誘導型 ◇:維持・充実型

(4) 誘導施設の定義

本市の誘導施設の定義は以下のとおりです。

機能	施設名称	定義
行政	市役所庁舎	・地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
子育て	保育所・保育園	・児童福祉法第 35 条第 3 項の規定に規定する児童福祉施設であり、結城市立保育所の設置及び管理に関する条例第 1 条に規定する事業を行う施設
	幼稚園	・学校教育法第 1 条に規定する学校であり、第 22 条に規定する事業を行う施設
	認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する施設
	子育て支援センター	・地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に規定する施設であり、結城市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例第 1 条に規定する施設
商業	スーパーマーケット	・生鮮食料品を中心に、日用品等を販売している商業施設(店舗面積 3,000 m ² を超えるもの)
	ドラッグストア	・医薬品等を中心に、日用家庭用品、食品等を取り扱う商業施設(店舗面積 3,000 m ² を超えるもの)
医療・健康	病院	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
	健康増進施設	・健康増進に寄与する機能を備えた運動施設(トレーニングジム等)
金融	銀行(地方銀行・信用金庫)	・銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行 ・信用金庫法第 4 条に規定する信用金庫
教育・文化	文化センター	・結城市民文化センターの設置及び管理に関する条例第 1 条に規定する施設
	図書館	・図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館であり、ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例第 2 条に定められた図書館
	博物館	・博物館法第 2 条に規定する施設

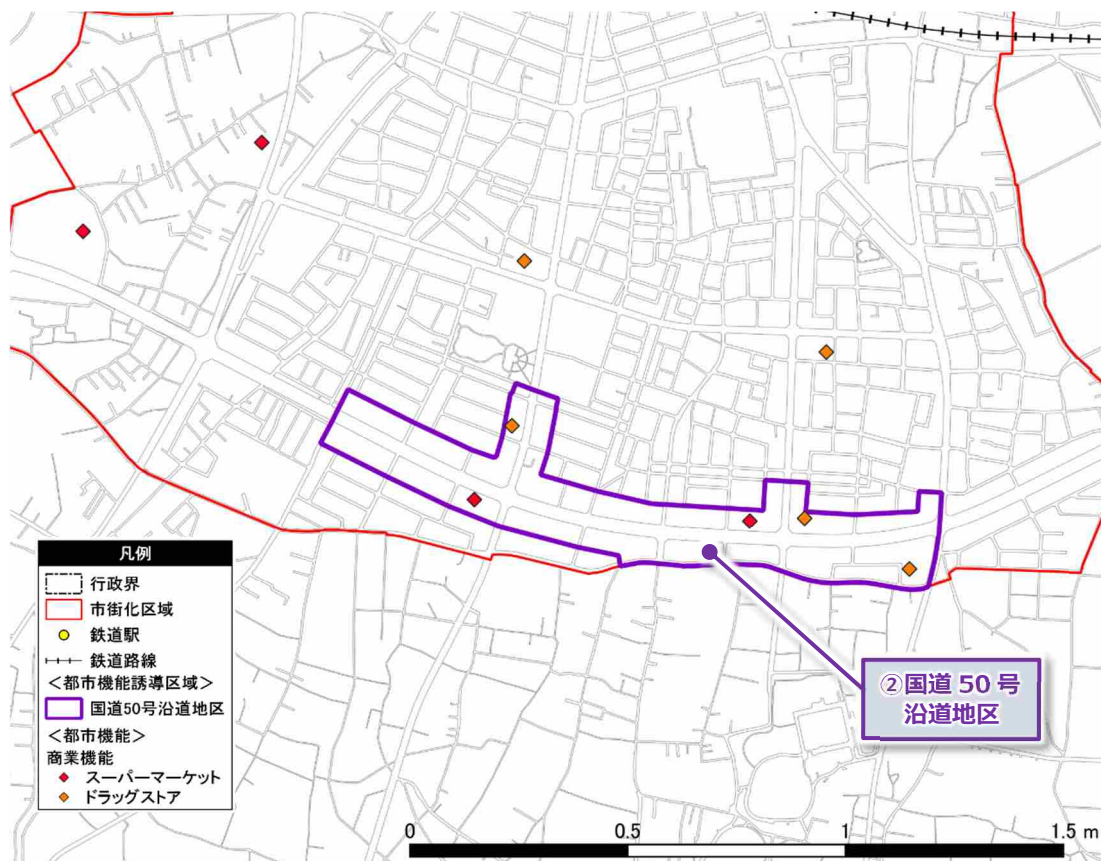
【参考】結城駅周辺地区における誘導施設



機能	誘導施設	分類	施設数
行政	市役所	◇	1
子育て	保育所・保育園	◇	1
	幼稚園	◇	1
	認定こども園	○	0
	子育て支援センター	◇	1
商業	スーパーマーケット	◇	1
	ドラッグストア	◇	2
医療・健康	病院	○	0
	健康増進施設	○	0
金融	銀行(地方銀行・信用金庫)	◇	6
教育・文化	文化センター	◇	2
	図書館	◇	1
	博物館	○	0

※ ○：誘導型 ◇：維持・充実型

【参考】国道50号沿道地区における誘導施設



機能	誘導施設	分類	施設数
商業	スーパーマーケット	◇	2
	ドラッグストア	◇	3

※ ○：誘導型 ◇：維持・充実型

第6章 防災指針

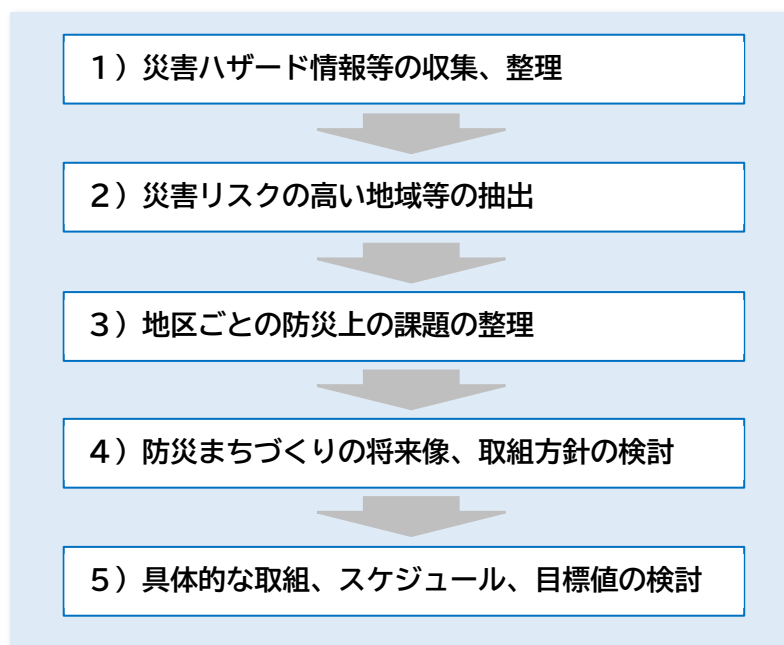
1. 防災指針とは.....	80
2. 災害ハザード情報等の収集、整理.....	81
3. 本市における災害ハザード情報等の収集、整理.....	85
4. 災害リスクの高い地域等の抽出.....	95
5. 地域ごとの防災上の課題の整理.....	121
6. 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討.....	125
7. 具体的な取組及びスケジュールの検討.....	127

1. 防災指針とは

近年、特に水災害が全国各地で頻発化・激甚化しており、防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まっています。それらの課題を踏まえ、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。本市の防災に関する計画である「結城市地域防災計画」や「結城市国土強靱化地域計画」とも整合を図りながら定めるものとなります。

《 防災指針の検討フロー 》



2. 災害ハザード情報等の収集、整理

(1) 対象とする災害ハザード情報

防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて公表されている災害ハザード情報の中から、本市に指定・該当する情報は以下を対象とします。

また、浸水想定区域については、発生頻度に応じた被害状況の多段階の確認のため、計画最大規模と計画規模の両面から整理することとします。

《 対象とする災害ハザード情報 》

1) 洪水（利根川水系鬼怒川・田川放水路・田川）

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
① 浸水想定区域 (浸水深：想定最大規模)	水防法 第14条 第1項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図る 出典：水防法第14条第1項	■ 鬼怒川・田川放水路 ⇒国土交通省関東地方整備局下館河川事務所 ■ 田川 ⇒茨城県
② 浸水想定区域 (浸水深：計画規模)	水防法 第14条 第2項	◇特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき区域 出典：水防法第14条第2項	■ 鬼怒川・田川放水路 ⇒国土交通省関東地方整備局下館河川事務所
③ 浸水想定区域 (浸水継続時間： 想定最大規模)	水防法 第14条 第2項	出典：水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省)	■ 鬼怒川・田川放水路 ⇒国土交通省関東地方整備局下館河川事務所 ■ 田川 ⇒茨城県
④ 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	－ ※1	◇想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域	■ 鬼怒川・田川放水路 ⇒国土交通省関東地方整備局下館河川事務所
⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)	－ ※1	◇洪水時における屋内安全確保（垂直避難）の適否の判断等に有効な情報となる 出典：水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省)	■ 鬼怒川・田川放水路 ⇒国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

※1：「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（国土交通省等、平成27年7月策定）において、浸水想定区域図とともに作成方法が示されている。

第6章 防災指針

2) 内水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①内水浸水想定区域	水防法 第14条第 2項	◇雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図る 出典：水防法第14条第2項	結城市

3) 土砂災害

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1 項	◇避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域 出典：土砂災害防止法の概要、国土交通省	茨城県
②土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1 項	◇土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域 出典：土砂災害防止法の概要、国土交通省	茨城県

4) 盛土

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①大規模盛土造成地	宅地造成等規制法施行令 第19条第 1項	◇谷や沢を埋めた造成宅地または傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土内部の脆弱面を滑り面とする盛土の大部分の変動や盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動を生ずるなど、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じる恐れのある区域 出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説	結城市

(2) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

国の考え方である都市再生特別措置法、都市計画運用指針（第12版）、立地適正化計画作成の手引きでの災害ハザード情報の取り扱いや、居住誘導区域との関係性は次のとおりです。

《 災害ハザード情報の取り扱い・居住誘導区域との関係性に対する国の考え方 》

(災害レッドゾーン)

▷住宅等の建築や開発行為等の規制がある区域。

・次の区域が該当する。

- ①土砂災害特別警戒区域
- ②津波災害特別警戒区域
- ③災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等）
- ④地すべり防止区域
- ⑤急傾斜地崩壊危険区域
- ⑥浸水被害防止区域

・原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域。

▷なお、災害危険区域において想定される浸水深以上の高さに居室を設けることが義務付けられている地区、地すべり防止区域において地すべり防止工事が完了している地区、急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止工事が完了している地区など、災害防止上必要な対策がなされている地区については、関係部局と協議の上、居住誘導区域とすることが考えられる。この場合、居住誘導区域への追加は対策の完了後に行うことが望ましい。

(災害イエローゾーン)

▷建築や開発行為等の規制はなく、警戒避難体制の整備等を求めている区域。

・土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の上記の災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリアが該当。

▷それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域。

出典：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（解説資料）、都市計画運用指針（第12版）、立地適正化計画作成の手引（国土交通省）

第6章 防災指針

前項の本市において対象とする各災害ハザード情報について、国の考え方である都市再生特別措置法や都市計画運用指針（第12版）での取り扱いとの関係性を整理すると次のとおりです。

《対象とする災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性》

分類	災害ハザード情報	国の考え方(各区域の取り扱い)
土砂災害	①土砂災害特別警戒区域	<p style="text-align: center;">災害レッドゾーン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。 </div>
	②土砂災害警戒区域	
洪水	①浸水想定区域 (浸水深:想定最大規模)	<p style="text-align: center;">災害イエローゾーン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。 </div>
	②浸水想定区域 (浸水深:計画規模)	
	③浸水想定区域 (浸水継続時間:想定最大規模)	
	④家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	
	⑤家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)	
内水	①内水浸水想定区域	
盛土	①大規模盛土造成地	

国の考え方を踏まえ、次項以降では、次の考えのもと分析を行います。

(災害レッドゾーン)

⇒本市では、市街化区域内に指定されていないため、居住誘導区域の検討に影響はありません(市街化区域内に居住誘導区域を指定することが原則のため)。

(災害イエローゾーン)

⇒居住誘導区域内での災害イエローゾーンについては、災害リスク分析を行った上で課題を整理し、そのリスクに基づき判断します。

3. 本市における災害ハザード情報等の収集、整理

居住誘導区域や都市機能誘導区域の災害リスク分析を行うにあたり、前項で示した以下の災害ハザード情報を収集、整理します。

《 対象とする災害ハザード情報 》

分類	災害ハザード情報
洪水※ 1)鬼怒川・ 田川放水路 2)田川	(1)浸水想定区域(浸水深:想定最大規模)
	(2)浸水想定区域(浸水深:計画規模)
	(3)浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模)
	(4)家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)
内水	(5)内水浸水想定区域
土砂災害	(6)土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
盛土	(7)大規模盛土造成地
災害履歴等	(8)水災害に関する過去の被害状況等を整理

※洪水浸水想定区域図は、「鬼怒川、田川放水路に係る洪水浸水想定区域図」・「田川に係る洪水浸水想定区域図」の2種類が作成されているため、図面毎に情報を整理しています。

※田川の洪水浸水想定区域は、浸水深（想定想定規模）及び浸水継続時間（想定想定規模）のみです。

(1) 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）

1) 鬼怒川及び田川放水路

鬼怒川及び田川放水路沿岸の地域における想定最大規模から見た浸水想定区域は、深いところで10.0～20.0m未満となることが予想されており、また市街化区域内の一部の範囲においても3.0～5.0m未満の浸水が予想されています。

平成27年9月関東・東北豪雨の際には、鬼怒川の溢水により、上山川・山川地区などで家屋被害（半壊11、床上浸水38、床下浸水155）が発生しています。

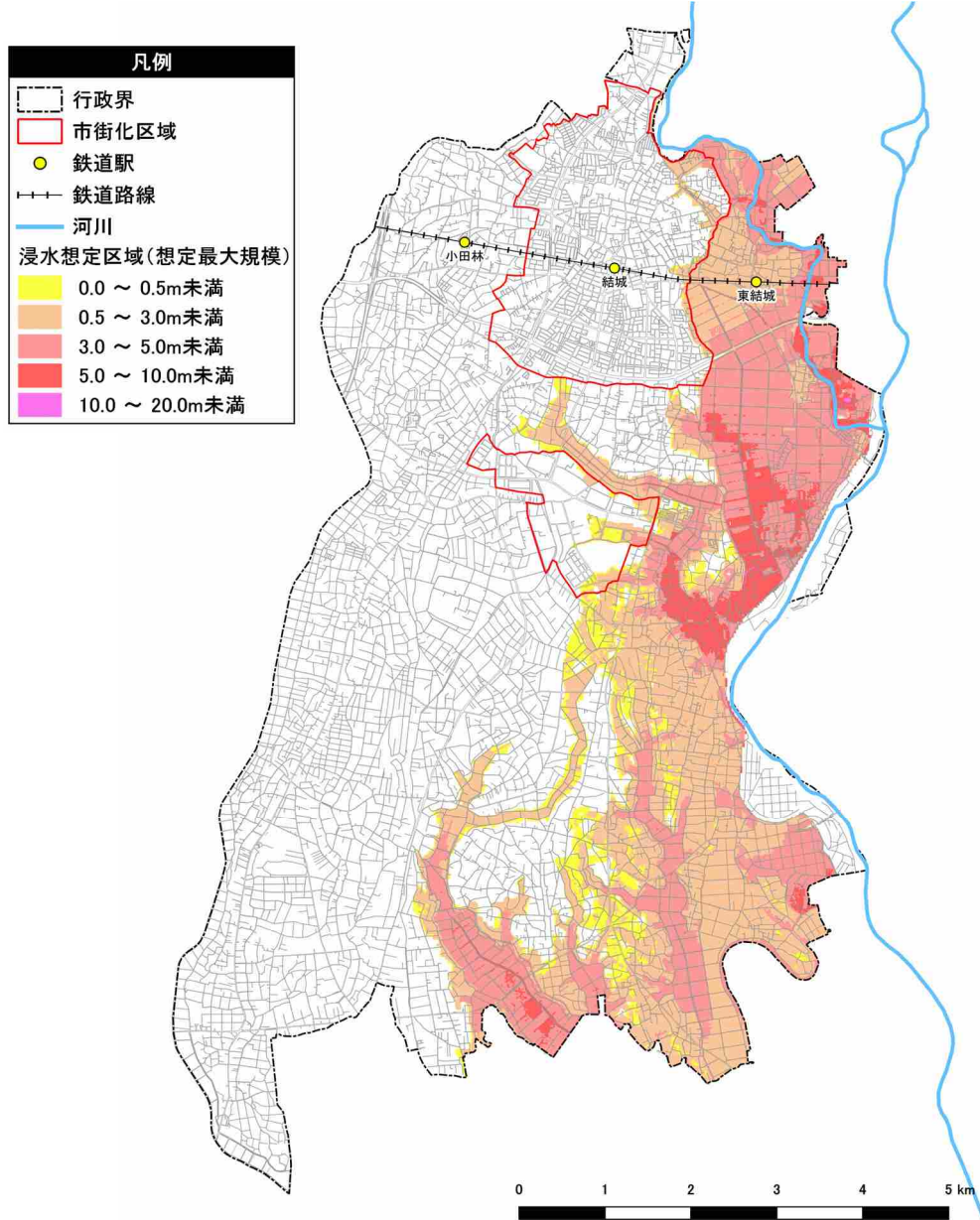


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成28年8月2日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

2) 田川

田川沿岸の地域における想定最大規模から見た浸水想定区域は、深いところで5.0~10.0m未満となることが予想されており、また市街化区域内の一部の範囲においても0.5~3.0m未満の浸水が予想されています。

鬼怒川及び田川放水路における浸水想定区域と比べて、浸水深や浸水範囲は限られると予想されています。

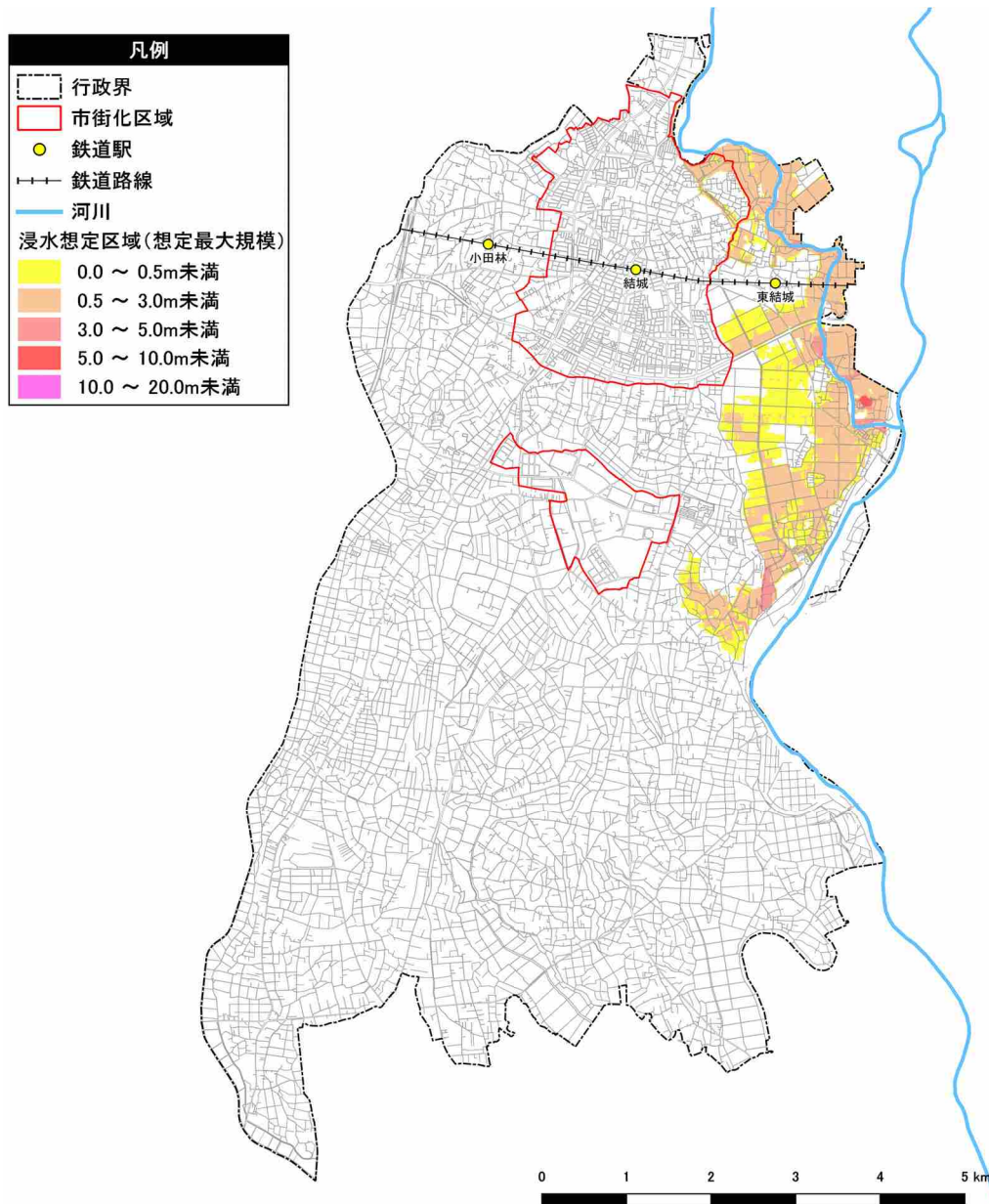


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：茨城県

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量687.3mm

(2) 浸水想定区域（浸水深：計画規模）

前述の想定最大規模より発生確率が高い予測を行った場合（計画規模）、想定される区域は、想定最大規模より限定的になるものの、鬼怒川及び田川放水路沿岸の市街化調整区域の一角で想定されており、深いところで5.0~10.0m未満の浸水深が想定されています。

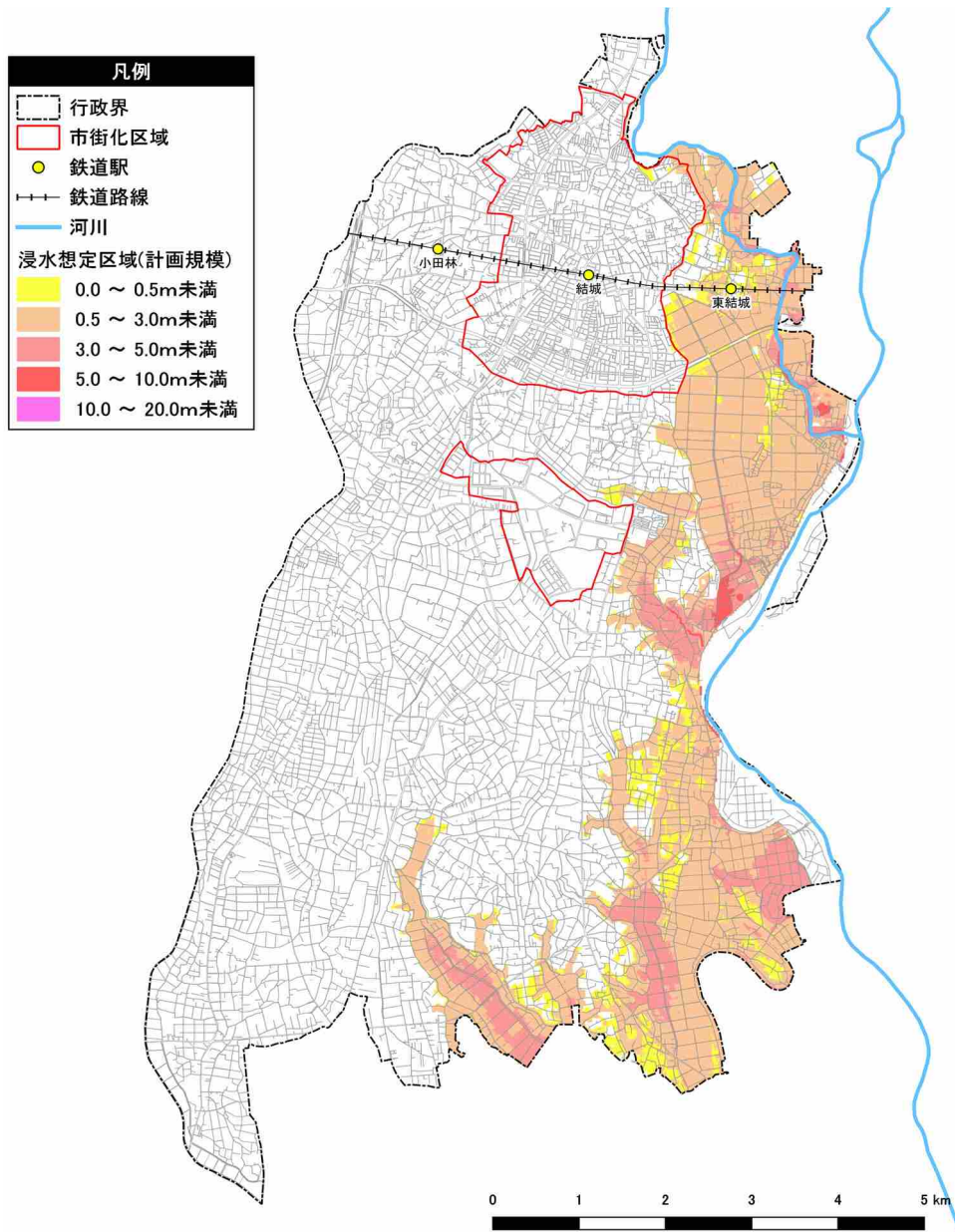


図 洪水浸水想定区域（計画規模）

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成28年8月2日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量495mm

（年超過確率）1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100）

(3) 浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）

1) 鬼怒川及び田川放水路

鬼怒川及び田川放水路での想定最大規模における浸水継続時間としては、特に結城東部地区と上山川・山川地区において 72 時間(3日間)~336 時間（2週間）未満の箇所が広範囲で想定されています。

市街化区域の一部では、12 時間未満の箇所が想定されています。

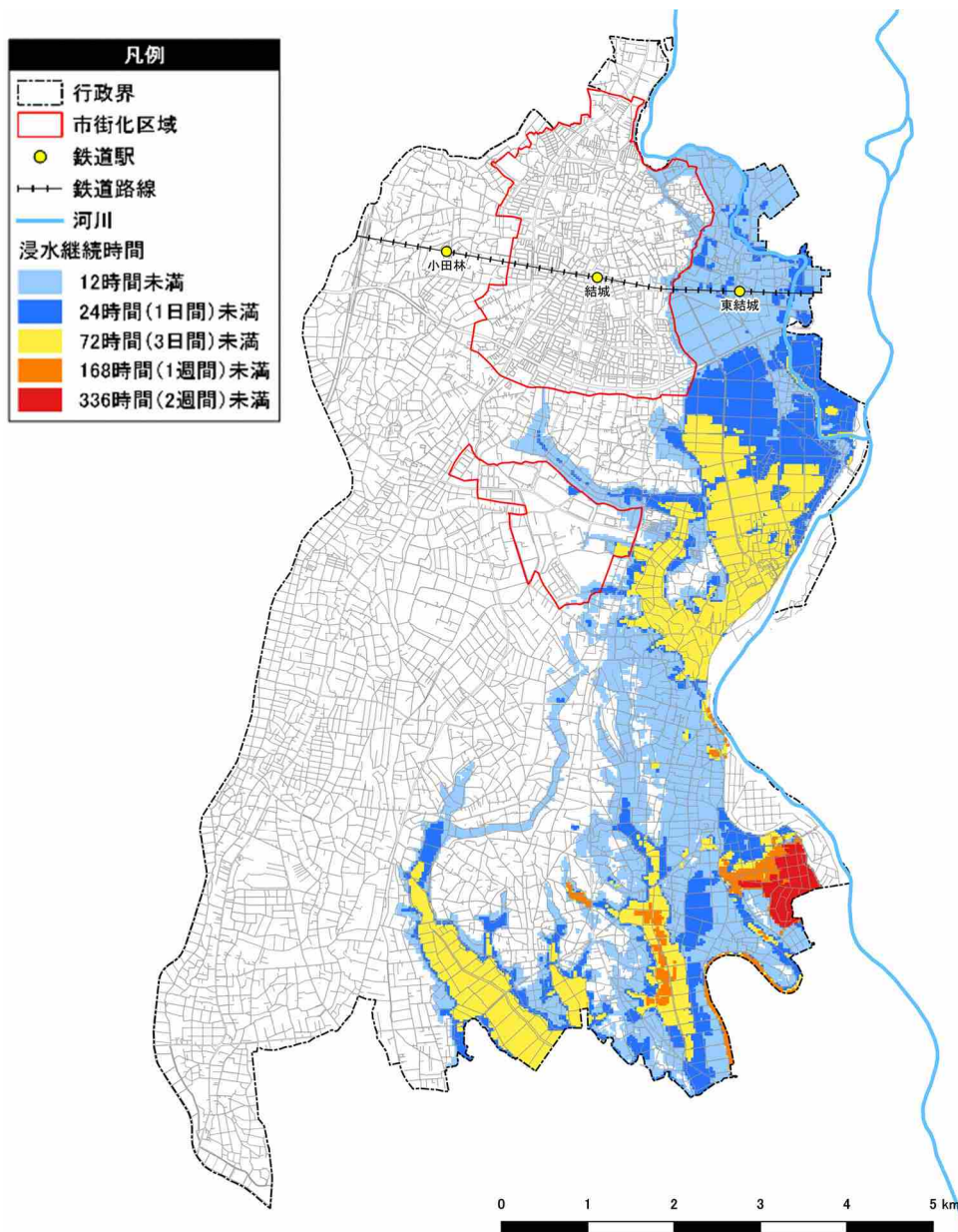


図 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

(対象河川) 利根川水系鬼怒川、田川放水路

(公表日) 平成 28 年 8 月 2 日

(想定降雨) 鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

2) 田川

田川での想定最大規模における浸水継続時間としては、結城東部地区を中心に72時間(3日間)未満の箇所が想定されており、市街化区域の一部においても、72時間(3日間)未満の箇所が想定されています。

鬼怒川及び田川放水路における浸水継続時間と比べて、結城東部地区の一部では浸水継続時間が長い箇所が想定されています。

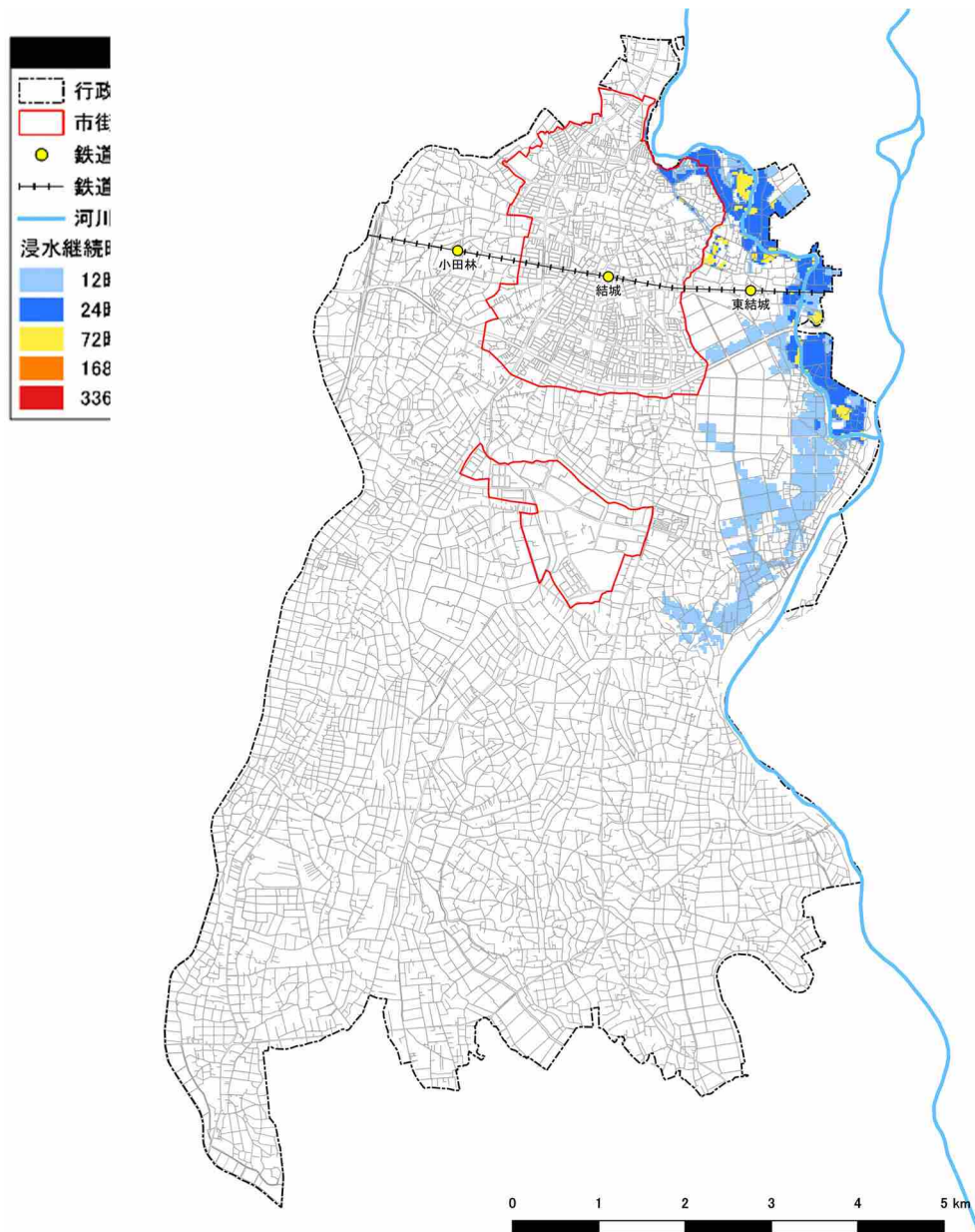


図 洪水浸水想定区域 (浸水継続時間：想定最大規模)

出典：茨城県

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量687.3mm

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）として、結城東部地区と上山川・山川地区の一部で想定されています。

また、氾濫流により河岸の浸食を受け、木造・非木造を問わず、家屋倒壊・流出のおそれがある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸浸食）として、栄橋付近の久保田と上山川の一部の範囲で想定されています。

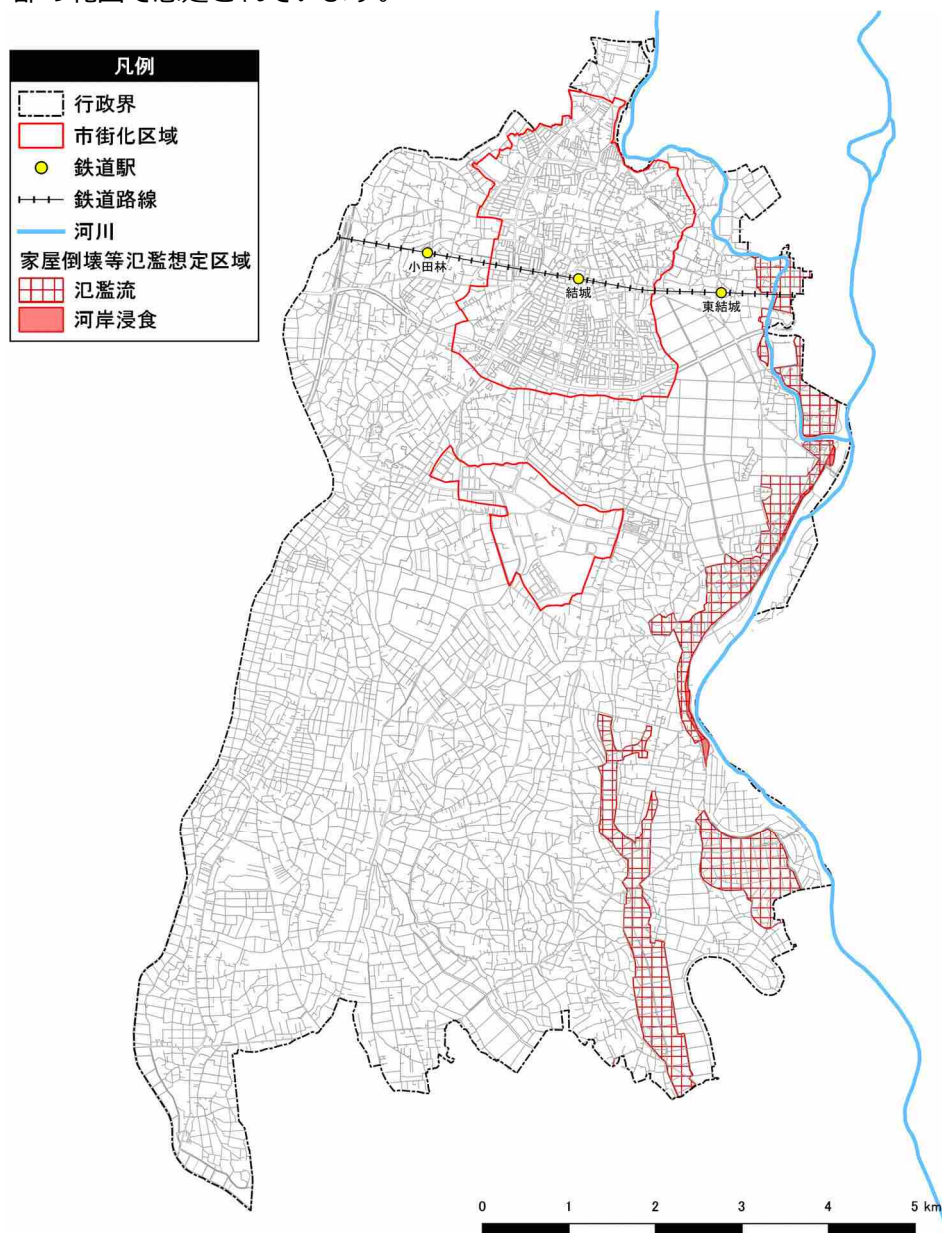


図 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により対象河川の河岸の浸食幅を予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成28年8月2日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

(5) 内水浸水想定区域

内水浸水想定区域は市街化区域内に広く想定されており、吉田用水や結城用水周辺では1m以上の浸水が想定されているほか、特に人口が集中している JR 結城駅周辺から都市交流拠点に位置付けられているシビックセンターゾーン一帯にかけて、0.3～1.0mの浸水が想定されています。

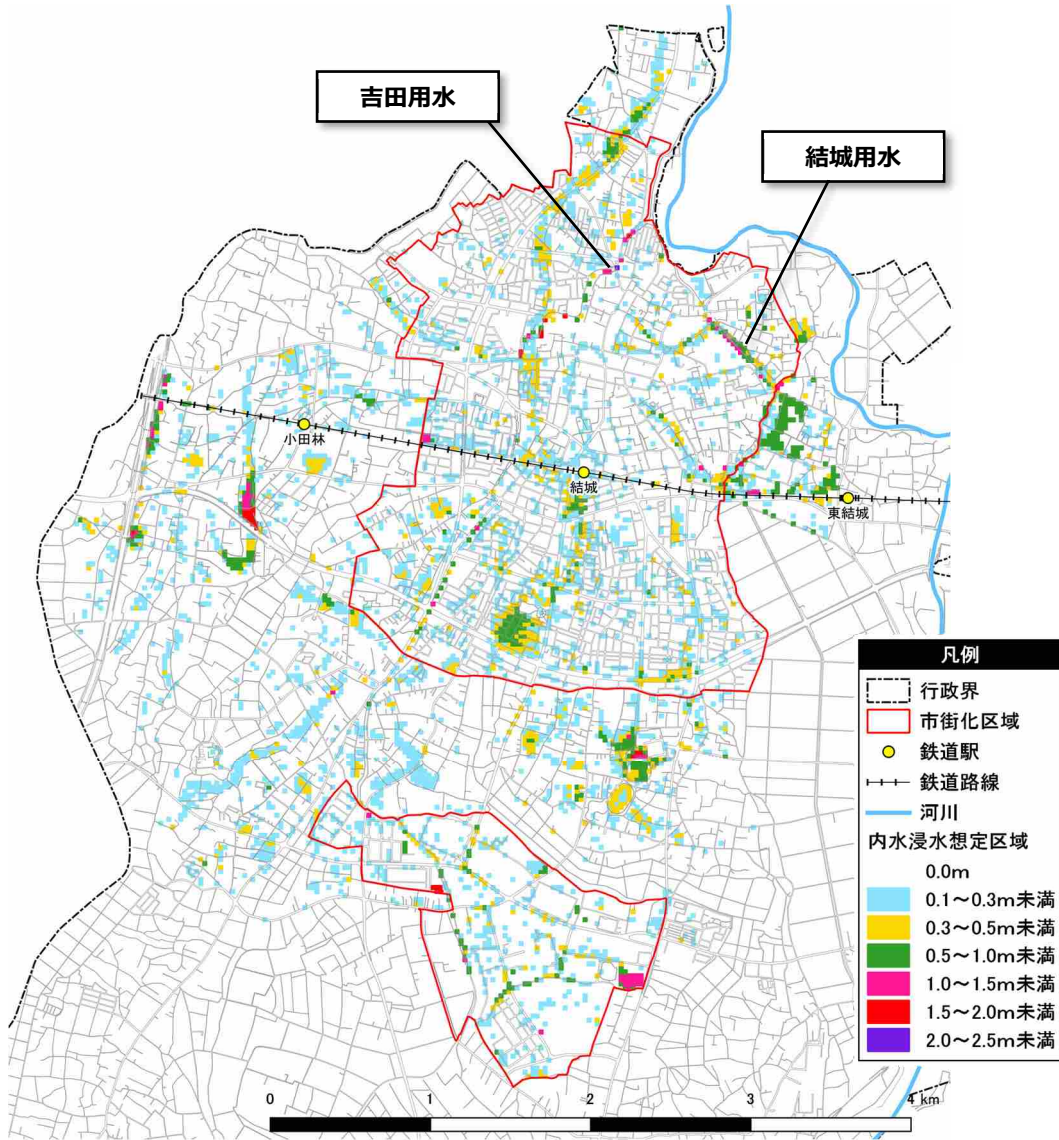


図 内水浸水想定区域

出典：結城市内水ハザードマップ

※2003年8月5日の豪雨（時間当たり最大雨量 67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(6) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

市内の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、七五三場の一部に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

【参考】 指定箇所の条件



出典：国土交通省資料

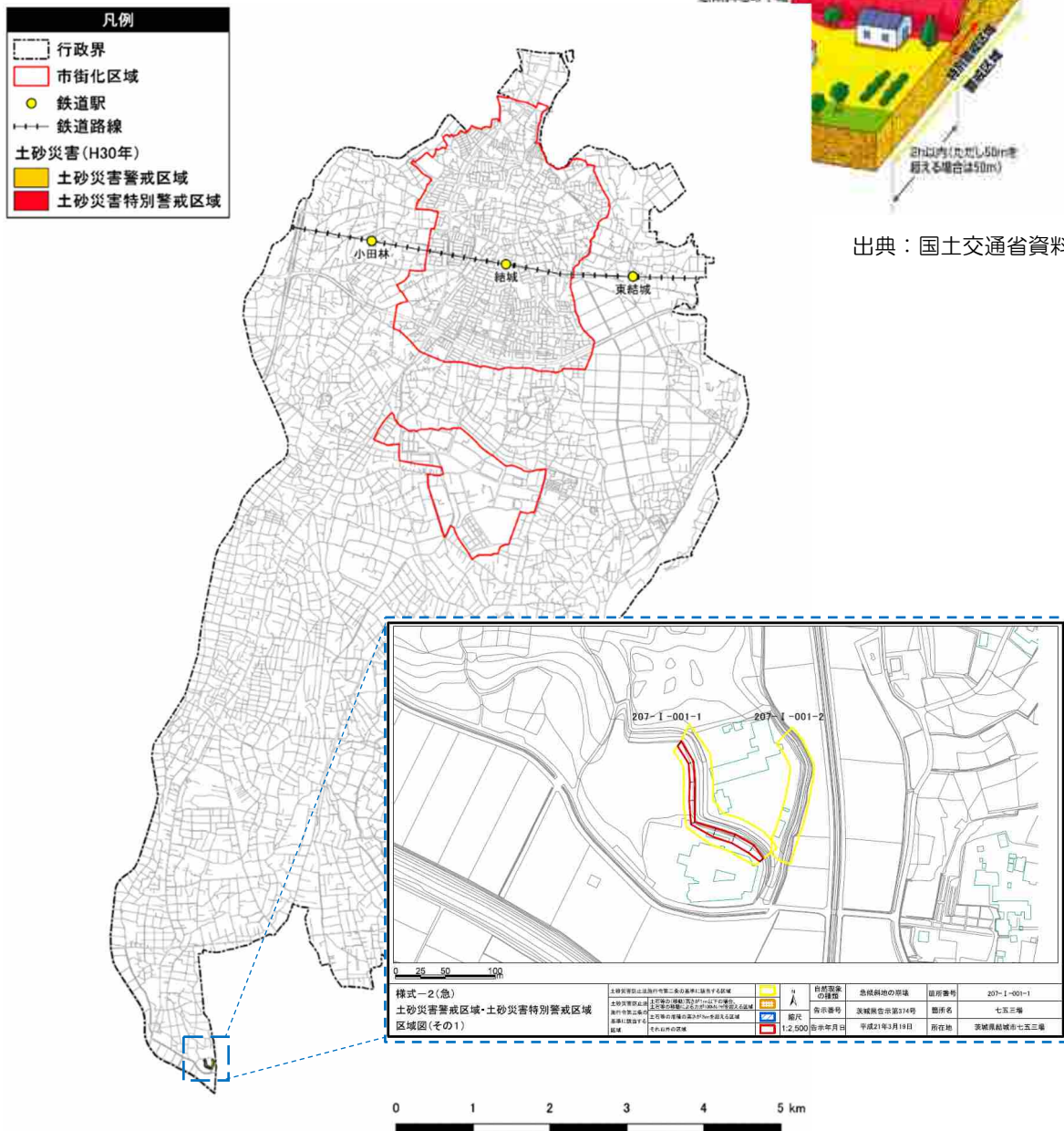


図 土砂災害警戒区域の指定状況

出典：国土数値情報、茨城県の土砂災害警戒区域等指定箇所（市町村一覧）

4. 災害リスクの高い地域等の抽出

前述の本市で想定される災害ハザード情報について、住宅の分布、避難所、病院等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行いました。また、洪水浸水深については、市街化区域に影響を及ぼすおそれのある、想定最大規模を用いて分析を行うこととします。

災害ハザード情報と都市上の重ね合わせと、分析の視点は次の通りです。

《 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点 》

災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
洪水	洪水浸水深	建物階数	(1)垂直避難での対応の可能性
		避難施設	(2)避難施設の活用の可能性
		医療施設	(3)医療施設の継続利用の可能性
		社会福祉施設	(4)介護福祉施設の継続利用の可能性
	緊急輸送道路	(5)災害時の活用の可能性	
	防災拠点施設	(6)防災拠点施設の継続利用の可能性	
	住宅分布	(7)長期にわたる孤立の可能性	
	建物構造	(8)木造家屋の倒壊の危険性	
	建物構造	(9)建物の倒壊・流出の危険性	
内水	内水浸水深	建物階数	(10)垂直避難での対応の可能性
		避難施設	(11)避難施設の活用の可能性
		医療施設	(12)医療施設の継続利用の可能性
		社会福祉施設	(13)介護福祉施設の継続利用可能性
		緊急輸送道路	(14)災害時の活用の可能性
	防災拠点施設	(15)防災拠点施設の継続利用の可能性	
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域	建物分布	(16)住宅等の損壊の危険性

(1) 洪水浸水深×建物階数（垂直避難での対応の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

建物階数が想定浸水深に対して低く、垂直避難が困難な可能性のある建物は 3130 棟あり、その多くが鬼怒川沿岸の市街化調整区域に広く分布しています。

垂直避難が困難な可能性のある建物のうち、浸水深 0.5～3.0m未満の区域で 1 階建てが 2052 棟、浸水深 3.0～5.0m未満の区域で 1～2 階建てが 993 棟、浸水深 5.0～10.0m未満の区域で 1～4 階建て 85 棟となっています。

そのうち市街化区域では浸水深 0.5～3.0m未満の区域で 1 階建てが 155 棟となっています。

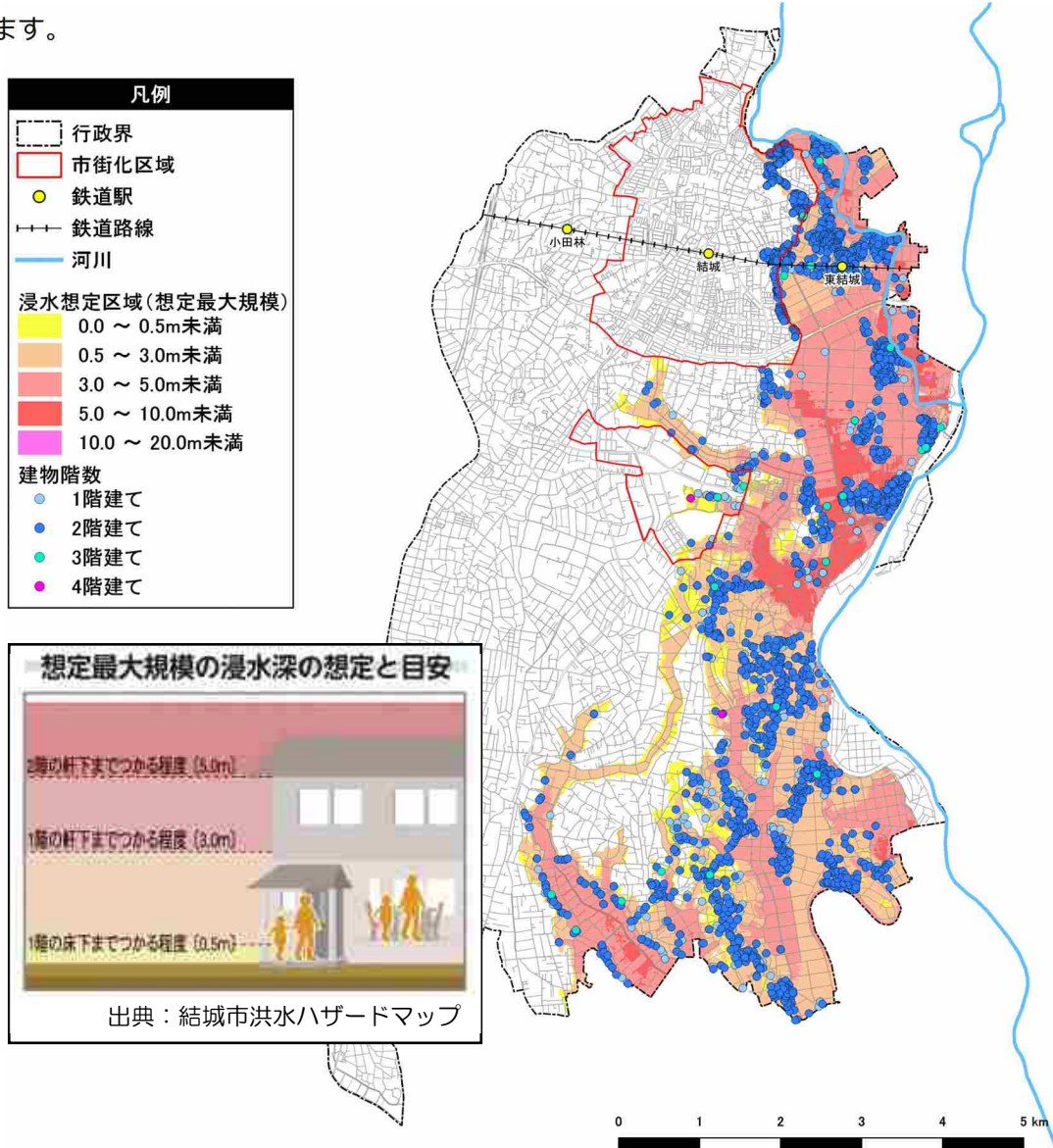


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と建物階数の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

(対象河川) 利根川水系鬼怒川、田川放水路

(公表日) 平成 28 年 8 月 2 日

(想定降雨) 鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

2) 田川

建物階数が想定浸水深に対して低く、垂直避難が困難な可能性のある建物のうち、浸水深 0.5～3.0m未滿の区域で 1 階建てが 165 棟あり、田川沿岸の市街化調整区域に広く分布しています。

そのうち市街化区域では浸水深 0.5～3.0m未滿の区域で 1 階建てが 31 棟となっています。

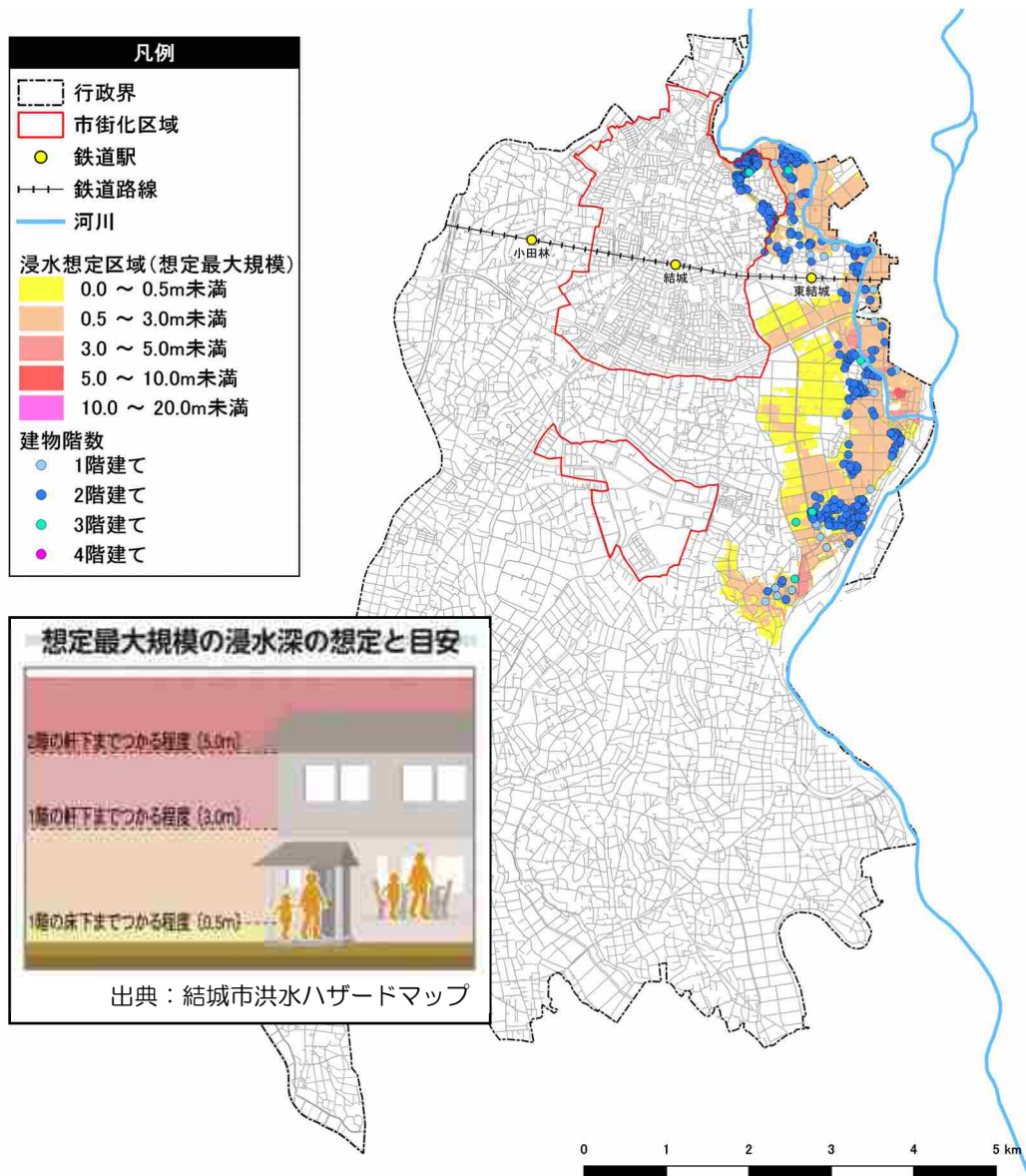


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と建物階数の重ね図

出典：茨城県、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量 687.3mm

(2) 洪水浸水深×避難施設（避難施設の活用の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

鬼怒川及び田川放水路の想定最大規模において、洪水が発生するおそれのある場合に開設する避難所は11箇所あります。

そのうち、浸水深0.5~3.0m未満に立地しており2階以上が利用可能となる施設が1箇所（結城特別支援学校）あります。

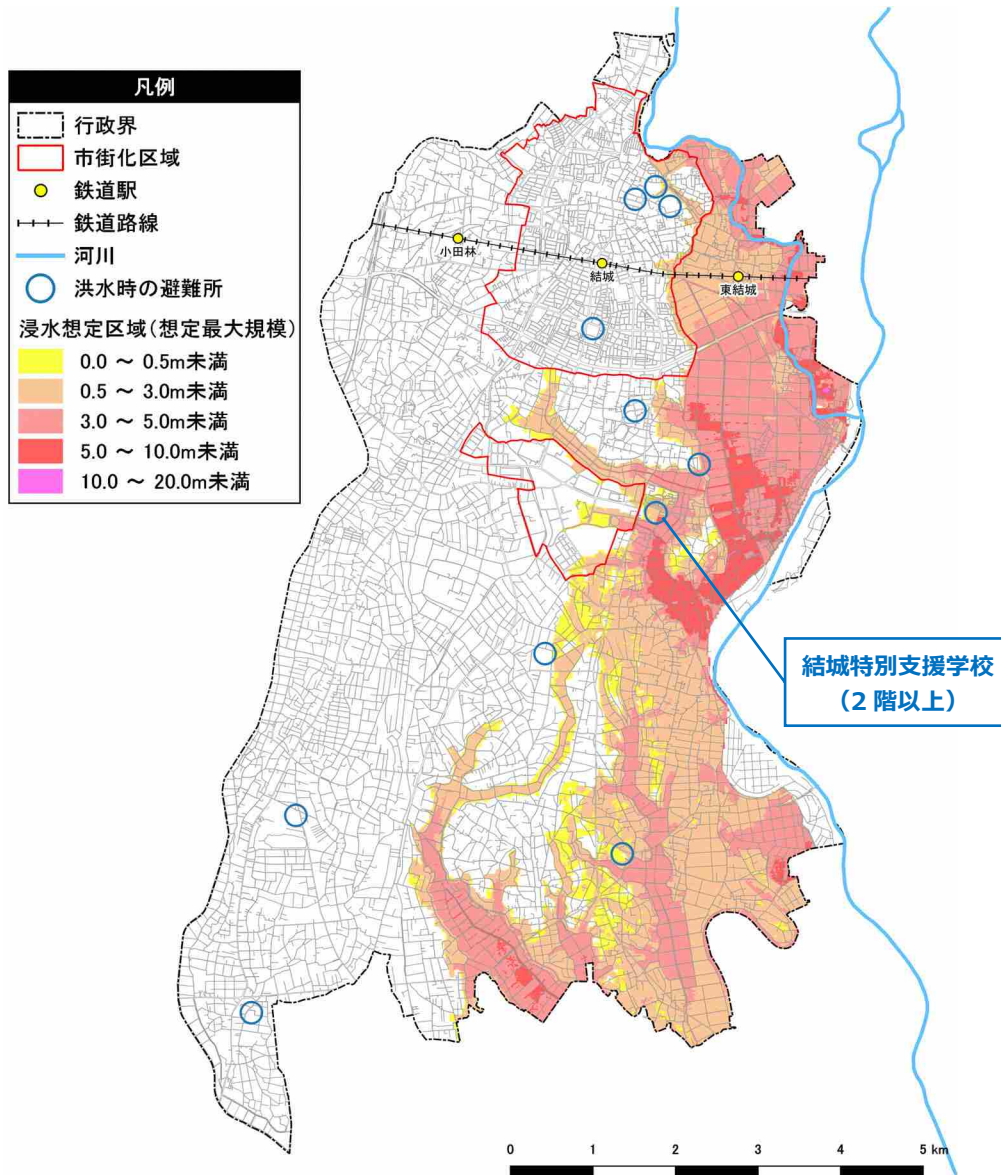


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と避難所の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、
結城市 避難場所・避難所・福祉避難所（2021.6時点）

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成28年8月2日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

2) 田川

田川の想定最大規模において、浸水が予想されるエリアに立地している施設はありません。

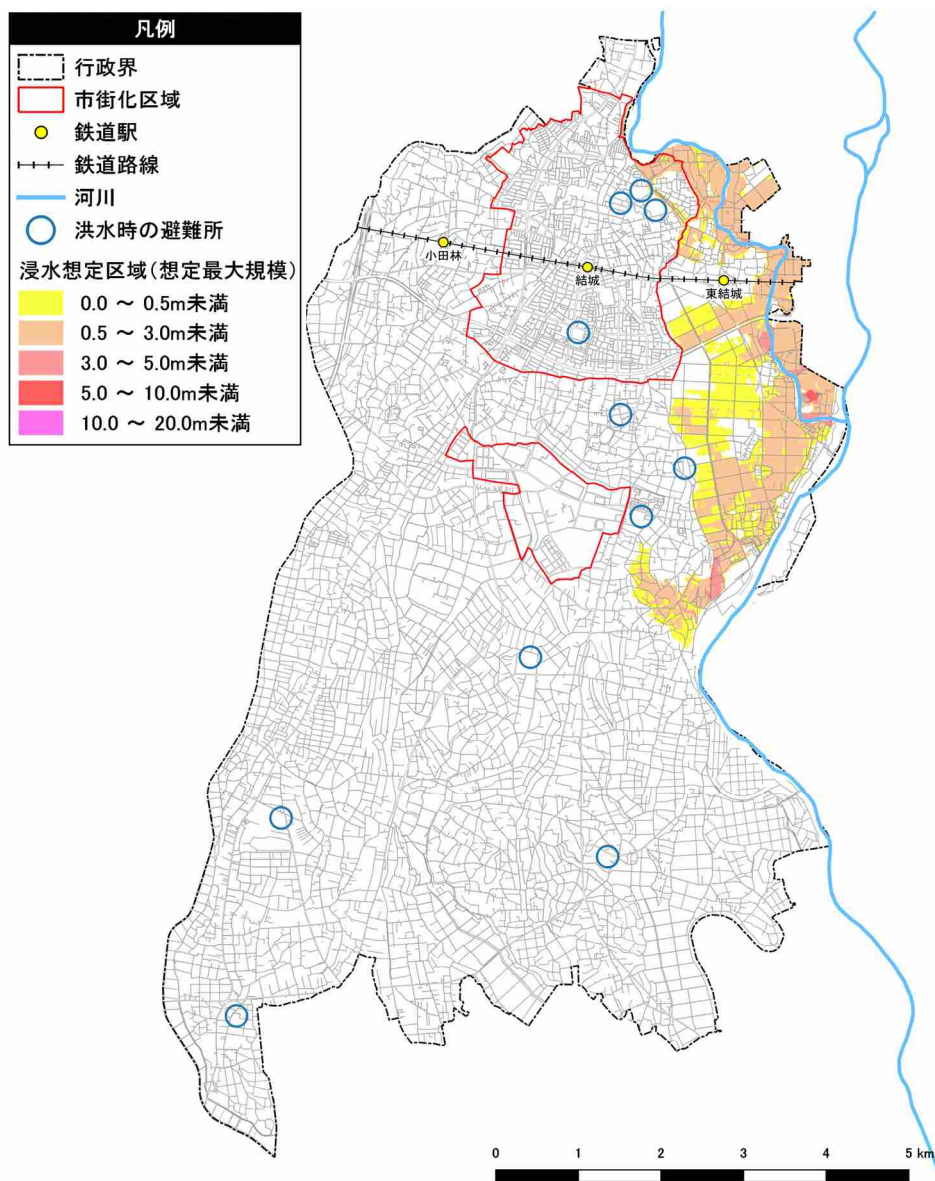


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と避難所の重ね図

出典：茨城県、結城市 避難場所・避難所・福祉避難所（2021.6時点）

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

（対象河川）利根川水系田川

（公表日）令和4年2月28日

（想定降雨）流域全体に24時間総雨量687.3mm

(3) 洪水浸水深×医療施設（医療施設の継続利用の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

「水害の被害指標の手引」により、自動車(救急車)の走行や要配慮者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するといわれる浸水深0.3m以上のエリアに立地している施設は、診療所が2箇所となっており、全て市街化調整区域に立地しています。

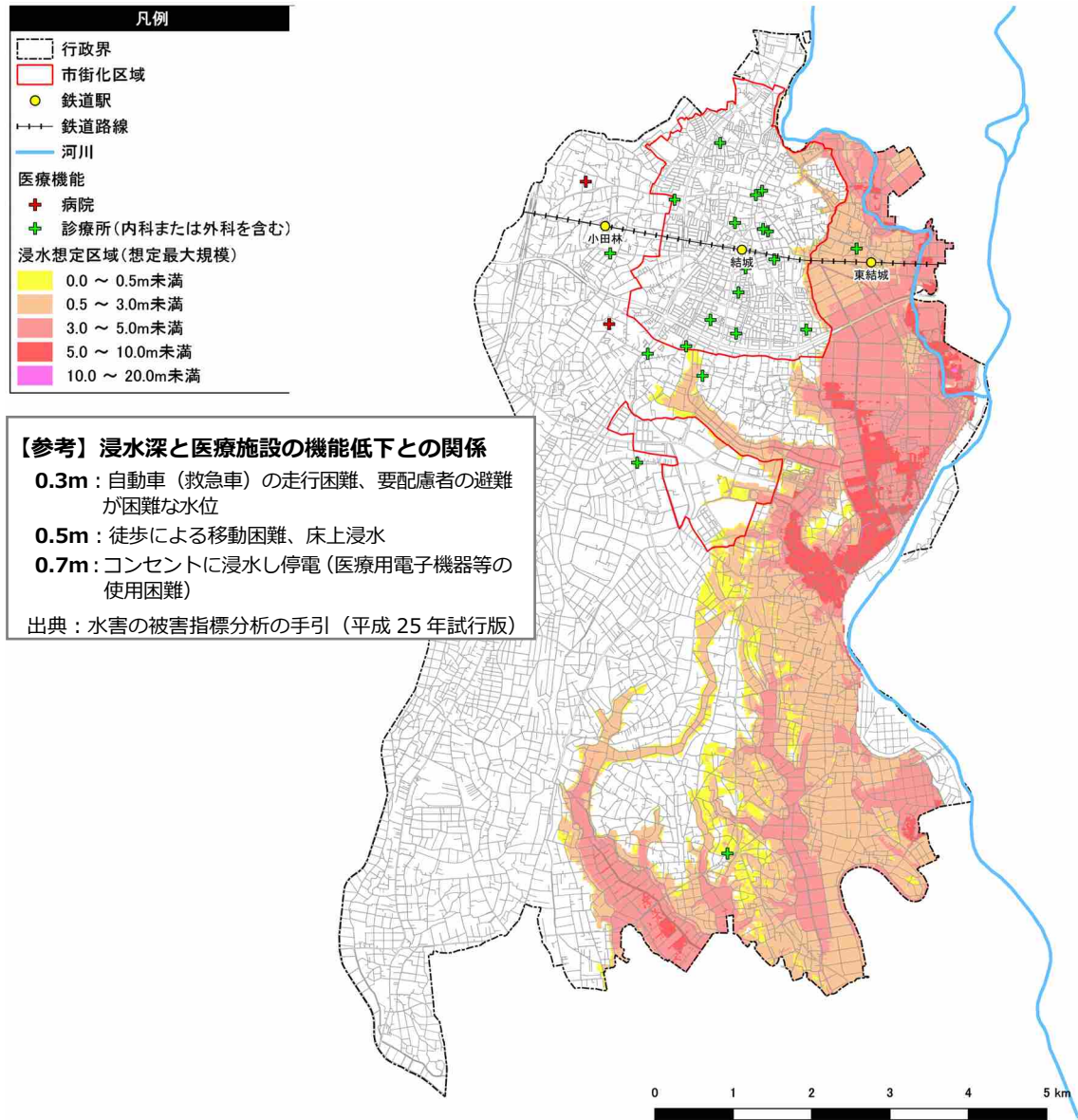


図 浸水想定区域(浸水深：想定最大規模)と医療施設の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、茨城県医療機関一覧表(病院 R2.4、一般診療所 H31.4)

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

(対象河川) 利根川水系鬼怒川、田川放水路

(公表日) 平成28年8月2日

(想定降雨) 鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

2) 田川

「水害の被害指標の手引」により、自動車(救急車)の走行や要配慮者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設はありません。

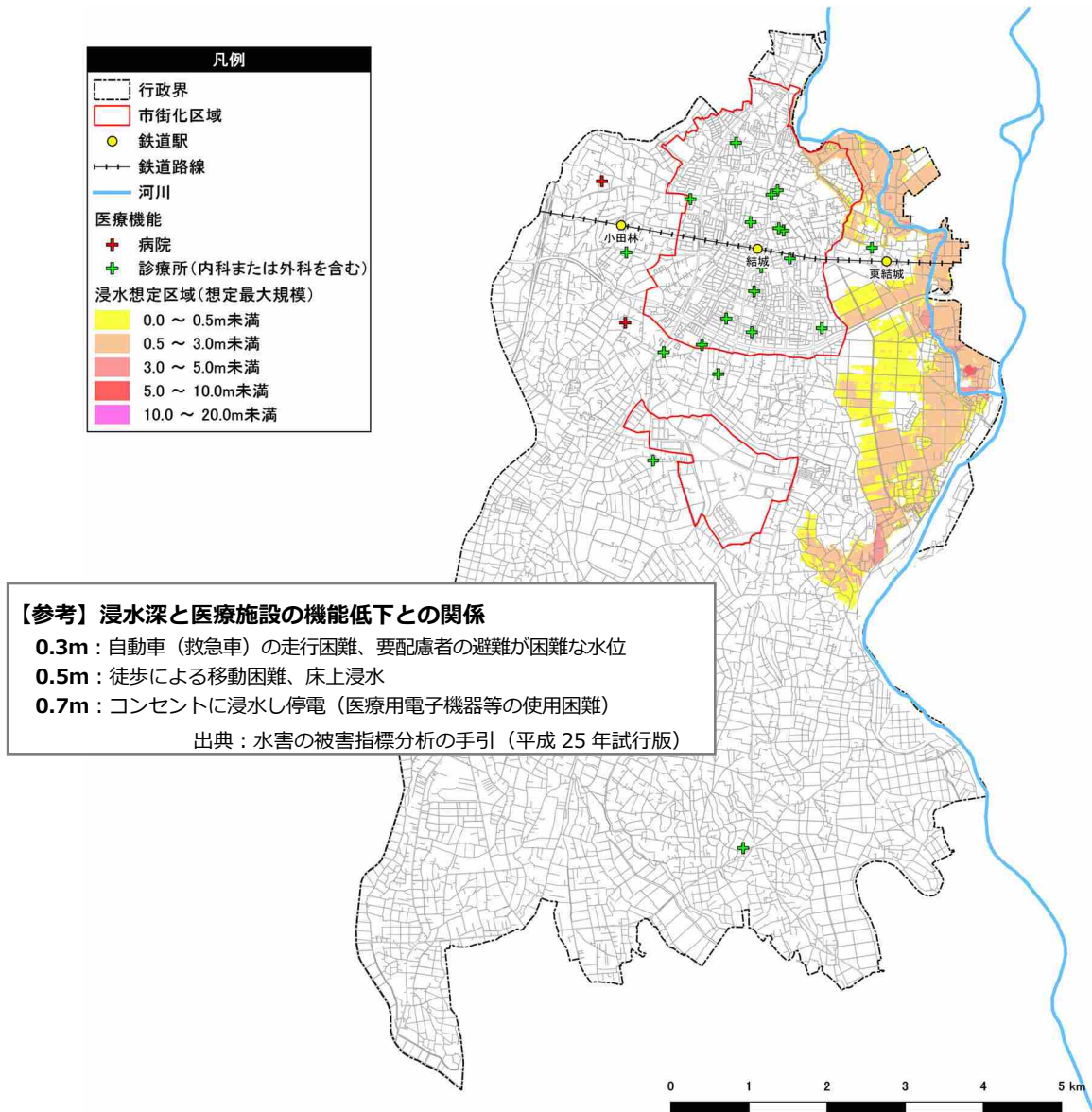


図 浸水想定区域(浸水深: 想定最大規模)と医療施設の重ね図

出典: 茨城県、茨城県医療機関一覧表(病院 R2.4、一般診療所 H31.4)

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量687.3mm

(4) 洪水浸水深×社会福祉施設（社会福祉施設の継続利用の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

「水害の被害指標の手引」により、自動車の走行や要配慮者の避難等が困難となり、社会福祉施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設は、高齢者福祉機能（通所型施設が 2、入所型施設が 1、地域包括支援センターが 1、事務所が 2）が 6 か所、子育て機能（保育所・保育園が 3、放課後児童クラブが 3）が 6 か所、障害福祉機能（通所型施設が 1、就労訓練サービス施設が 1）が 2 か所となっており、全て市街化調整区域に立地しています。

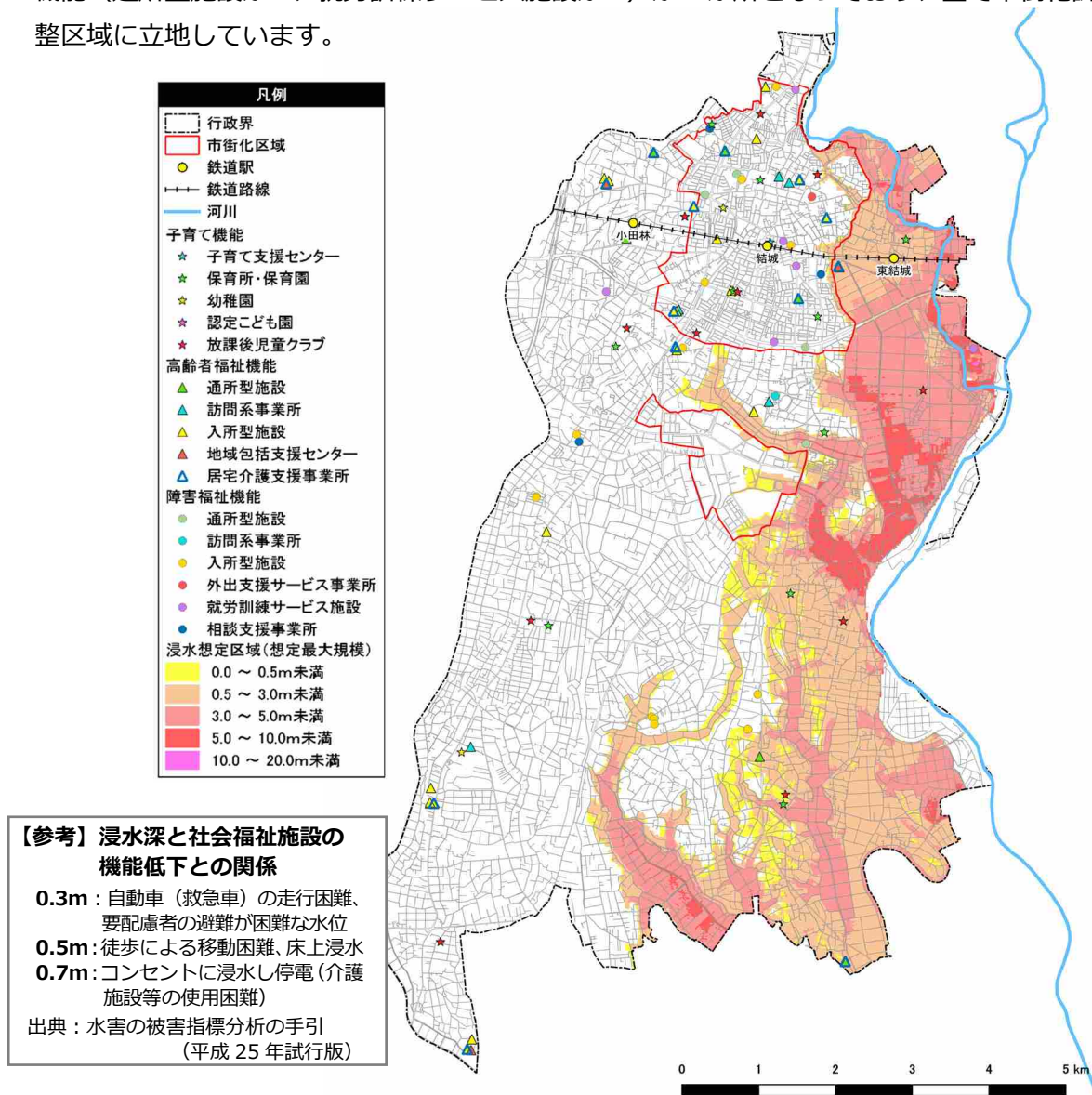


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、結城市サービス事業所ガイド（R3.7）、結城市公共施設一覧（H30.7）、認可保育所（園）一覧（H31.5）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成 28 年 8 月 2 日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

2) 田川

「水害の被害指標の手引」により、自動車の走行や要配慮者の避難等が困難となり、社会福祉施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設は、子育て機能（放課後児童クラブ）が 1 か所、障害福祉機能（就労訓練サービス施設）が 1 か所となっており、市街化調整区域に立地しています。

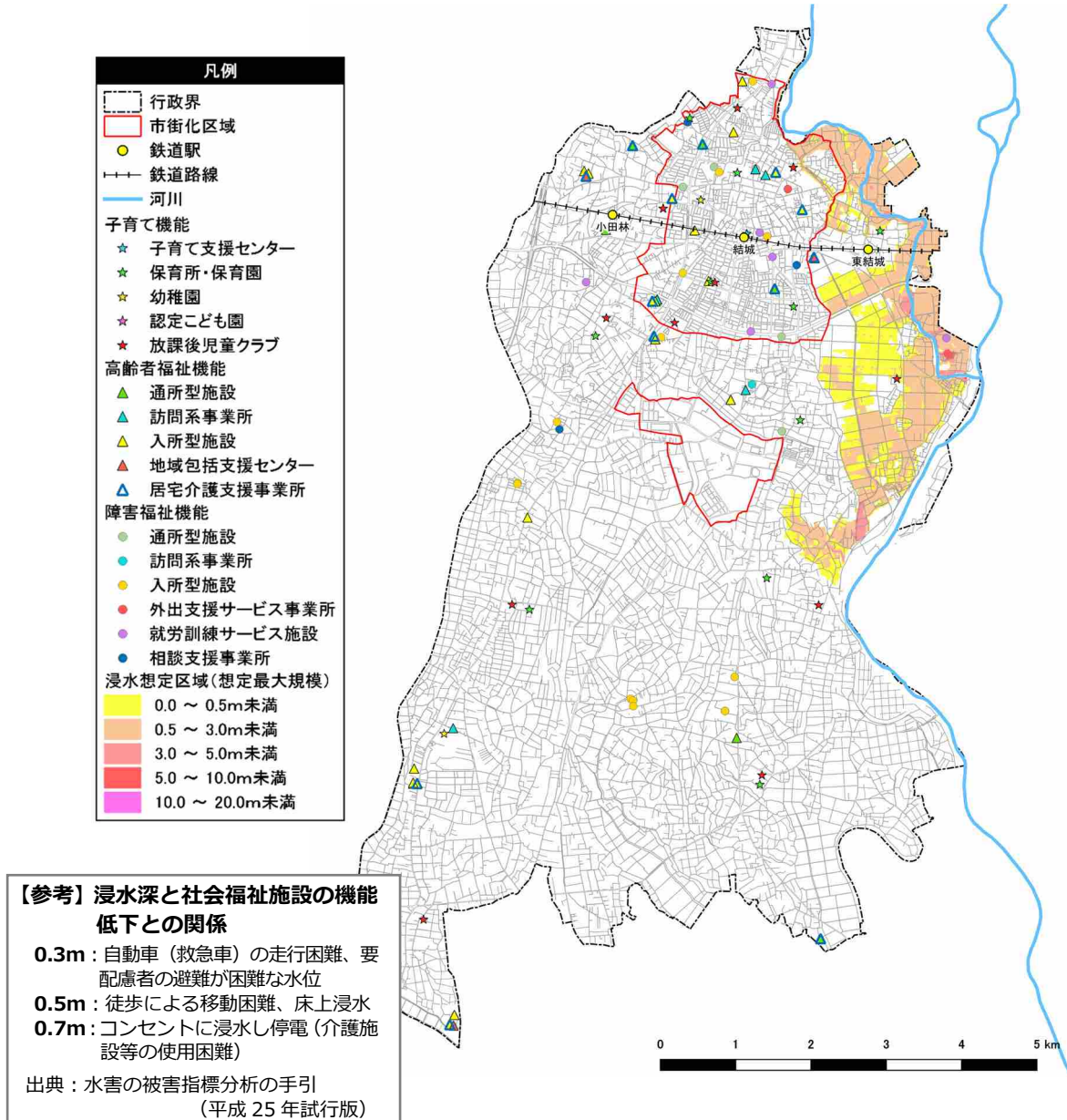


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図

出典：茨城県、結城市サービス事業所ガイド（R3.7）、結城市公共施設一覧（H30.7）、認可保育所（園）一覧（H31.5）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

（対象河川）利根川水系田川

（公表日）令和 4 年 2 月 28 日

（想定降雨）流域全体に 24 時間総雨量 687.3mm

(5) 洪水浸水深×緊急輸送道路（災害時の活用の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

「水害の被害指標分析の手引」により、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m 以上が想定される緊急輸送道路の区間は、国道 50 号の小森北交差点周辺や結城下妻線の下小埜交差点周辺及び上山川・山川地区の筑西三和線が想定されています。

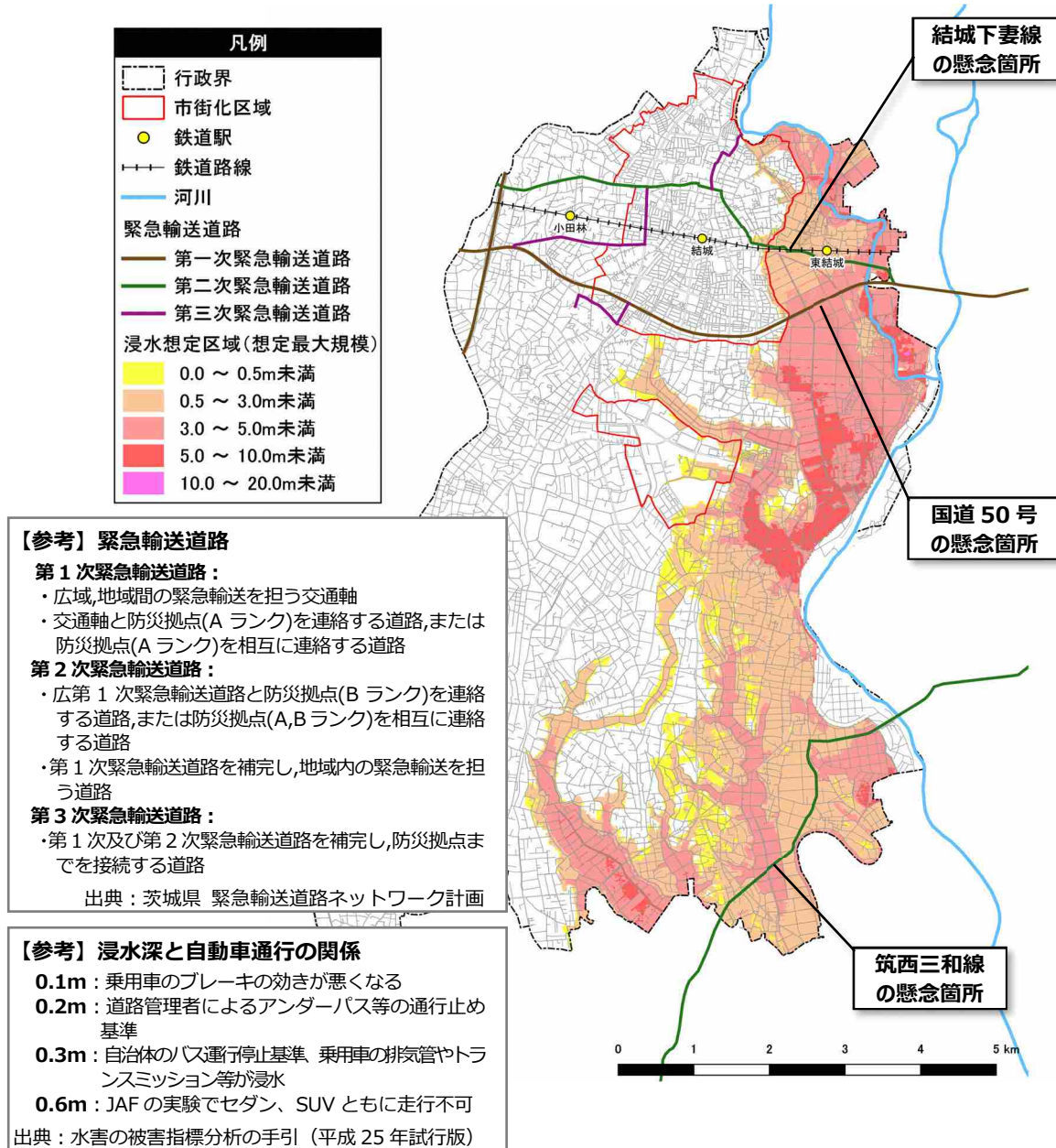


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と緊急輸送道路の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成28年8月2日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

2) 田川

「水害の被害指標分析の手引」により、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m 以上が想定される緊急輸送道路の区間は、国道 50 号の小森北交差点周辺や結城下妻線の東結城駅周辺が想定されています。

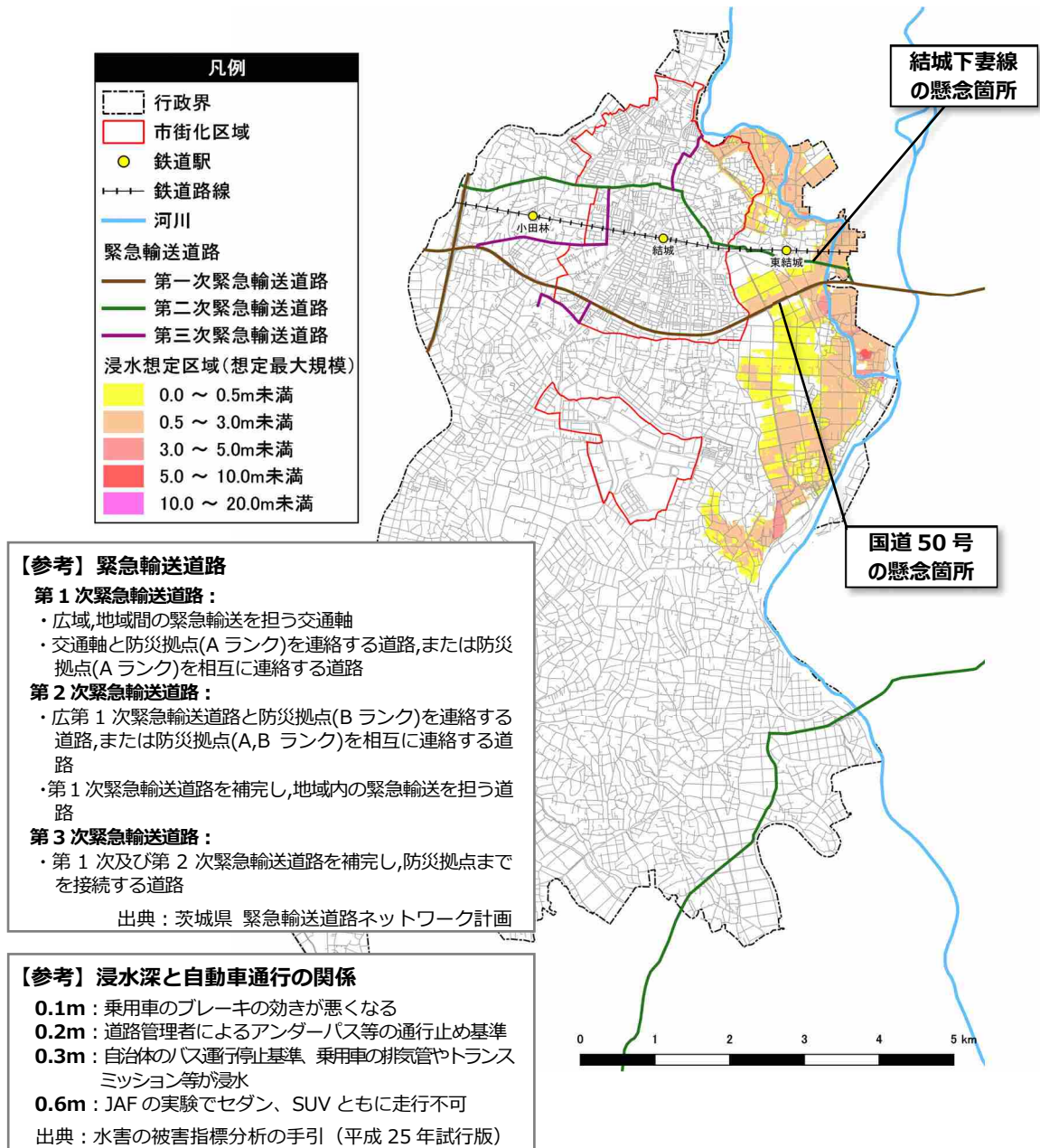


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と緊急輸送道路の重ね図

出典：茨城県、茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量687.3mm

(6) 洪水浸水深×防災拠点施設（防災拠点施設の継続利用の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

「水害の被害指標の手引」により、緊急車両やパトロール車の走行が困難となり、防災拠点施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設はありません。

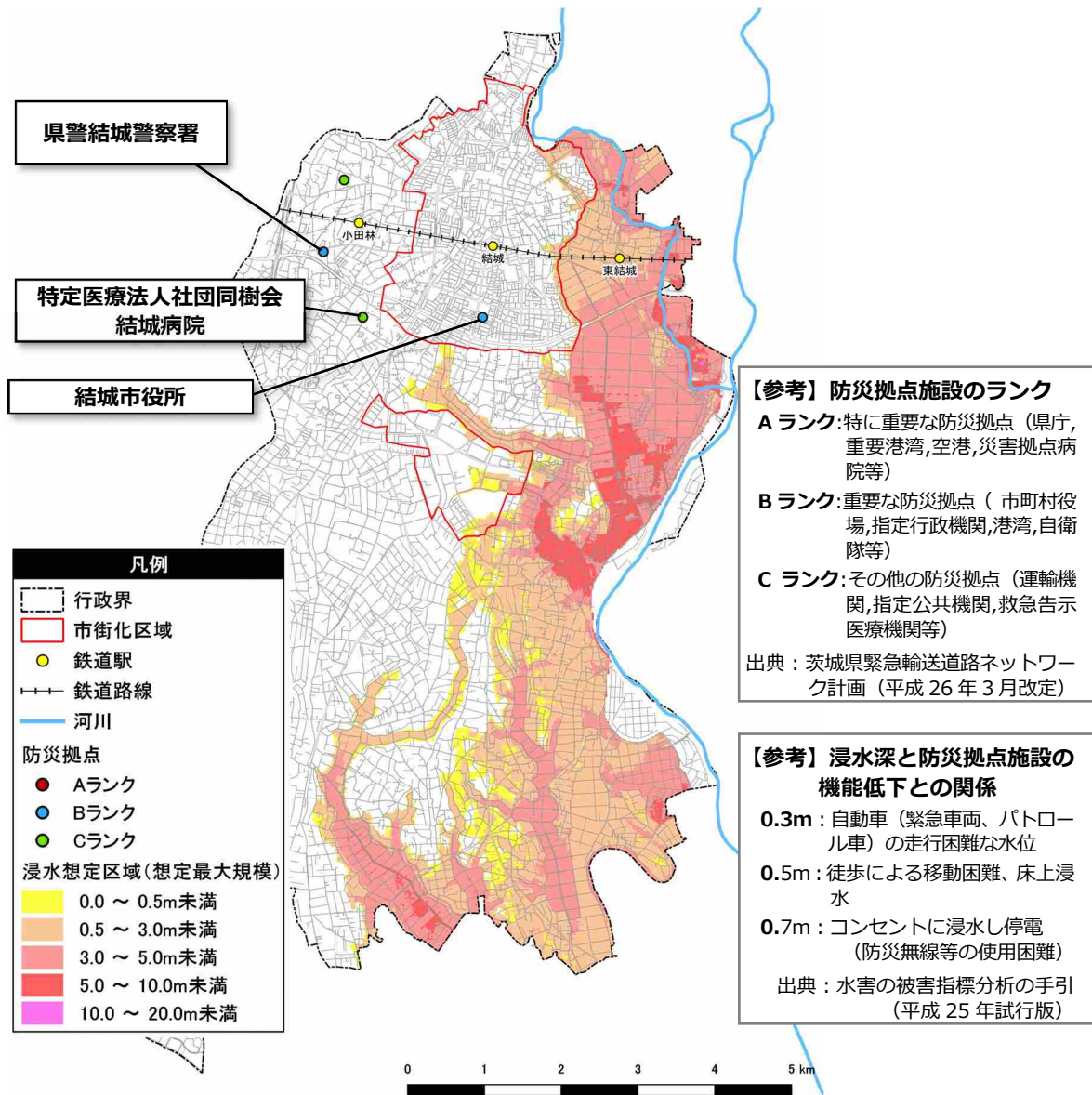


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と防災拠点施設の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成 28 年 8 月 2 日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

2) 田川

「水害の被害指標の手引」により、緊急車両やパトロール車の走行が困難となり、防災拠点施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設はありません。

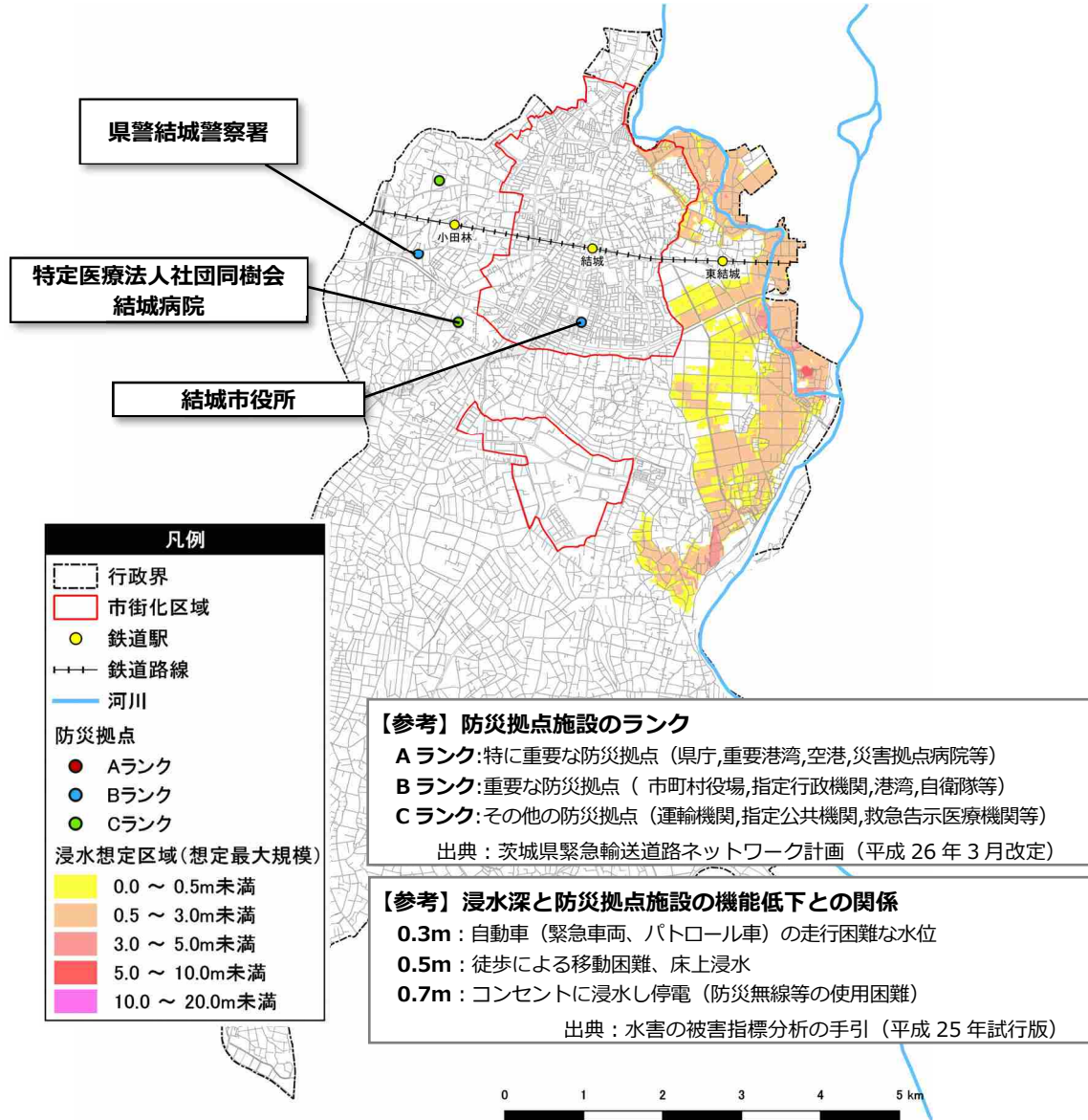


図 浸水想定区域(浸水深:想定最大規模)と防災拠点施設の重ね図

出典:茨城県、茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和 4 年 2 月 28 日

(想定降雨) 流域全体に 24 時間総雨量 687.3mm

(7) 洪水浸水継続時間×住宅分布（長期にわたる孤立の可能性）

1) 鬼怒川及び田川放水路

「水害の被害指標分析の手引」により、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされる浸水継続時間 72 時間(3 日間)以上のエリアは、市街化調整区域のみとなっており 353 棟が立地しています。

また、それら建物のうち、42%の 150 棟が住宅系用途を含む建物となっています。それら孤立が想定される住宅に住む高齢者等の健康障害等が懸念されます。

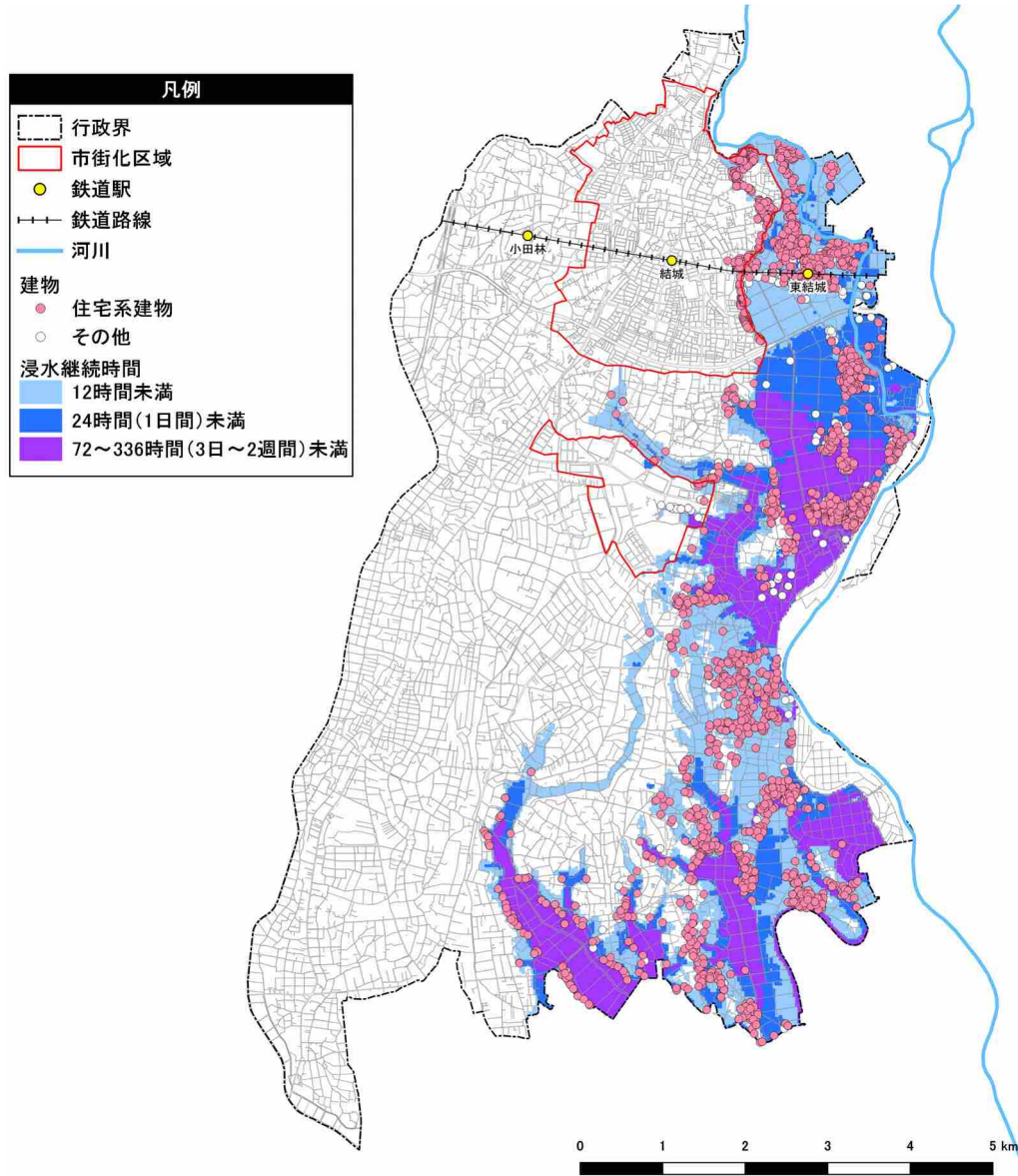


図 浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と住宅系用途を含む建物の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【鬼怒川、田川放水路】

(対象河川) 利根川水系鬼怒川、田川放水路

(公表日) 平成 28 年 8 月 2 日

(想定降雨) 鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

2) 田川

「水害の被害指標分析の手引」により、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間 72 時間(3 日間)以上のエリアに立地している住宅はありません。

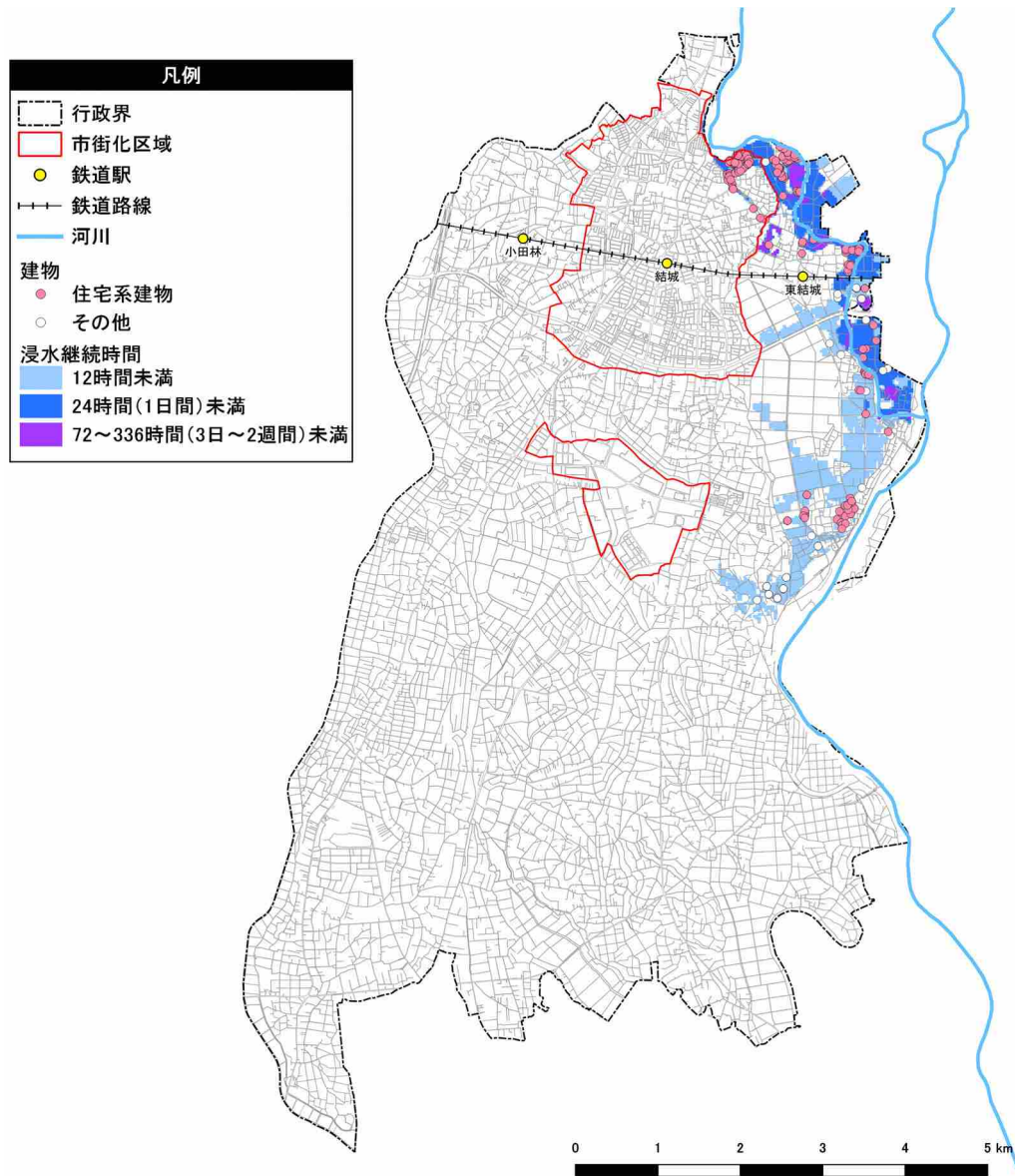


図 浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と住宅系用途を含む建物の重ね図

出典：茨城県、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

【田川】

(対象河川) 利根川水系田川

(公表日) 令和4年2月28日

(想定降雨) 流域全体に24時間総雨量687.3mm

(8) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×建物構造（木造家屋の倒壊の危険性）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）では 766 棟が立地しています。そのうち、約 80%の 609 棟が木造となっており、浸水深に基づく垂直避難よりも、立退き避難を選択することが求められるエリアとなっています。

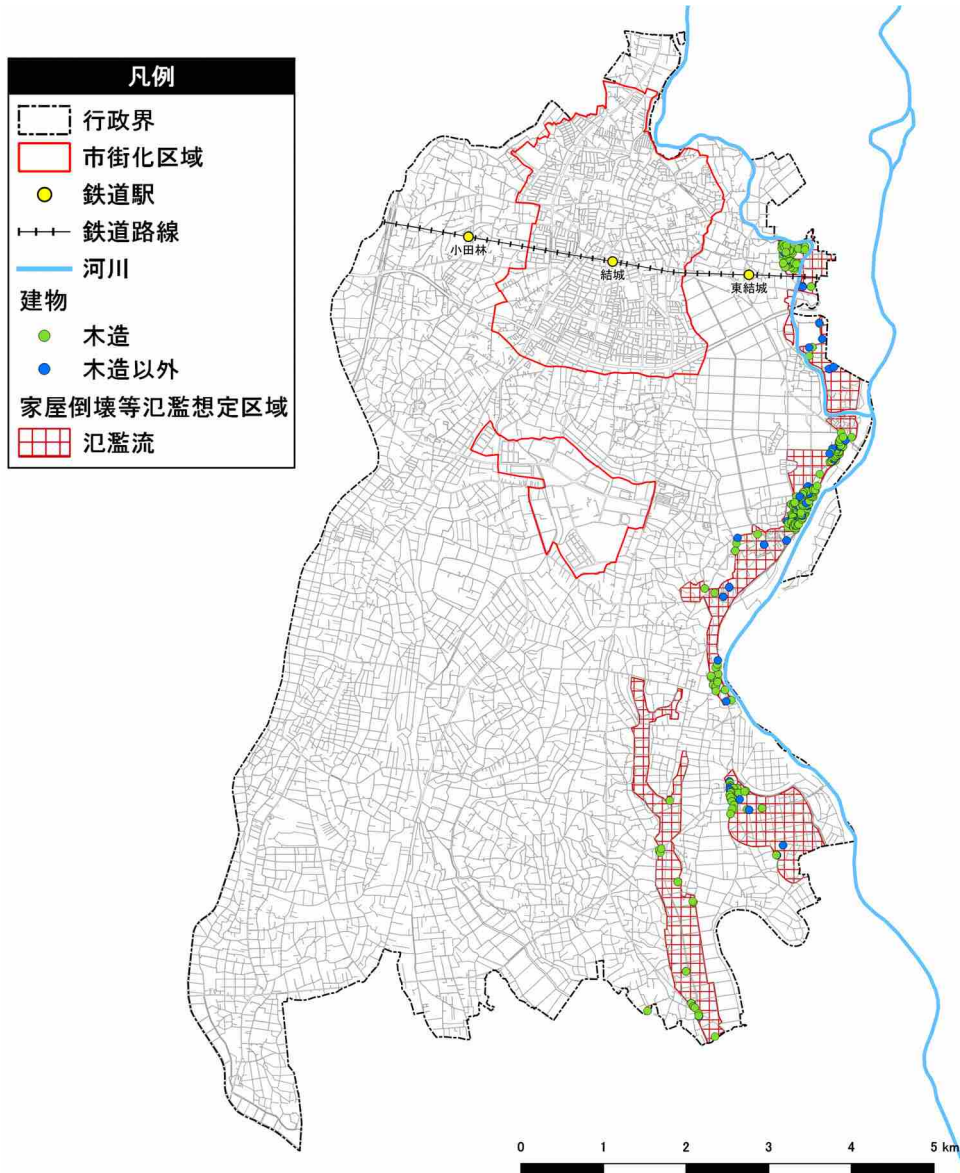


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と建物構造の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により対象河川の河岸の浸食幅を予測

【鬼怒川、田川放水路】

（対象河川）利根川水系鬼怒川、田川放水路

（公表日）平成 28 年 8 月 2 日

（想定降雨）鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物構造（建物の倒壊・流出の危険性）

氾濫流による河岸の浸食を受け、建物の倒壊・流出などの危険性がある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）では48棟が立地しています。そのうち、約80%の39棟が木造となっており、前述の氾濫流と同様に、浸水深に基づく垂直避難よりも、立退き避難を選択することが求められるエリアとなっています。

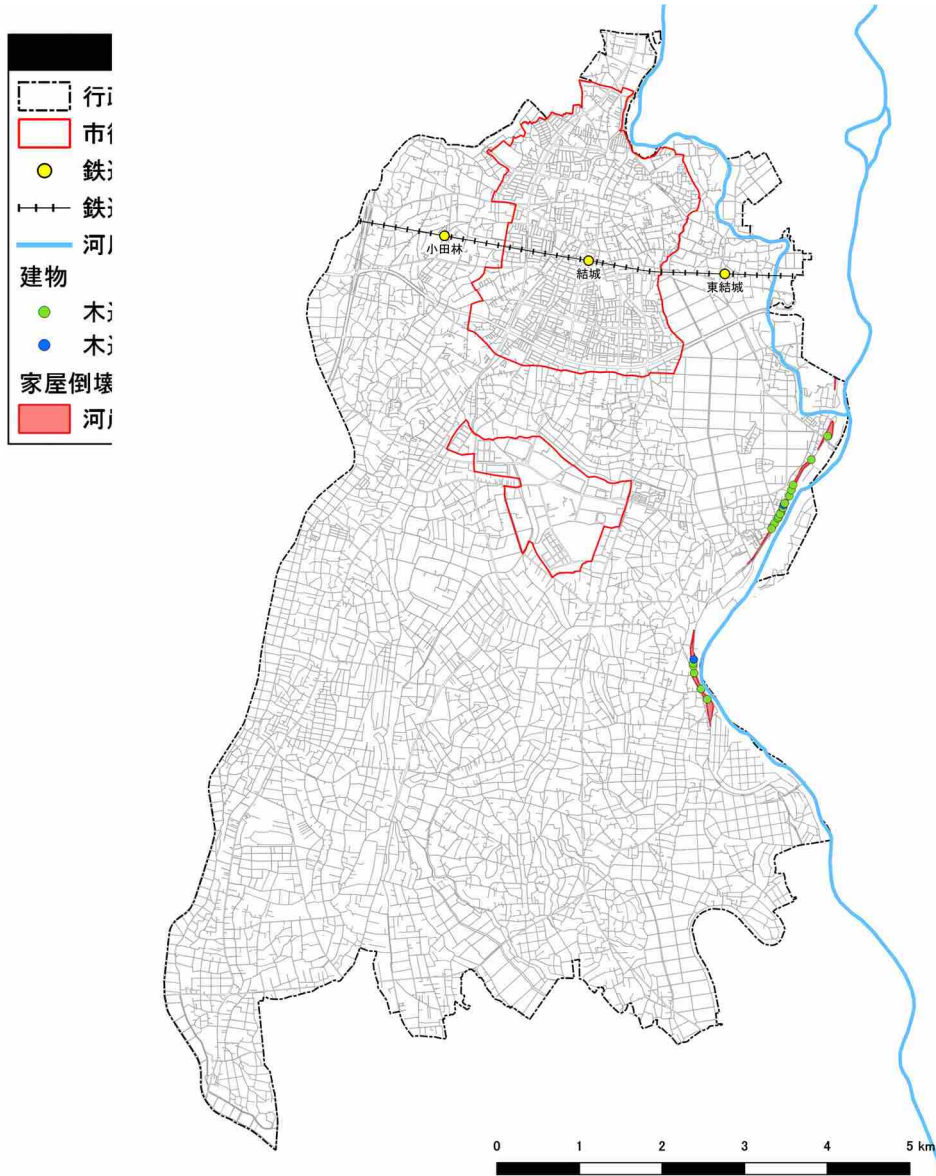


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）と建物構造の重ね図

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所、結城市家屋課税台帳データ

※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により対象河川の河岸の浸食幅を予測

【鬼怒川、田川放水路】

(対象河川) 利根川水系鬼怒川、田川放水路

(公表日) 平成28年8月2日

(想定降雨) 鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

(10) 内水浸水想定区域×建物階数（垂直避難での対応の可能性）

内水により、浸水する可能性がある区域に立地している建物は2,085棟あり、そのうち市街化区域は1,610棟となっています。

垂直避難が困難な可能性のある建物のうち、浸水深0.5～3.0m未満の区域で1階建てが28棟あり、そのうち市街化区域は17棟となっています。

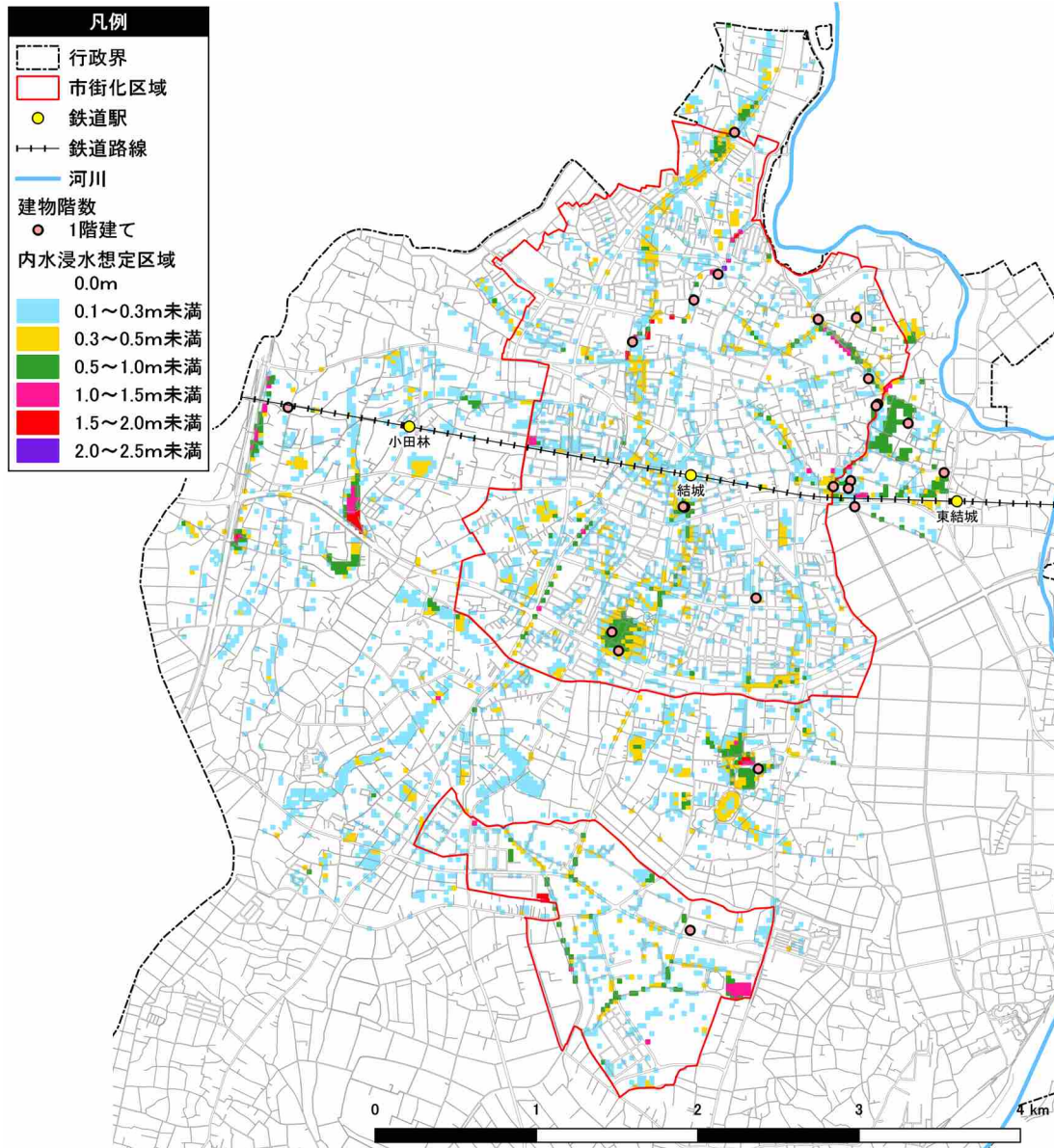


図 内水浸水想定区域と建物階数の重ね図

出典：結城市家屋課税台帳データ

※2003年8月5日の豪雨（時間あたり最大雨量67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(11) 内水浸水想定区域×避難施設（避難施設の活用の可能性）

内水浸水想定区域において、内水が発生するおそれのある場合に開設する避難所は3箇所あり、鹿窪運動公園の一部では1.5m~2.0m未滿、結城小学校の一部では0.3~0.5m未滿、県立結城第一高等学校の一部では0.1~0.3mの浸水が想定されているとともに、避難施設周辺の道路においても浸水が想定されています。

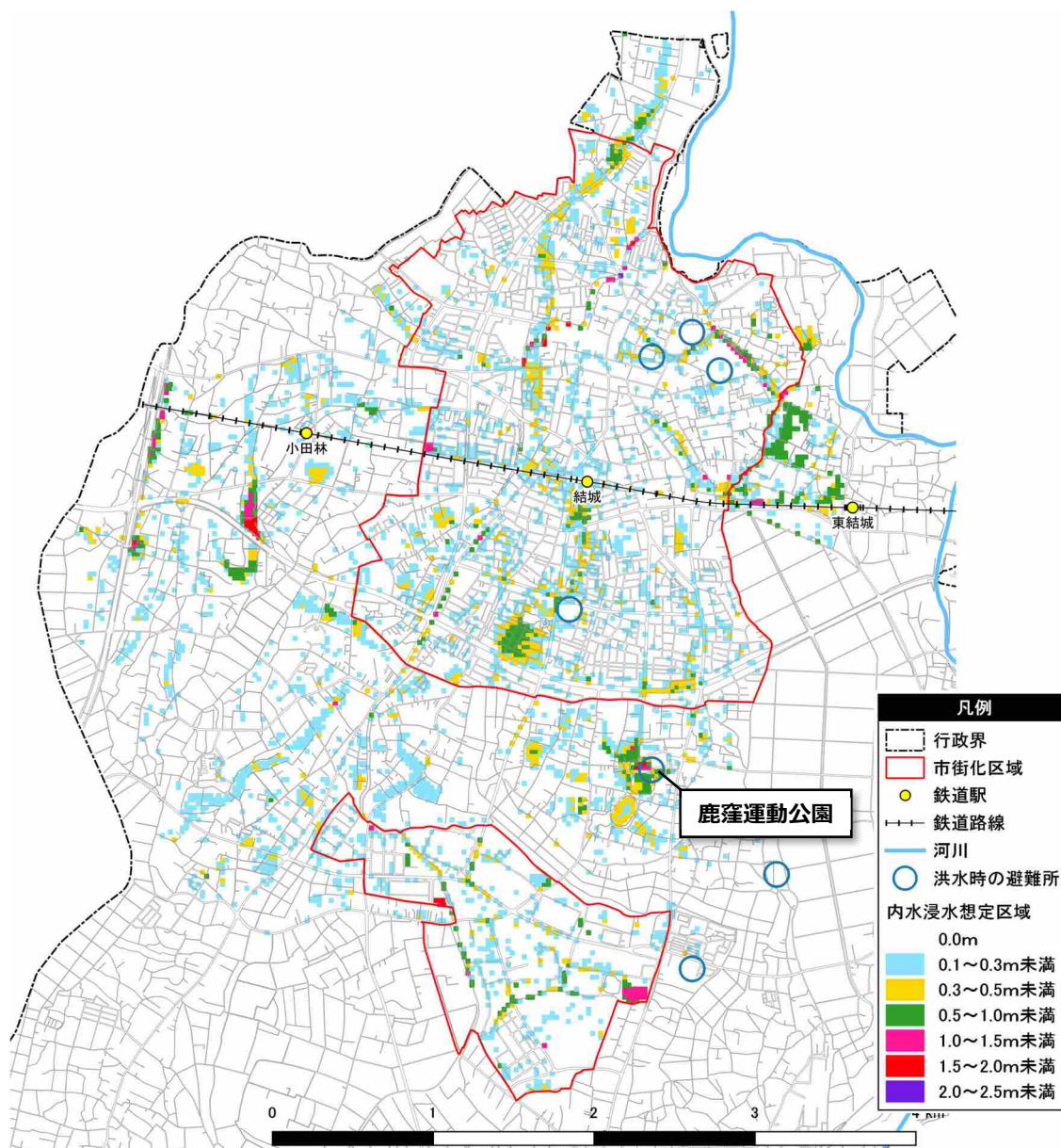


図 内水浸水想定区域と建物階数の重ね図

出典：結城市 避難場所・避難所・福祉避難所（2021.6時点）

※2003年8月5日の豪雨（時間当たり最大雨量67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(12) 内水浸水想定区域×医療施設（医療施設の継続活用の可能性）

「水害の被害指標の手引」により、自動車（救急車）の走行や要配慮者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するといわれる浸水深0.3m以上のエリアに立地している施設は、診療所が2箇所となっており、JR結城駅周辺の市街化区域内に見られます。

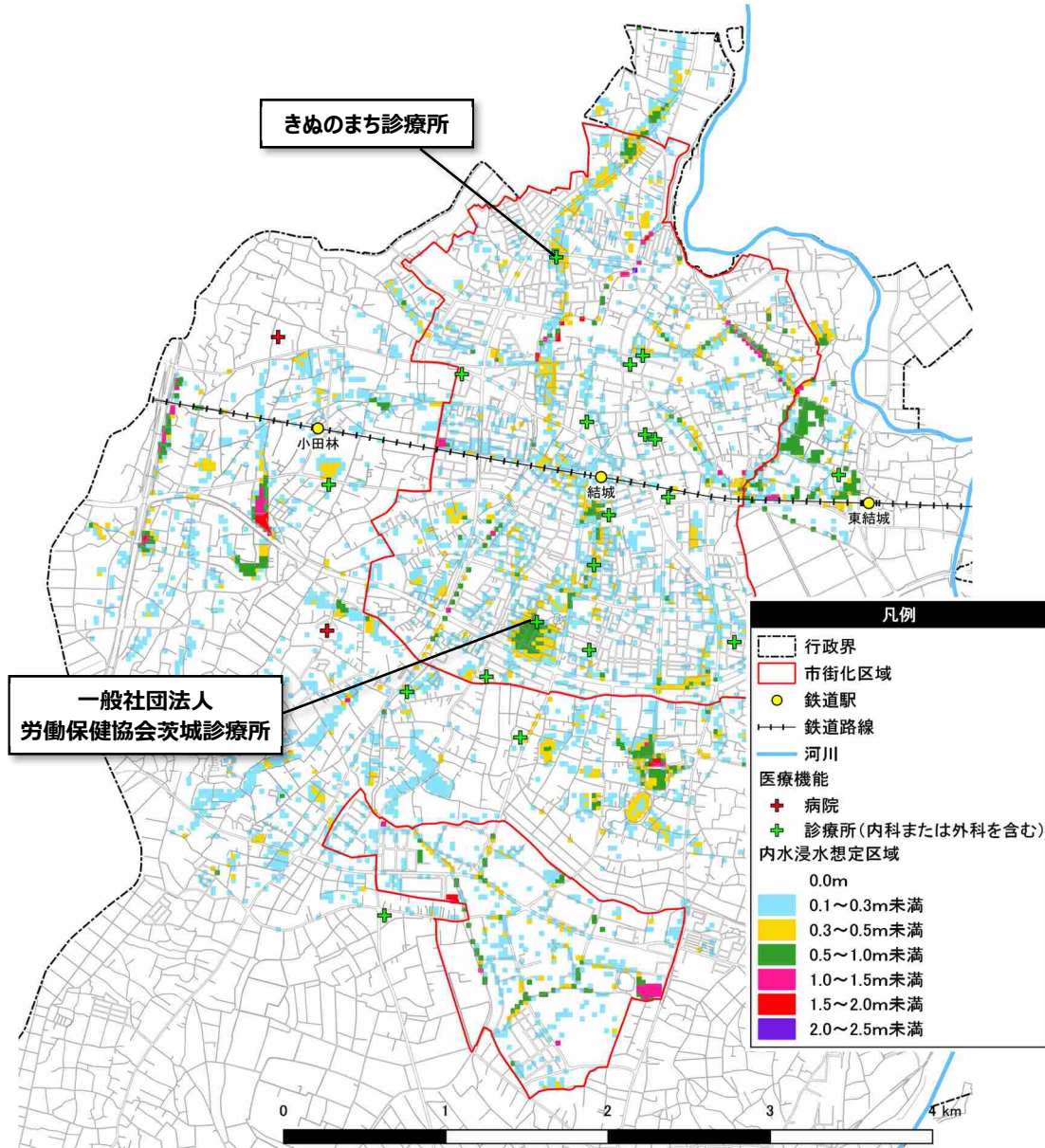


図 内水浸水想定区域と医療施設の重ね図

【参考】 浸水深と医療施設の機能低下との関係

0.3m：自動車（救急車）の走行困難、要配慮者の避難が困難な水位

0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水

0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器等の使用困難）

出典：水害の被害指標分析の手引（平成25年試行版）

出典：茨城県医療機関一覧表（病院 R2.4、一般診療所 H31.4）

※2003年8月5日の豪雨（時間あたり最大雨量67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(13) 内水浸水想定区域×社会福祉施設（社会福祉施設の継続活用の可能性）

「水害の被害指標の手引」により、自動車の走行や要配慮者の避難等が困難となり、社会福祉施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設はありません。

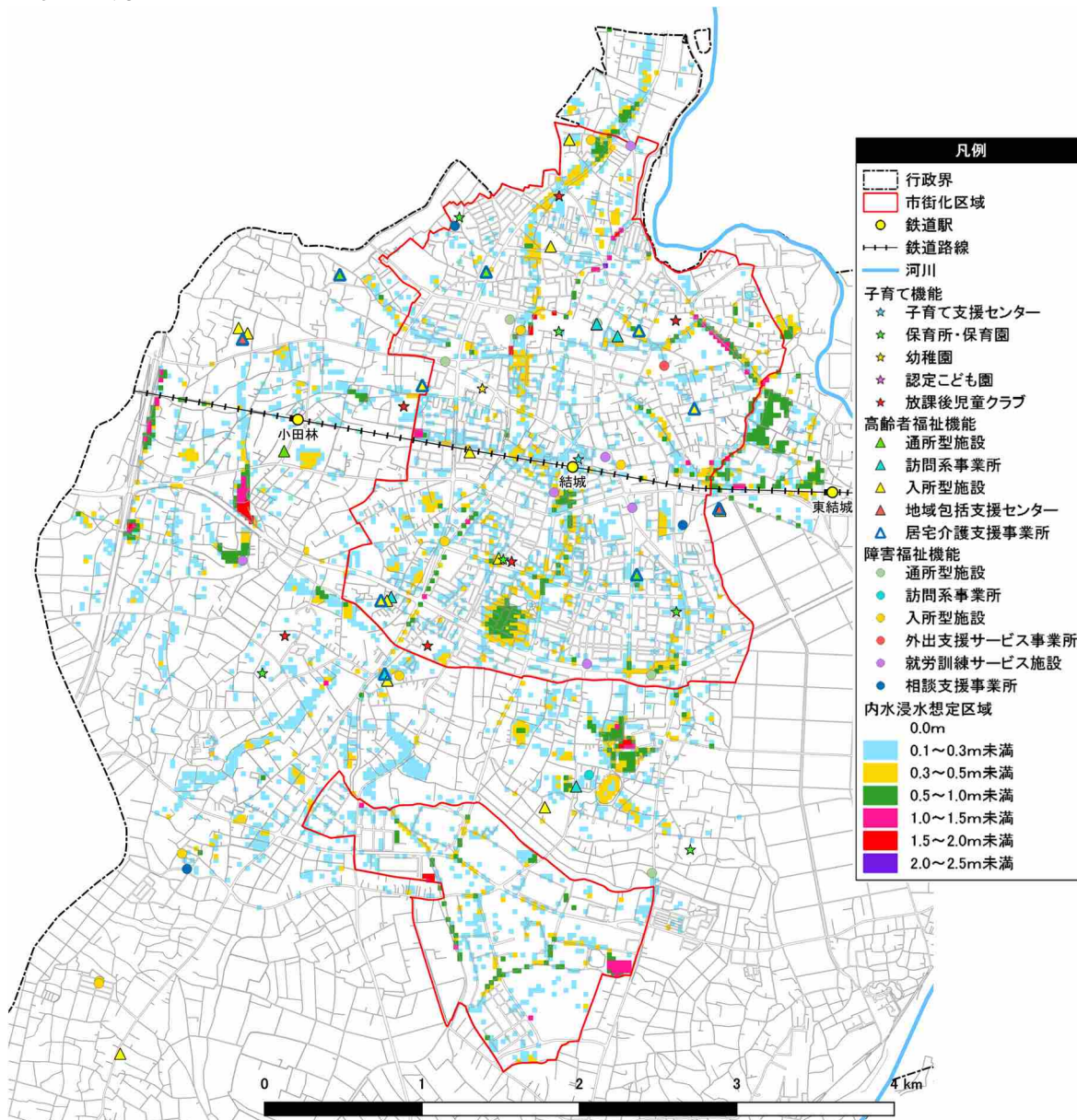


図 内水浸水想定区域と社会福祉施設の重ね図

【参考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係

- 0.3m：自動車（救急車）の走行困難、要配慮者の避難が困難な水位
- 0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- 0.7m：コンセントに浸水し停電（介護施設等の使用困難）

出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版）

出典：結城市サービス事業所ガイド（R3.7）、結城市公共施設一覧（H30.7）、認可保育所（園）一覧（H31.5）、幼稚園、認定こども園

※2003年8月5日の豪雨（時間当たり最大雨量 67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(14) 内水浸水想定区域×緊急輸送道路（災害時の活用の可能性）

「水害の被害指標分析の手引」により、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m 以上が想定される緊急輸送道路の区間は、国道 50 号では結城警察署周辺、文化センター南交差点周辺及びび下り松交差点～鹿窪運動公園入口交差点周辺、国道 4 号線では小田林西交差点～小田林北交差点周辺、大橋町・小田林線では結城警察署周辺、県道小山結城線では、大規模商業施設周辺及び続橋交差点を中心として想定されています。

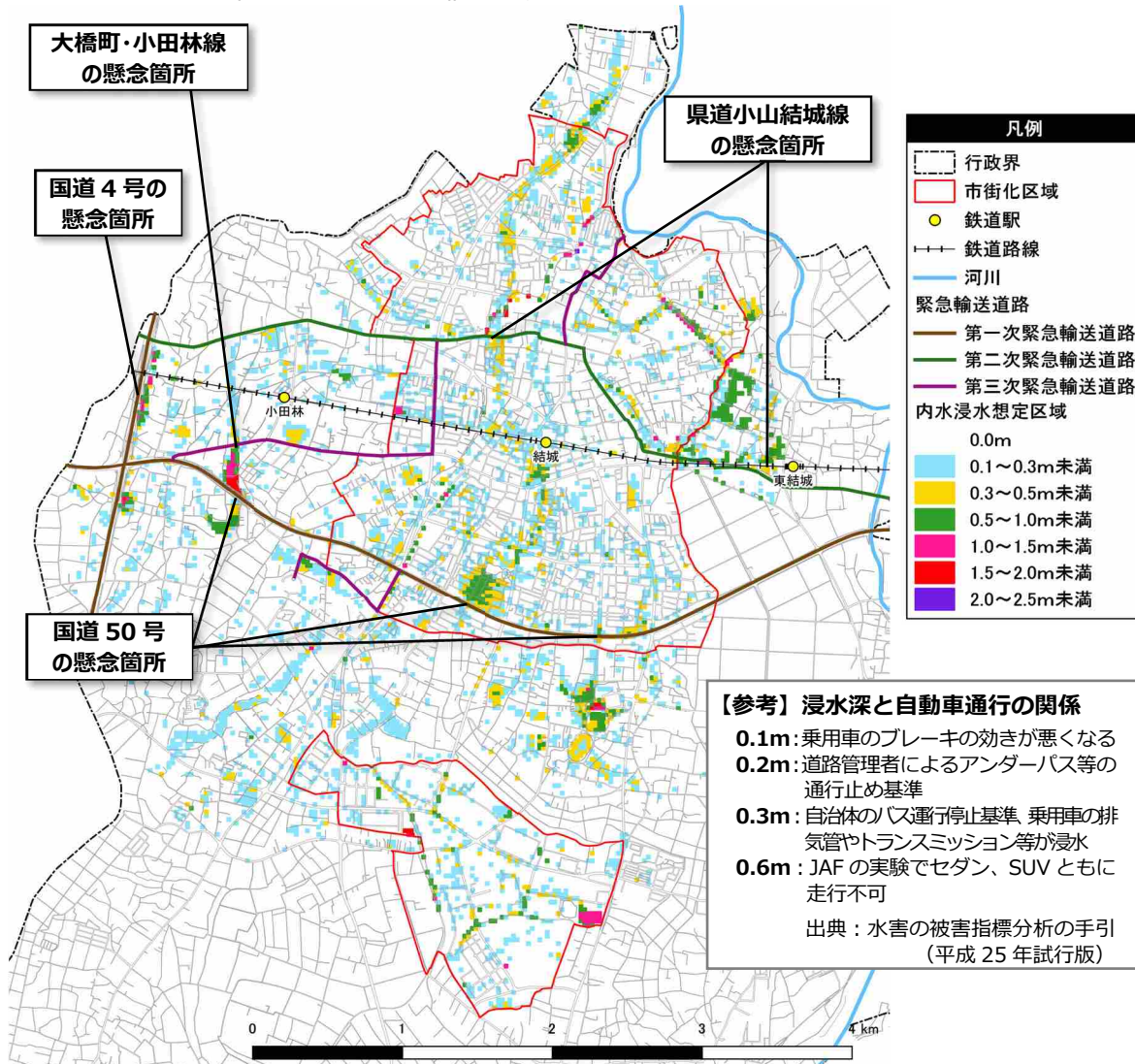


図 内水浸水想定区域と緊急輸送道路の重ね図

【参考】緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路：

- ・ 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- ・ 交通軸と防災拠点(A ランク)を連絡する道路,または防災拠点(A ランク)を相互に連絡する道路

第2次緊急輸送道路：

- ・ 広第1次緊急輸送道路と防災拠点(B ランク)を連絡する道路,または防災拠点(A,B ランク)を相互に連絡する道路
- ・ 第1次緊急輸送道路を補完し,地域内の緊急輸送を担う道路

第3次緊急輸送道路：

- ・ 第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し,防災拠点までを接続する道路

出典：茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

出典：茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※2003年8月5日の豪雨（時間当たり最大雨量 67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(15) 内水浸水想定区域×防災拠点施設（防災拠点施設の継続利用の可能性）

「水害の被害指標の手引」により、緊急車両やパトロール車の走行が困難となり、防災拠点施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設はありません。

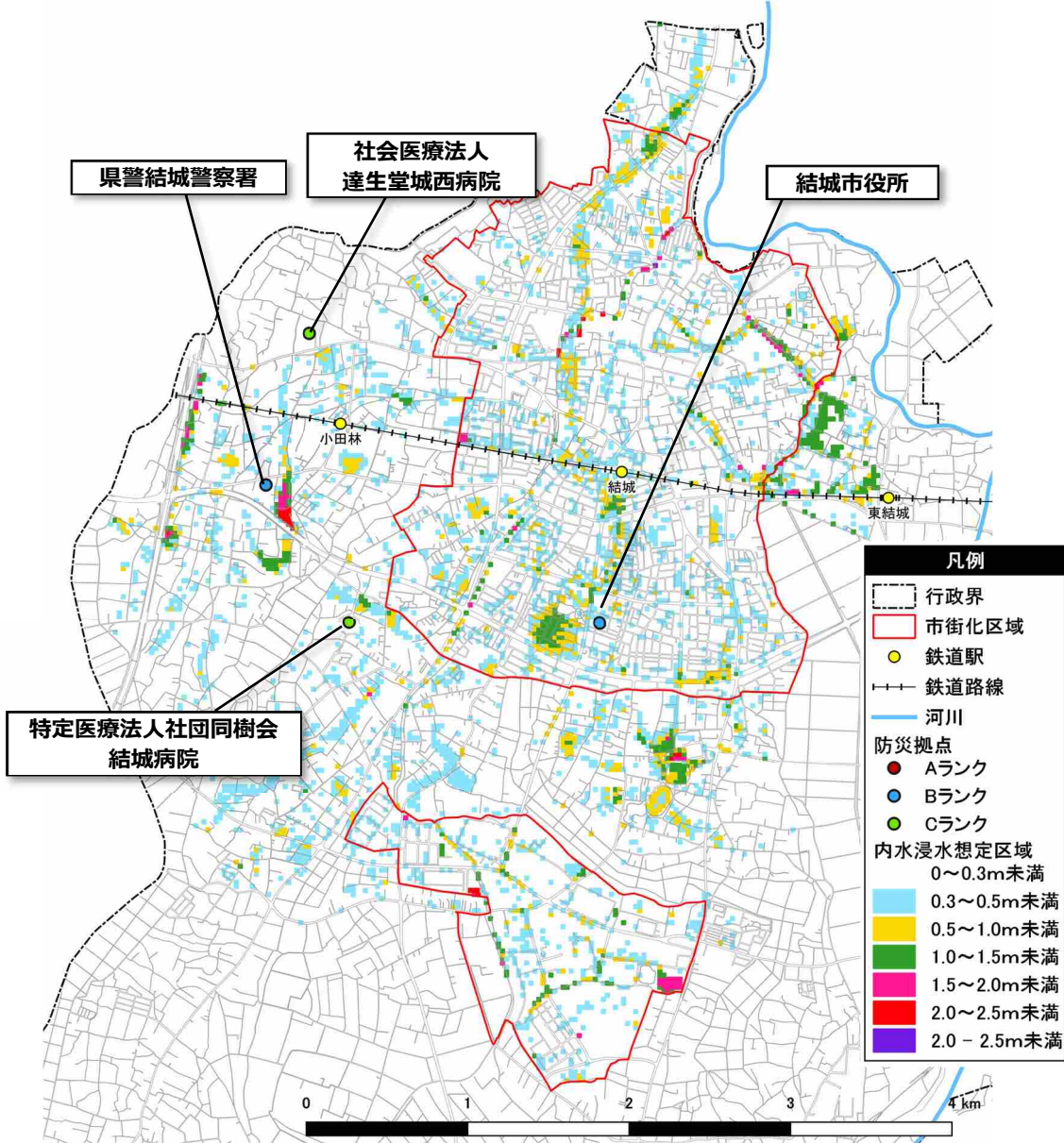


図 内水浸水想定区域と防災拠点施設の重ね図

【参考】防災拠点施設のランク

- A ランク:**特に重要な防災拠点（県庁,重要港湾,空港,災害拠点病院等）
- B ランク:**重要な防災拠点（市町村役場,指定行政機関,港湾,自衛隊等）
- C ランク:**その他の防災拠点（運輸機関,指定公共機関,救急告示医療機関等）

出典：茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 26 年 3 月改定）

【参考】浸水深と介護福祉施設の機能低下との関係

- 0.3m:**自動車（緊急車両、パトロール車）の走行困難な水位
- 0.5m:**徒歩による移動困難、床上浸水
- 0.7m:**コンセントに浸水し停電（防災無線等の使用困難）

出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版）

出典：茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

※2003年8月5日の豪雨（時間当たり最大雨量67mm/hr）を想定し、雨水下水道計画区域を中心としたシミュレーション実施区域において算出

(16) 土砂災害（特別）警戒区域×建物分布（住宅等の損壊の危険性）

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域には、特別養護老人ホームや養護老人ホーム及びデイサービスセンターが立地しています。

これらの施設には、自力避難が困難なため、土砂災害の犠牲者となりやすい要配慮者となる高齢者が数多く利用していることから、都市機能の誘導検討だけでなく、警戒避難の際には地域による自助・共助等によって迅速に避難できるための備えが求められます。

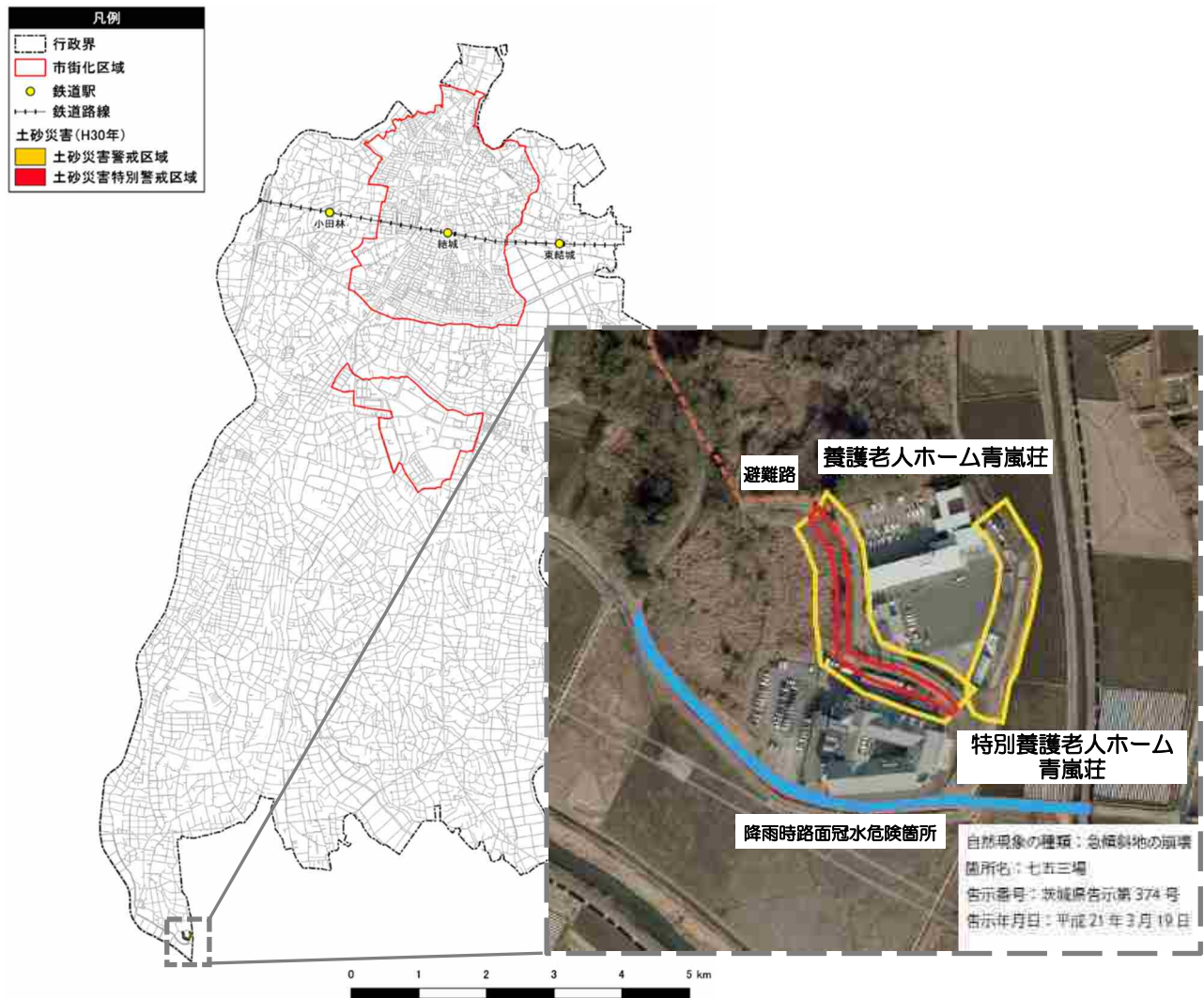


図 土砂災害（特別）警戒区域と建物分布の重ね図

出典：国土数値情報、市HP、結城市家屋課税台帳データ

【参考】 「結城市 住まいと防災に関するアンケート調査」による市民意向

本市では、令和2年に市内の水災害リスクの高い地区に居住する住民を対象として住まいの移転意向を把握するため、「結城市 住まいと防災に関するアンケート調査」を実施しました。

調査結果では、水災害リスクの危険性から移転意向のある方は4割以上となっており、移転先へ望む環境としては、買い物・通院の便利さや防災・防犯の高さなど、日常生活における利便性や安全性が高い環境を望んでいることがわかりました。

今回の調査結果から、今後、水災害リスクを回避するための移転に関する事業が必要となった際には、個別意向を尊重しながらも、多様な都市機能の集積により利便性が高く、比較的水災害リスクに対する安全性の高い居住誘導区域を前提とした移転促進が望まれます。

《 アンケート調査の概要 》

■調査期間

令和2年12月7日（月）～令和2年12月25日（金）

■調査対象

「平成27年9月関東・東北豪雨」において、床上・床下浸水の被害があった下図に示す5地区にお住まいの方を対象に実施しました。

■調査方法

調査票の郵送により、発送及び回収を行いました。

■回収結果

調査票を配布した766通のうち、383通の返信があり、回収率は50.0%となっています。

配布数	回収数	回収率
766通	383通	50.0%

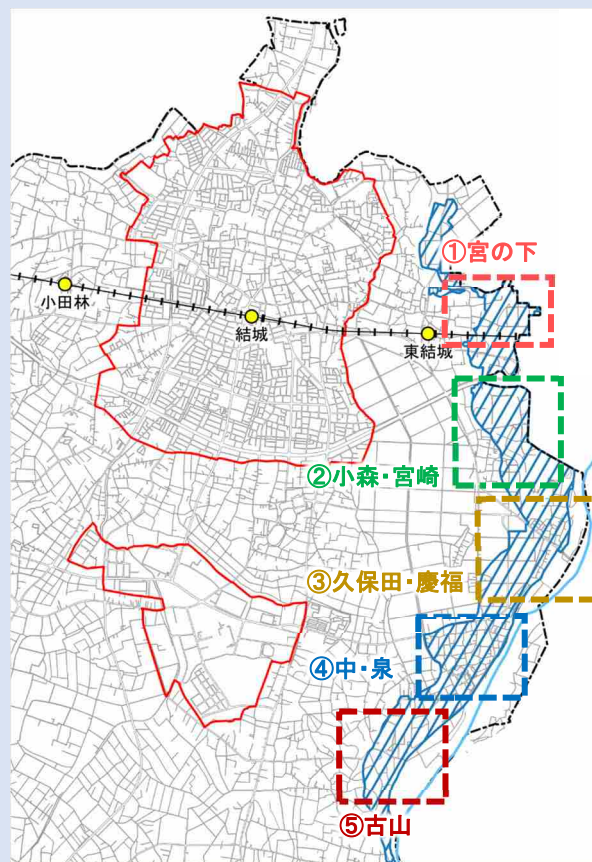
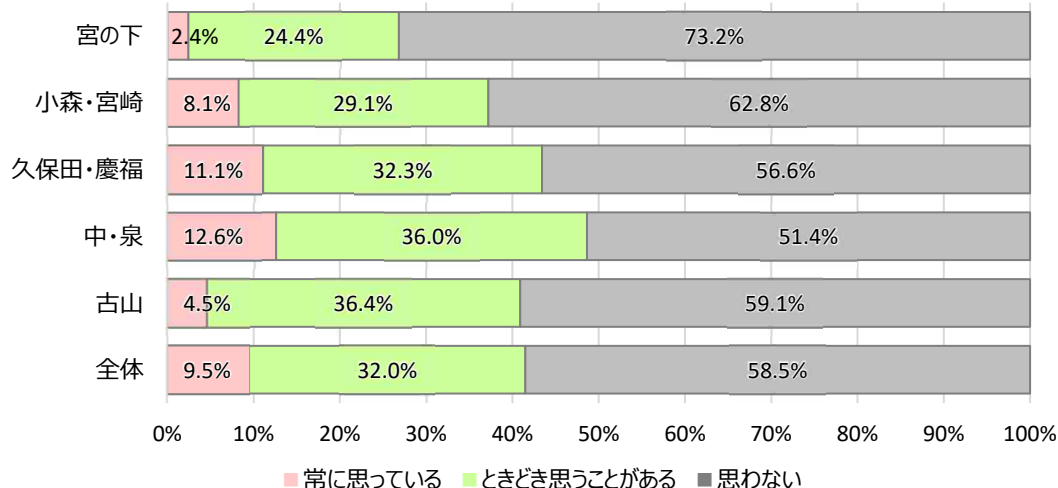


図 対象地域

■結果概要

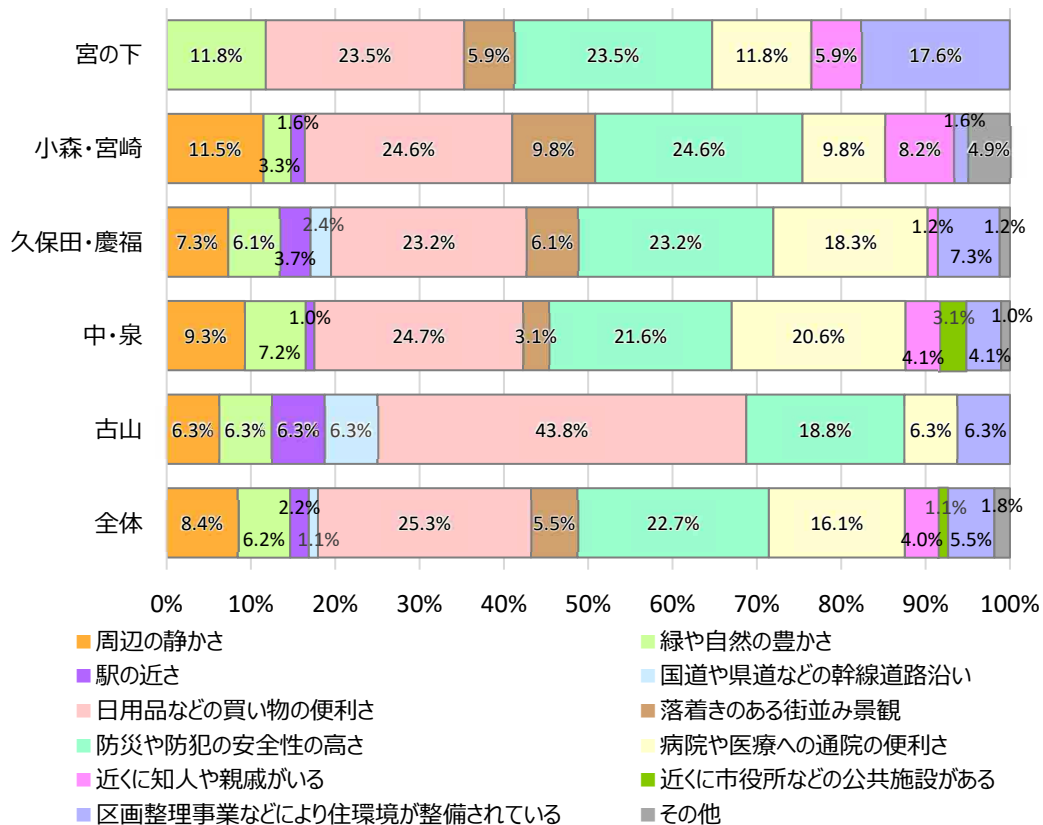
①現在お住まいの場所から他の場所へ移転することについて、お答えください。

全体で「思う」が41.5%を占めており、特に『中・泉』では、他地区に比べて、移転意向の割合が約半数と多いことが特徴となっています。



②移転する場合、移転先にどのような環境を望みますか。

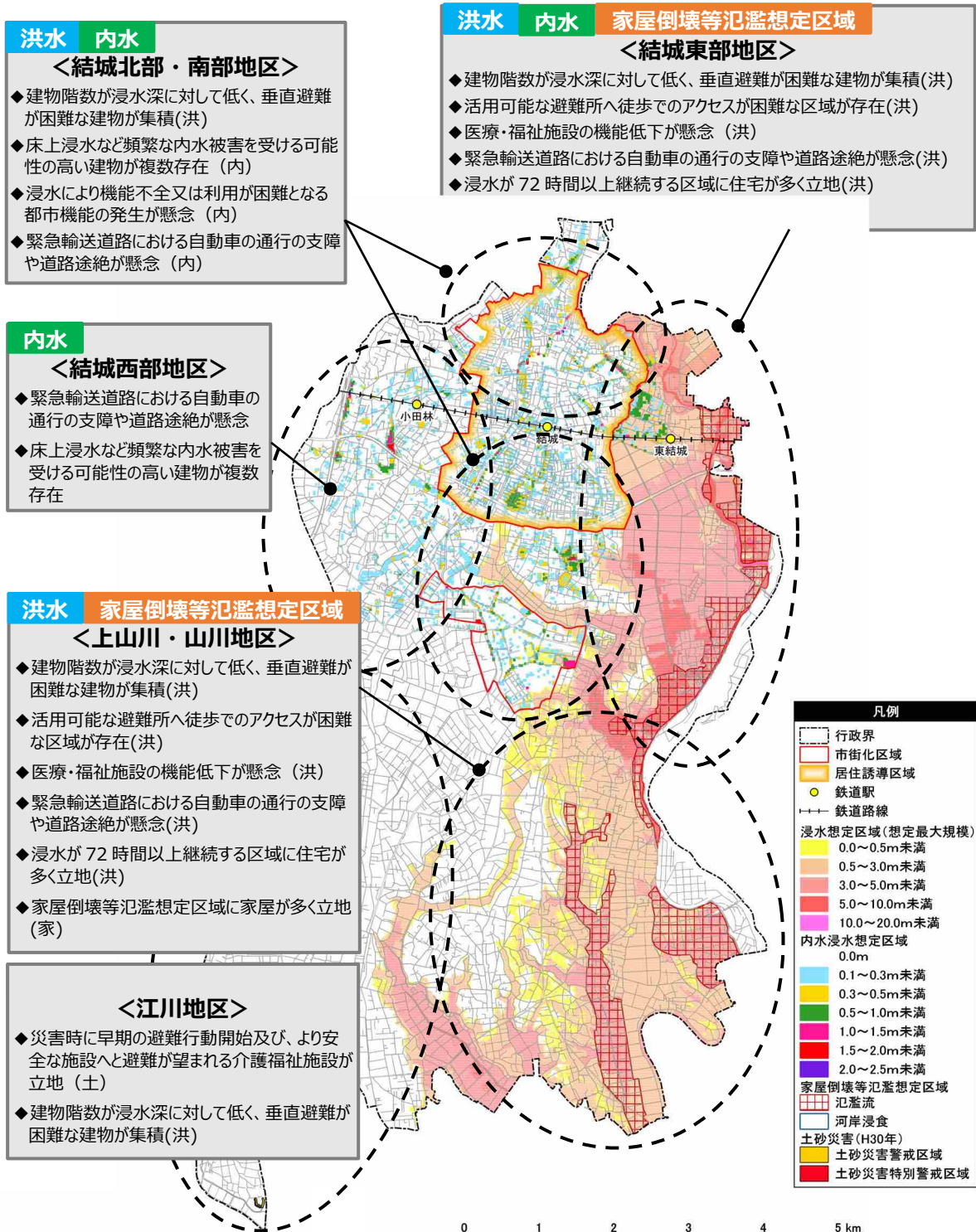
全体で「日用品などの買い物の便利さ」が最も多く、特に『古山』では4割以上と他地区に比べて高くなっていることが特徴となっています。また『宮の下』、『小森・宮崎』、『久保田・慶福』では、防災や防犯の安全性の高さについても同程度の割合で高くなっており、移転先では日常生活での利便性ととも、安全性の高さが重要な要素となっていることがわかります。



5. 地域ごとの防災上の課題の整理

前述の分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、地区ごとの防災上の課題を整理します。なお、都市計画マスタープランとの整合を図るため、地区単位は、以下に示す都市計画マスタープランにおける地区区分（6地区）とします。

《 地区ごとの防災リスクの整理 》



※田川における浸水想定区域の災害リスクは、鬼怒川及び田川放水路の災害リスクに内包されるため、課題整理の区域図においては、鬼怒川及び田川放水路の浸水想定区域を採用

(1) 結城北部・南部地区

■ 河川洪水に対する屋内安全性の確保（地区東側の市街化区域境周辺・鹿窪周辺）

・河川洪水によって、浸水深に対して建物階数が低く、垂直避難が困難な建物が立地しているため、被害の甚大化が懸念されます。

⇒被災した場合にも、生命を守り被害が縮小されるよう、河川改修等による浸水深の低減や屋内安全確保が可能な建物構造への誘導等が求められます。

■ 都市型水害への対策強化

・内水浸水によって、床上浸水など頻繁な内水被害を受ける可能性の高い建物が立地していることや機能不全又は利用が困難となる都市機能、避難所の発生が懸念されます。

⇒今後も大雨等による被害の可能性が懸念されるため、下水道の雨水管渠の整備等による排水対策が求められます。

■ 緊急輸送道路の浸水対策（国道50号、県道小山結城線の一部）

・内水浸水により、緊急輸送道路に指定されている国道50号や県道小山結城線の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深0.3m以上の区間があります。

⇒下水道の雨水管渠の整備による内水浸水の防止や緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が求められます。

(2) 結城西部地区

■ 都市型水害への対策強化

・内水浸水によって、床上浸水など頻繁な内水被害を受ける可能性の高い建物が立地していることや利用が困難となる都市機能の発生が懸念されます。

⇒今後も大雨等による被害の可能性が懸念されるため、下水道の雨水管渠の整備等による排水対策が求められます。

■ 緊急輸送道路の浸水対策（国道4号、国道50号、大橋町・小田林線の一部）

・内水浸水により、緊急輸送道路に指定されている国道4号や国道50号、大橋町・小田林線の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深0.3m以上の区間があります。

⇒下水道の雨水管渠の整備による内水浸水の防止や緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が求められます。

(3) 結城東部地区

■ 河川洪水に対する屋内安全性の確保（鬼怒川・田川沿岸周辺）

- ・鬼怒川及び田川沿岸の地域における浸水想定では、深いところで10.0~20.0m未満と予測されており、浸水深に対して建物階数が低く、垂直避難が困難な建物が立地しているため、被害の甚大化が懸念されます。

⇒被災した場合にも、生命を守り被害が縮小されるよう、河川改修等による浸水深の低減や屋内安全確保が可能な建物構造への誘導等が求められます。

■ 水災害危険性の特に高い箇所での総合的なリスク対応（鬼怒川・田川沿岸周辺）

- ・鬼怒川及び田川沿岸の地域においては浸水想定だけでなく、想定最大規模の浸水が発生した場合、72時間程度も継続して浸水する区域が広範囲にわたって想定されています。
- ・また、鬼怒川沿岸では家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊が想定されることなども含めて、複合的な災害が懸念されます。

⇒これらの箇所では医療・社会福祉施設も立地しており、被災した場合の被害が特に大きく、危険性も高いため、比較的安全な市街地への移転促進等によるリスク回避に加え、避難所・避難体制の整備などのハード・ソフトの両面による総合的なリスク対応が求められます。

■ 都市型水害への対策強化（東結城駅周辺）

- ・内水浸水によって、床上浸水など頻繁な内水被害を受ける可能性の高い建物が立地しています。

⇒今後も大雨等による被害の可能性が懸念されるため、下水道の雨水管渠の整備等による排水対策が求められます。

■ 緊急輸送道路の浸水対策（国道50号、結城下妻線の一部）

- ・洪水浸水により、緊急輸送道路に指定されている国道50号や結城下妻線の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深0.3m以上の区間があります。

⇒緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が求められます。

(4) 上山川・山川地区

■河川洪水に対する屋内安全性の確保（鬼怒川沿岸周辺）

・鬼怒川及び田川沿岸の地域における浸水想定では、深いところで5.0~10.0m未満と予測されており、浸水深に対して建物階数が低く、垂直避難が困難な建物が立地しているため、被害の甚大化が懸念されます。

⇒被災した場合にも、生命を守り被害が縮小されるよう、河川改修等による浸水深の低減や屋内安全確保が可能な建物構造への誘導等が求められます。

■水災害危険性の特に高い箇所での総合的なリスク対応（鬼怒川沿岸周辺）

・鬼怒川及び田川沿岸の地域においては浸水想定だけでなく、想定最大規模の浸水が発生した場合、72時間以上も継続して浸水する区域が広範囲にわたって想定されています。

・また、鬼怒川沿岸では家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊が想定されることなども含めて、複合的な災害が懸念されます。

⇒これらの箇所では医療・社会福祉施設も立地しており、被災した場合の被害が特に大きく、危険性も高いため、比較的安全な市街地への移転促進等によるリスク回避に加え、避難所・避難体制の整備などのハード・ソフトの両面による総合的なリスク対応が求められます。

■緊急輸送道路の浸水対策（筑西三和線の一部）

・洪水浸水により、緊急輸送道路に指定されている筑西三和線の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深0.3m以上の区間があります。

⇒緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が求められます。

(5) 江川地区

■総合的な土砂災害対策（七五三場の一部）

・当該地区の南部の一部地域では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されており、さらにその周辺には高齢者福祉施設が立地しています。

⇒これらの施設では自力避難が困難である高齢者が多く利用していることから、土砂災害防止施設等の整備や迅速に避難できるための備えとともに、都市機能の誘導検討など、ハード・ソフトの両面を適正に組み合わせた対策が求められます。

■河川洪水に対する屋内安全性の確保（大木周辺）

・鬼怒川及び田川が氾濫した場合の浸水想定では、深いところで3.0~5.0m未満と予測されており、浸水深に対して建物階数が低く、垂直避難が困難な建物が立地しているため、被害の甚大化が懸念されます。

⇒被災した場合にも、生命を守り被害が縮小されるよう、河川改修等による浸水深の低減や屋内安全確保が可能な建物構造への誘導等が求められます。

6. 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

地区ごとの防災上の課題を踏まえ、本章では、居住及び都市機能の誘導と併せて行うべき防災まちづくりの方針を設定します。

防災まちづくりの方針は、市全域を対象範囲とし、水災害リスクの回避・低減のために求められるハード・ソフト両面の取組の前提となる考え方です。

《 地区ごとの防災上の課題まとめ 》

●：該当あり

地区 課題	結城北部 地区	結城南部 地区	結城西部 地区	結城東部 地区	上山川・ 山川地区	江川 地区
①河川洪水に 対する屋内安全 性の確保	● 地区東側の 市街化区域 境周辺	● 地区東側の 市街化区域 境周辺・鹿窪 周辺	—	● 鬼怒川・田川 沿岸周辺	● 鬼怒川 沿岸周辺	● 大木周辺
②都市型水害へ の対策強化	● 地区全体	● 地区全体	● 地区全体	● 東結城駅周 辺	—	—
③緊急輸送道路 の浸水対策	● 県道小山結 城線の一部	● 国道50号 の一部	● 国道4号、 国道50号、 大橋町・小田 林線の一部	● 国道50号、 結城下妻線 の一部	● 筑西三和線 の一部	—
④水災害危険性 の特に高い箇 所での総合的 なリスク対応	—	—	—	● 鬼怒川・田川 沿岸周辺	● 鬼怒川 沿岸周辺	—
⑤総合的な土砂 災害対策	—	—	—	—	—	● 七五三場の 一部

《 防災まちづくりに向けた取組方針 》

課題	取組方針
①河川洪水に対する 屋内安全性の確保	<p>方針 1 水災害リスクの回避に向けた緩やかな立地誘導</p> <p>特に危険性の高い箇所では、水災害リスクの周知及び意識醸成を図りながら、居住誘導区域内などのより安全性の高い場所への立地誘導を図ります。</p> <p>また、市街化区域内において、家屋二階の床面が浸水し、市民と個人資産の安全性が著しく低下すると想定される浸水深 3.0m以上のエリアについては、居住誘導区域に含めないものとし、居住誘導区域内への居住を促進します。</p>
②都市型水害への対策強化	
③緊急輸送道路の浸水対策	
④水災害危険性の特に高い箇所での総合的なリスク対応	
⑤総合的な土砂災害対策	
全ての課題に関連	<p>方針 2 河川整備等による浸水被害の低減</p> <p>河川改修や下水道整備等を行い、危険性が高い箇所や都市機能及び避難体制上重要な緊急輸送道路等への浸水リスクの低減を図ります。</p>
	<p>方針 3 都市・建築物の構造強化</p> <p>緊急輸送道路の整備や屋内安全確保が可能な建物構造への誘導とともに、特に土砂災害による危険性の高い箇所では土砂災害防止施設の整備等により、水災害リスクの低減を図ります。</p>
	<p>方針 4 避難体制の整備による被害の低減</p> <p>避難誘導體制の整備推進により、適切な避難体制・行動による人的被害を低減します。</p>
<p>方針 5 地域防災力の向上による被害の低減</p> <p>地域防災力の向上を図り、様々な主体が連携して被害を低減する体制を構築します。</p>	
<p>方針 6 防災情報の周知による避難行動の促進</p> <p>水災害リスクや防災知識の周知を図り、避難行動を促します。</p>	

7. 具体的な取組及びスケジュールの検討

(1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組・スケジュールの検討

防災まちづくりに向けた取組方針を踏まえ、令和4年3月に策定した結城市国土強靱化地域計画に基づいたハード・ソフトの取組について、以下のように設定します。

検討を行った取組方針における各取組について、目標年次期間内に達成するための具体的な目標を短期（5年程度）、中期（10年程度）、長期（20年程度）の視点から整理します。

《 具体的なハード・ソフトの取組・スケジュール 》

凡例：(→)：整備・実施期間、(---→)：継続的に随時実施)

取組方針	リスク対策	取組概要	実施主体	主要箇所	スケジュール		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
方針1 水災害リスクの回避に向けた緩やかな立地誘導	回避	居住機能の移転促進の検討	市	結城北部、南部、東部、上山川・山川地区	→		
	回避	空き家・空き地等を活用した移転先の検討	市	居住誘導区域	→		
	回避	市街化区域内における居住誘導区域への居住促進	市	市街化区域	(---→)		
方針2 河川整備等による浸水被害の低減	低減	鬼怒川の流域治水対策	県国	鬼怒川・田川	→		
	低減	市道排水整備	市	市全域	→	(---→)	
	低減	下水道(雨水管渠)の整備	市		→	(---→)	
方針3 都市・建築物の構造強化	低減	建物・敷地レベルでの浸水対策を検討	市	市全域	(---→)		
	低減	土砂災害防止施設の整備	市	江川地区	(---→)		
	低減	山地災害危険区域における治山事業の推進	市	江川地区	(---→)		
方針4 避難体制の整備による被害の回避	低減	避難誘導體制の整備	市	市全域	→	(---→)	
方針5 地域防災力の向上による被害の低減	低減	マイ・タイムライン(自身の防災行動計画)の作成促進	市	市全域	→	(---→)	
	低減	自主防災組織の活動支援及び自主防災リーダーの育成	市住民	市全域	→	(---→)	
	低減	総合防災訓練の実施	市事業者	市全域	→	(---→)	
	低減	避難行動要支援者の避難体制支援	市住民	市全域	→		
方針6 防災情報の周知による避難行動の促進	低減	洪水等ハザードマップのWEB版導入	市	市全域	→	(---→)	
	低減	結城市タイムラインの改訂・周知	市	市全域	→	(---→)	
	低減	災害情報伝達方法の確保(デジタル簡易無線及び外部アンテナ整備)	市	市全域	→	(---→)	
	低減	防災指針の周知	市	市全域	→		
	低減	地域防災計画の周知	市	市全域	→		
	低減	宅地建物取引上の重要事項説明として水害・土砂災害リスクを周知	市事業者	市全域	→		

第 7 章 誘導施策

1. 誘導施策の設定方針	130
2. 居住誘導に係る施策	131
3. 都市機能誘導に係る施策.....	133
4. 公共交通ネットワークに係る施策	136

1. 誘導施策の設定方針

本市での既存施策や今後の予定施策等を踏まえ、立地適正化計画の方針の実現に向けた誘導施策は以下のとおりです。

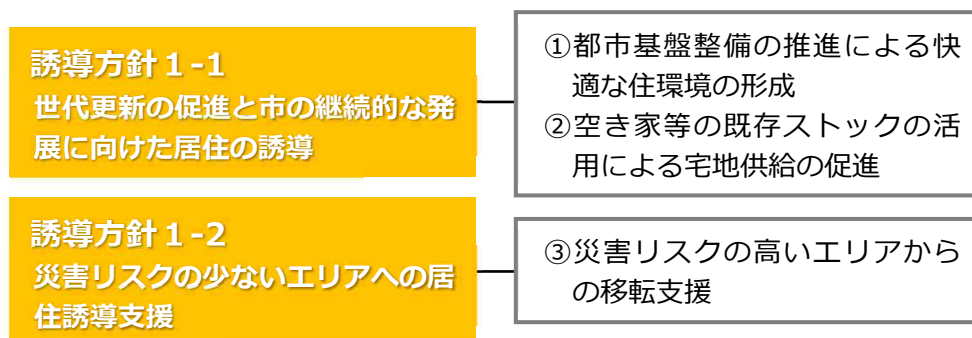
《立地適正化計画の方針と誘導施策》

立地適正化計画の方針		誘導施策
方針1 居住の誘導	誘導方針 1-1 世代更新の促進と市の継続的な発展に向けた居住の誘導	①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成 ②空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進
	誘導方針 1-2 災害リスクの少ないエリアへの居住誘導支援	③災害リスクの高いエリアからの移転支援
方針2 都市機能の誘導	誘導方針 2-1 結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成	①都市的で利便性の高い市街地の形成 ②官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進
	誘導方針 2-2 旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導	③公的不動産活用による都市機能誘導の検討 ④本市特有の歴史・文化を発信する複合施設の整備
	誘導方針 2-3 徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出	⑤市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上 ⑥交通結節点における回遊性・利便性の確保
方針3 公共交通ネットワーク	誘導方針 3-1 拠点へのアクセス性の維持・向上	①巡回バスの再編 ②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上
	誘導方針 3-2 公共交通網の再編と新たな公共交通システムの導入検討	③多様な交通手段の提供とネットワーク化 ④新しい交通システムによる移動支援の研究・検討 ⑤複数の交通モード利用時の利便性向上

2. 居住誘導に係る施策

立地適正化計画の方針に基づき、居住誘導に係る施策を以下のとおり定めます。

《居住誘導に係る施策の体系》



《誘導施策》

①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成

- ・土地区画整理事業による面的基盤整備が実施されている地区では、早期完了を目指し、生活拠点の形成に努めます。また、用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制、ゆとりある街並み景観の形成・民有地緑化の促進等、基盤整備後の土地利用や建築活動等に対する適正な規制・誘導に努めます。
- ・道路等の基盤未整備地区については、道路の整備や南北市街地の連絡性を高める機能の拡充整備等、市民生活に身近な生活基盤の充実を図ります。また、土地利用の再編（既存建築物の共同化・複合化、環境阻害施設の地区外移転・地区内集約化、不良住宅地の改善等）を図るため、市街地の面的・立体的整備や規制・誘導手法の適用により実現化に努めます。

【対象区域】：居住誘導区域内（南部第二地区、南部第三地区、四ツ京地区、逆井地区、富士見町地区）

【想定される事業】：土地区画整理事業（結城南部第二地区、結城南部第三地区、富士見町地区、逆井地区、四ツ京地区）〔区画整理課〕
都市公園整備事業（南部中央公園改修整備）〔都市計画課〕
都市公園整備事業（南部第二地区、四ツ京、逆井）〔都市計画課〕
都市計画道路整備事業〔都市計画課〕
まちづくり活動推進事業〔都市計画課〕

【関連する国の支援事業】：都市再生区画整理事業、都市構造再編集集中支援事業 等

②空家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び結城市空家等の適正管理に関する条例に加えて、県の連絡会議や空家等対策協議会と連携しながら、空き家バンク等の利活用・維持管理方策の検討を進め、居住誘導区域内の宅地供給を促進します。

【対象区域】：居住誘導区域内

【想定される事業】：空家等対策事業【生活環境課、都市計画課】

【関連する国の支援事業】：空き家対策総合支援事業 等

③災害リスクの高いエリアからの移転支援

- ・水災害リスクが高いエリアにおける居住者を対象として、防災集団移転促進事業の検討などを含めて、より安全性の高い居住誘導区域への移転に係る総合的な支援を検討します。
- ・防災集団移転促進事業等に伴う移転先地の確保については、空き家等の既存ストックの活用も視野に検討を進めていきます。

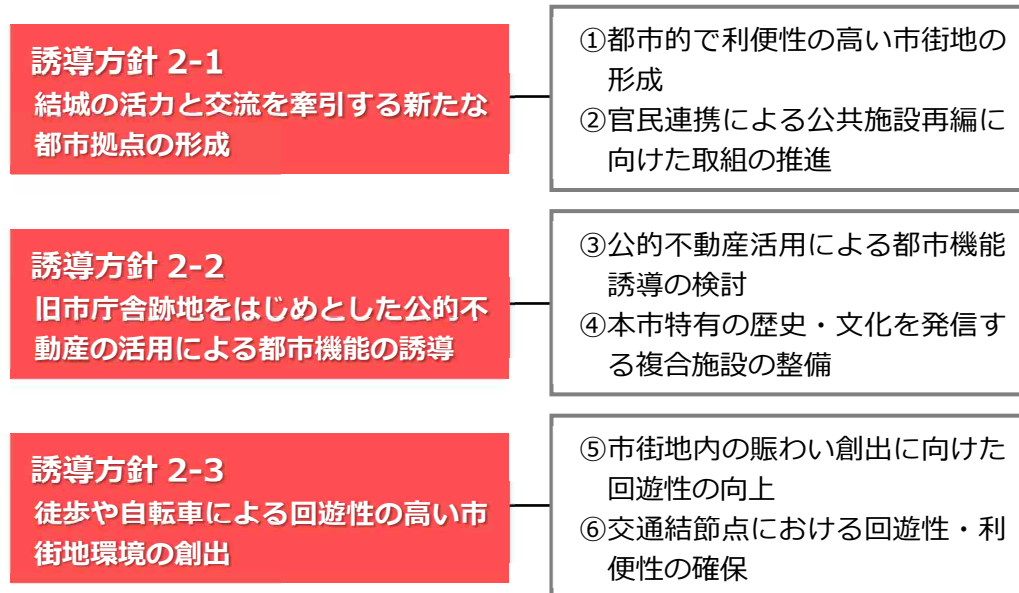
【対象区域】：災害イエローゾーン

【想定される事業】：防災集団移転促進事業の検討

3. 都市機能誘導に係る施策

立地適正化計画の方針に基づき、都市機能誘導に係る施策を以下のとおり定めます。

《 都市機能誘導に係る施策の体系 》



《 誘導施策 》

①都市的で利便性の高い都市機能の維持・充実

- ・商業施設、各種団体等と連携しながら、既存店舗・商業関連施設の利便性向上と充実、空き店舗活用の推進、北部市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくり、各種イベントの支援などにより、中心市街地としてのにぎわいを取り戻し、魅力あふれる商業空間を創出します。
- ・結城駅周辺においては、本市の玄関口としてふさわしい魅力ある商業・観光施設等の機能集積を誘導していきます。
- ・国道 50 号など幹線道路及びその沿道部においては、広域商業集積地としてふさわしい機能誘導及び自動車交通の玄関口としての街路景観整備や沿道景観形成の計画的な規制・誘導に努めます。

【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺・国道 50 号沿線）

【想定される事業】：中心市街地活性化事業〔商工観光課〕

【関連する国の支援事業】：商店街活性化促進事業 等

②官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進

・まちのにぎわいや交流を創出する公共施設については、予防保全による長寿命化を基本としながら、更新にあたっては集約化・複合化や PPP/PFI の導入など民間活力の積極的な導入を検討し、計画的・効率的な施設運営を図ります。

【対象区域】：都市機能誘導区域内

**【関連する国の支援事業】：公共施設等の適正管理に係る地方財政措置
(公共施設等適正管理推進事業債) 等**

③公的不動産活用による都市機能の誘導

・都市機能誘導区域内の有効活用可能な公的不動産については、地域商業の活性化や暮らしやすさの向上に資する都市機能の誘導に有効活用していきます。

【対象区域】：都市機能誘導区域内

【関連する国の支援事業】：都市構造再編集中支援事業 等

④本市特有の歴史・文化等の発信による、にぎわいや多様な交流を創出する複合施設の整備

・市街地のにぎわいと活気を創出するため、旧市庁舎の移転跡地を活用し、城下町として栄えた歴史や本市が有する地域資源の発信を核に多世代が集える複合施設の整備を検討します。

【対象区域】：都市機能誘導区域内（旧市庁舎跡地）

【関連する国の支援事業】：都市構造再編集中支援事業 等

⑤市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上

- ・都市機能の誘導に加えて、区域内の回遊性を高め、居心地がよく歩きたくなる空間を創出することで、より一層の賑わいを創出するウォーカブルなまちなか都市空間の形成を目指します。
- ・特に結城駅やその周辺においては、友愛メルヘン橋の適正な施設管理に加えて、段差解消やエレベーター整備等のバリアフリー化により、高齢者や障害者等に配慮した人にやさしい交通施設・環境の整備を推進します。

【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺）

**【想定される事業】：友愛メルヘン橋エレベーター整備事業
（都市再生整備計画事業）【都市計画課】**

**【関連する国の支援事業】：バリアフリー環境整備促進事業
まちなかウォーカブル推進事業
都市再生整備計画事業 等**

⑥交通結節点における回遊性・利便性の確保

- ・結城駅周辺の交通集中地においては、駅や商店街へのアクセス道路や駅前広場の整備・充実を図るとともに、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保に努めます。

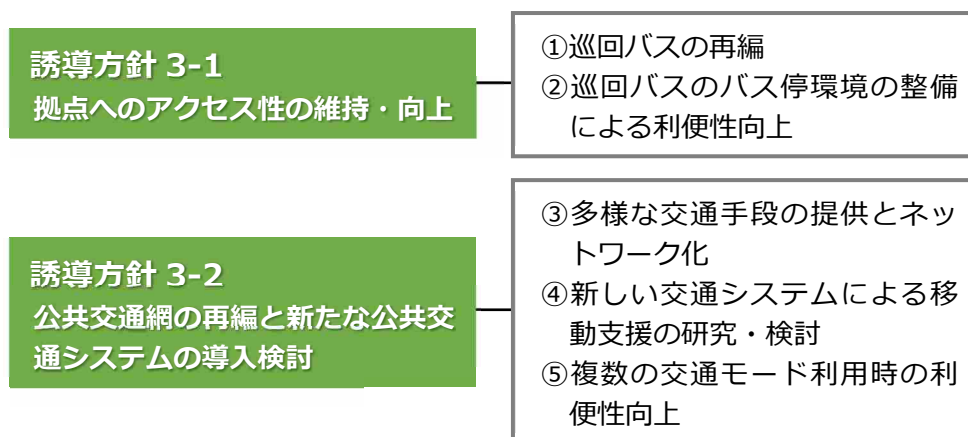
【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺）

【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等

4. 公共交通ネットワークに係る施策

立地適正化計画及び地域公共交通計画の方針に基づき、公共交通ネットワークに係る施策を以下のとおり定めます。

《 公共交通ネットワークに係る施策の体系 》



《 誘導施策 》

①巡回バスの再編

・市内移動の重要な交通手段となっている巡回バスによる中心拠点へのアクセス性・利便性の向上に向けて、JR 水戸線との乗り継ぎに考慮したダイヤ調整や潜在需要が見込まれるエリアへの運行ルートの見直しも視野に、運行便数や運行ダイヤの見直しを行います。

【対象区域】：市全域

【想定される事業】：運行計画の見直し（案）

【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等

②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上

・結城駅をはじめ、市内巡回バスの利用が多いバス停においては、安全かつ快適にバスの待ち時間が過ごせるよう、バス停周辺の公共施設に加え、商業施設と民間施設の活用・協力を図りながら、待合環境（上屋やベンチ等）の整備を実施します。

・また、太陽光発電のLED電球の設置による夜間の安全性と利便性の向上や市内巡回バスの利用拡大を図るため駐輪場の整備し、自転車のアクセス性を高めます。

【対象区域】：市全域

【想定される事業】：上屋・ベンチの設置、LED照明の設置、駐輪場の整備

【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等

③多様な交通手段の提供とネットワーク化

- ・利用者のニーズに即した公共交通の実現に向けて、鉄道サービスを補完する広域バス交通ネットワークの形成（小山～結城～筑西間等 J R 水戸線軸上方向のバス路線網）や、タクシーの有効活用など、多様な交通手段の提供に努め、安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化を図ります。

【対象区域】：市全域

**【想定される事業】：タクシーの有効活用による新たな交通システムの導入
地域の輸送資源の活用検討
鉄道等を補完する広域交通の導入検討**

【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等

④新しい交通システムによる移動支援の研究・検討

- ・近年、全国各地で自動運転による運行や、小型・低速・電動でエコなグリーンスローモビリティの実証運行を実施しており、その都市への導入適用性が検討されています。
- ・本市においても、他都市の実証実験の成果などを踏まえ、技術面や運用面から、効果や適用性について研究し、導入の可能性を検討します。

【対象区域】：市全域

【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等

⑤複数の交通モード利用時の利便性向上

- ・多様な交通モードを組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスであるマース（MaaS、モビリティ・アズ・ア・サービス）を用いた公共交通のサービス環境の整備・改善に向け、本市における導入可能性について研究・検討します。

【対象区域】：市全域

【主要事業】：MaaS の導入検討

【関連する国の支援事業】：日本版 MaaS 推進・支援事業 等

第 8 章 目標指標と進行管理及び届出制度

1. 目標指標の設定	140
2. 進行管理	143
3. 届出制度	144

1. 目標指標の設定

本計画を適正に管理するため、これまでの立地適正化計画のまちづくり方針や誘導施策を踏まえ、それらの達成状況を評価する指標と目標値を設定します。

目標指標は、まちづくり方針である居住誘導、都市機能誘導、公共交通ネットワーク、及び「第 6 章 防災指針」による防災・減災に向けた取組みの観点に基づき設定を行います。

また、それらの目標指標が達成されたことにより、期待される効果についても定量的な目標指標の設定を行います。

① 居住誘導に関する目標指標

指標	現状値 (H27)	目標値 (R24)
居住誘導区域内の人口密度の低下抑制	41.9 人/ha	40.0 人/ha

【指標設定の考え方】

居住誘導と都市機能の誘導・充実により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているかを確認する。

【目標指標達成のため居住誘導区域への誘導が必要な人口】

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に基づき令和 24 (2042) 年の居住誘導区域の人口密度を算出した結果、既成市街地の人口密度の基準である 40 人/ha を下回る、33.4 人/ha となることを見込まれています。

目標値である 40.0 人/ha を達成するには、4,329 人を居住誘導区域へ誘導する必要があります (1 年間に約 216 人)。

【居住誘導区域への誘導が必要な人口規模の考え方】

① R24 の居住誘導区域内の人口：22,047 人 (人口密度 33.4 人/ha)

② 目標値達成に必要な R24 の居住誘導区域の人口：26,376 人 (人口密度 40 人/ha)

⇒ 居住誘導区域への誘導が必要な人口：4,329 人 (② - ①)

※ 居住誘導区域面積：659.4ha

②都市機能誘導に関する目標指標

指標	地区	現状値 (R5)	目標値 (R24)
誘導施設の立地数	結城駅周辺地区	9/13 [*]	13/13
	国道 50 号沿道地区	2/2	2/2

※結城駅周辺地区には、誘導施設が 13 種類設定され、R5 時点では 9 種類が立地

【指標設定の考え方】

都市機能誘導区域内で、誘導施設の維持・誘導が適切に行われているかを確認する。

③公共交通ネットワークに関する目標指標

指標	現状値 (H27)	目標値 (R24)
公共交通沿線地域の人口カバー率	92.2%	維持

※全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については 800m、バス停については 300m）

【指標設定の考え方】

巡回バスの再編をはじめとした公共交通の維持・充実や利用促進を図る各種施策により、居住者が公共交通沿線に居住し、公共交通を利用しやすい市民の割合を維持できているかを確認する。

④防災・減災に向けた取組みに関する目標指標

指標	現状値	目標値
1：自主防災組織率	<令和 3 年度> 34.4%	<令和 8 年度> 40.0%
2：市道排水整備率	<令和元年度> 25.6%	<令和 7 年度> 26.9%
3：下水道雨水管渠整備	<令和元年度> 10,627m	<令和 7 年度> 11,302m
4：総合防災訓練避難所数	<令和 3 年度> 2 箇所	<令和 8 年度> 12 箇所
5：防災集団移転促進事業の立案	<令和 4 年度> 未検討	<令和 24 年度> 立案
6：浸水リスクの高い地域内の人口割合 [*]	<平成 25 年> 34.3%	<令和 24 年度> 34.3%以下

※総人口に対する浸水リスクが最も高い「鬼怒川及び田川放水路（想定最大規模）」における洪水浸水想定区域内の人口の割合

【指標設定の考え方】

防災上の対応方針による取組みが適切に行われているかを確認する。

なお、1~4の指標については、「結城市国土強靱化地域計画」との整合を図りながら設定しているため、本計画の見直し時において、上位計画等の見直しを踏まえつつ、中長期的な目標値を設定することとする。

⑤上記の目標指標の達成により期待される効果

指標	現状値 (R元)	目標値 (R24)
「住みやすいまち」 ^{※1} と考える市民の割合の増加	31.7%	40.0%以上
定住意向 ^{※2} を示す市民の割合の増加	53.4%	60.0%以上

※1：住みやすさに対する設問で「住みやすい」と回答した市民の割合

※2：定住意向の設問で「ずっと住み続けたい」と回答した市民の割合

※3：各指標はともに、令和元年度に実施した市民アンケート調査結果より

【指標設定の考え方】

結城駅周辺等の各拠点に誘導施設が集積し、そこへアクセス可能な公共交通が充実することで、市民の暮らしに対する満足度が上昇し、住みやすさや定住意向を示す市民の割合が増加することが期待する。

2. 進行管理

都市計画運用指針（第12版）では、本計画の進行管理について、以下のような考えが示されています。

- ◆市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討するべきである。

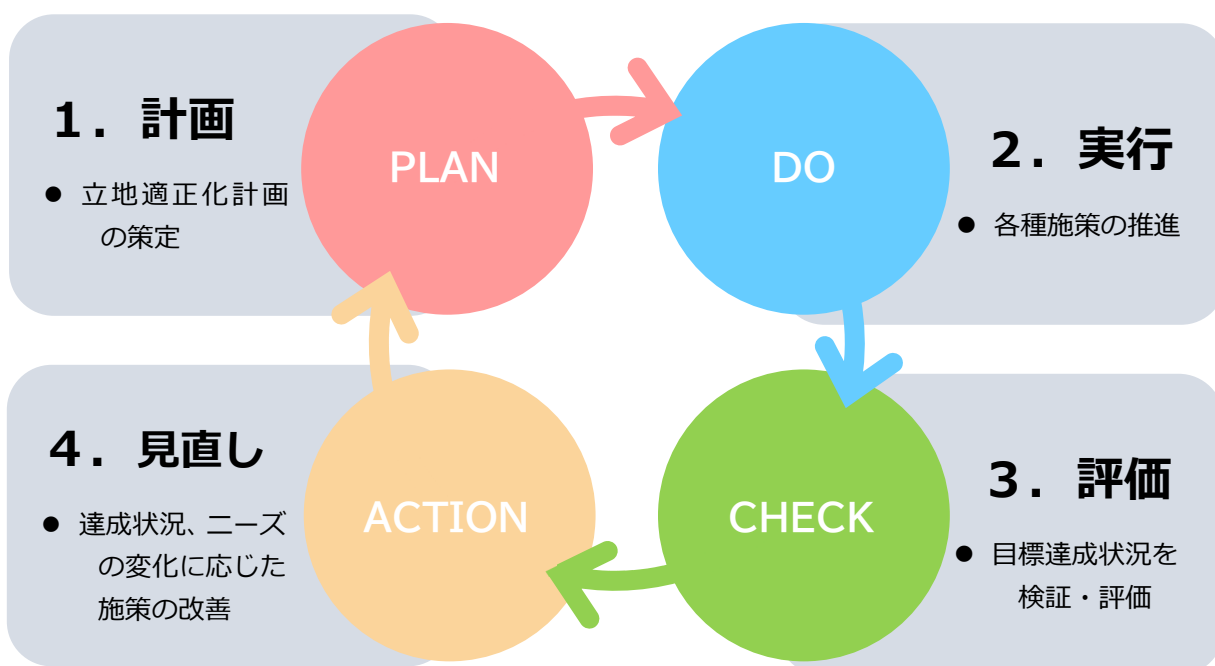
上記の内容を踏まえて本市においても、PDCAサイクルの考え方に基づき、本計画の計画期間である令和5年～令和24年にかけて、おおむね5年ごとに評価指標の調査、分析による評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

なお、本計画の評価を行う際は、「結城市都市計画マスタープラン」、「結城市地域公共交通計画」と連携を図るとともに、評価結果については都市計画審議会等への報告、市ホームページ等での周知を行います。

また、社会情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、本計画の見直しが必要となった場合は、適切に見直しを行います。

進行管理に当たっては、目標指標において設定した値を活用し、これらの達成状況の確認を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



3. 届出制度

(1) 届出制度について

都市再生特別措置法第88条または、第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外において以下の開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられます。

また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。更に、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うものです。

(2) 居住誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第88条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	<p>◆ <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為を行おうとする場合 (例) 3戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
	<p>◆ <u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、<u>1,000㎡以上の規模</u>の開発行為を行おうとする場合 (例) 1,300㎡、1戸の開発行為 (例) 800㎡、2戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
建築等行為	<p>◆ <u>3戸以上の住宅を新築</u>しようとする場合 (例) 3戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>
	<p>◆ <u>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅</u>とする場合 (例) 1戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>

【勧告】：届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(3) 都市機能誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第 108 条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出のイメージ（誘導施設である保育所・保育園を設置する場合）】



【勧告】：届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時は、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(4) 都市計画誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告
(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

【届出の対象となる行為】

◆都市機能誘導区域内で、誘導施設を <u>休止又は廃止</u> しようとする場合
--

【届出のイメージ（誘導施設である保育所・保育園を休止又は廃止する場合）】



【助言・勧告】：新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

参考資料

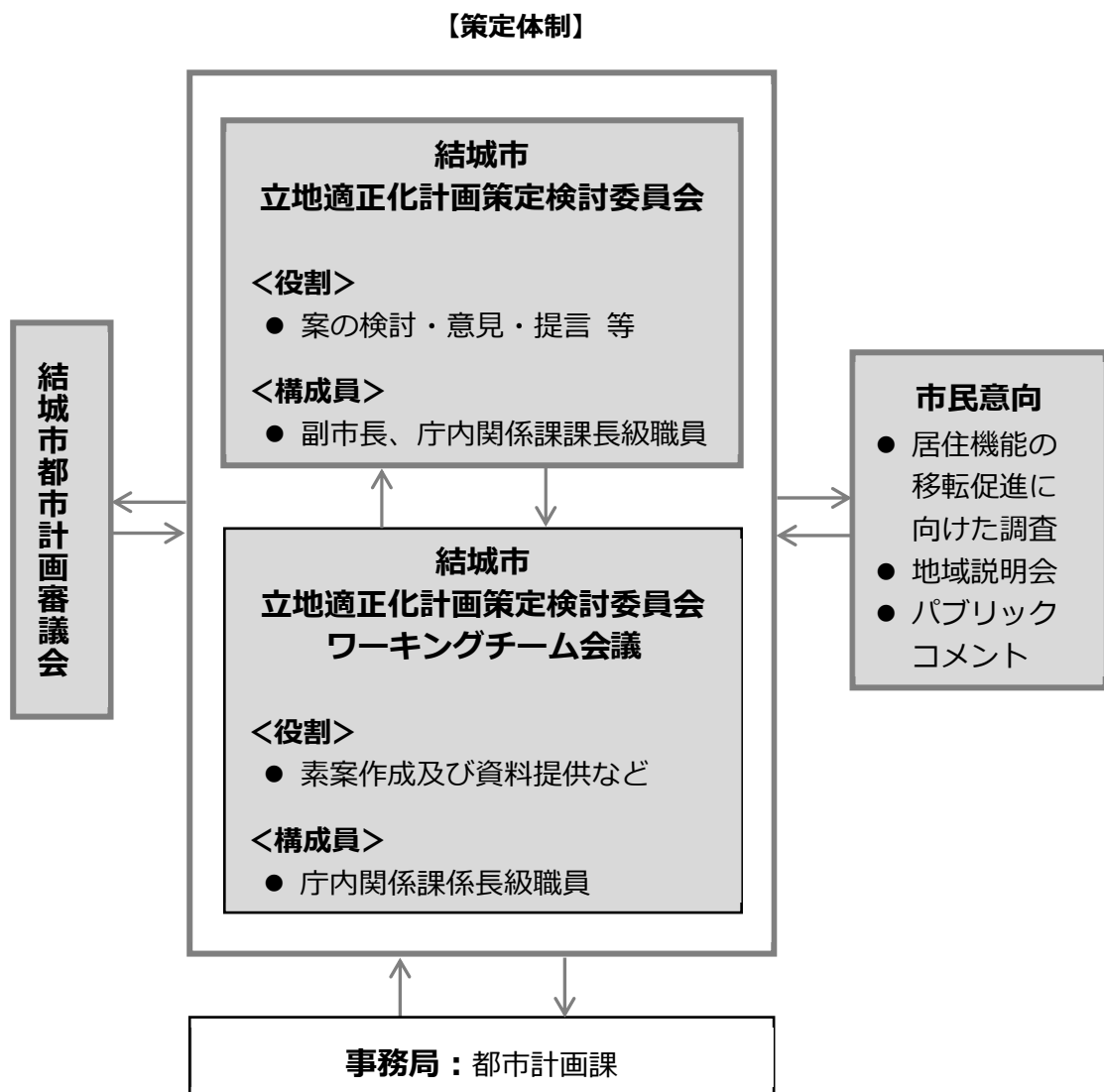
1. 策定経緯

(1) 検討体制

策定にあたっては、副市長を委員長とした「結城市立地適正化計画策定検討委員会」を設置し、令和2年10月から令和5年2月までに計5回開催しました。

また、市民意向を反映するため、居住機能の移転促進に向けた調査及びパブリックコメントを実施しました。

庁内においては、都市計画課を事務局とした「結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議」を設置し、全庁的な体制の下で検討を行いました。



■ 結城市立地適正化計画策定検討委員会 委員名簿

No.	氏名	役職	備考
1	杉山 順彦	副市長	委員長
2	瀬戸井 武志	都市建設部長	副委員長
3	関根 智	契約管財課長	
4	生井 秀世	企画政策課長	
5	西條 豊二	財政課長	
6	松本 修一	防災安全課長	
7	窪田 千伸	社会福祉課長	
8	松本 弓子	子ども福祉課長	
9	山本 賢司	介護福祉課長	
11	上野 敏明	農政課長	
12	駒井 勝男	商工観光課長	
13	枝 康夫	生活環境課長	
14	佐山 敦勇	都市計画課長	
15	金崎 成伸	土木課長	
16	木村 健一	区画整理課長	
17	北條 正進	下水道課長	
18	高田 廣之	水道課長	
19	大木 博	学校教育課長	
20	斉藤 伸明	生涯学習課長	

令和4年度時点

■ 結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議 委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	都市計画課長	佐山 敦勇	リーダー
2	公共施設マネジメント推進室長	河田 圭一郎	
3	企画政策課政策調整係長	福井 恵一	
4	企画政策課公共交通整備係長	石島 英明	
5	財政課財政係長	秋元 隆司	
6	防災安全課消防防災係長	海老澤 聡	
7	社会福祉課企画管理係長	北嶋 厚志	
8	子ども福祉課保育係長	宮田 高夫	
9	介護福祉課長寿支援係長	平井 幹了	
10	介護福祉課介護保険係長	瀧澤 明行	
11	介護福祉課地域ケア推進係長	宇津木 由紀子	
12	農政課農政係長	生井 義明	
13	商工観光課商工振興係長	真中 好厚	
14	企業立地推進室長	駒井 勝男	
15	生活環境課環境保全係長	清水 博	
16	都市計画課計画係長	山田 徹	副リーダー
17	土木課管理係長	谷鳶 剛	
18	区画整理課計画係長	石山 雄一	
19	下水道課計画係長	宮田 剛史	
20	水道課業務係長	舘野 隆幸	
21	学校教育課学校再編係長	和泉田 真	
22	生涯学習課文化係長	船水 由美	

令和4年度時点

(2) 策定までの経緯

年月		会議名	主な議題等
令和2年度	10月	第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画の策定について ●立地適正化計画の概要について ●上位・関連計画の整理について ●現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析について
		第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議	
	12月	居住機能の移転促進に向けた調査	
	2月	第2回結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画の方針の検討について ●目指すべき骨格構造の検討について
		第2回結城市立地適正化計画策定検討委員会	
3月	第1回結城市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画の策定について ●立地適正化計画の概要 ●まちづくりの方針の設定 ●目指すべき都市の骨格構造 	
令和3年度	8月	第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ●防災指針の検討について ●誘導区域の概略区域の検討について
	11月	第2回結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ●防災指針の検討について ●誘導区域・誘導施設の検討について
	12月	第1回結城市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域 ●都市機能誘導区域・誘導施設 ●防災指針
	2月	第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの方針（ターゲット）の精査について ●誘導区域・誘導施設の検討について ●誘導施策の検討について ●防災指針の検討について
	3月	第2回結城市都市計画審議会	●中間報告
令和4年度	7月	第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会ワーキングチーム会議	●計画素案について
	8月	第1回結城市立地適正化計画策定検討委員会	
	9月	第1回結城市都市計画審議会	
	11月	計画素案の事前周知	●計画概要のパネル展示による事前周知
	12月	パブリックコメント	●令和5年1月4日（水）～ 令和5年1月31日（火）
	2月	第2回結城市立地適正化計画策定検討委員会	●計画案について
	2月	第2回結城市都市計画審議会	



発行 令和5年3月

発行者 結城市 都市計画課

■問い合わせ先

結城市 都市計画課 計画係

住所 茨城県結城市中央町二丁目3番地

電話番号 0296-34-0422

F A X 0296-33-6627

